

中央合同庁舎第3号館等施設管理業務民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下、「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、国土交通省は、公共サービス改革基本方針(平成28年6月28日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された中央合同庁舎第3号館(以下、「3号館」という。)及び中央合同庁舎第2号館(以下、「2号館」という。)の国土交通省が所管する設備の施設管理業務(以下、「本業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1. 1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 対象施設の概要

【施設概要】

施設名称：中央合同庁舎第3号館

所在地：千代田区霞が関2-1-3

入居官署：国土交通省、海上保安庁、観光庁

敷地面積：14,126.11m²

建物：

① 庁舎(中央合同庁舎第3号館)

構造規模：SRC造 地上11階(地下2階、塔屋2階)

建築面積：5,799.12m²

延べ面積：69,973.82m²

主要用途：庁舎

② 渡り廊下

構造規模：S造 地上1階

建築面積：41.07m²

③ 車庫

構造規模：S造 地上1階

建築面積：17.42m²

延べ面積：17.42m²

④ 守衛所A	構造規模：S造 地上1階 建築面積：3. 53m ² 延べ面積：3. 53m ²	⑤ 守衛所B	構造規模：S造 地上1階 建築面積：2. 44m ² 延べ面積：2. 44m ²
⑥ 守衛所C	構造規模：S造 地上1階 建築面積：2. 44m ² 延べ面積：2. 44m ²	⑦ 記帳所1	構造規模：S造 地上1階 建築面積：12. 7m ² 延べ面積：12. 7m ²
⑧ 記帳所2	構造規模：S造 地上1階 建築面積：11. 45m ² 延べ面積：11. 45m ²		

管理・運営業務の範囲：3号館内及び構内

利 用 者：職員約4,000人、外来者1日約1,000人

テナント施設：旅行代理店1件、飲食6件（食堂2件、蕎麦屋1件、軽食堂1件、弁当販売店1件、屋上喫茶室1件）コンビニエンスストア1件、書店1件、総合売店1件、保育園（託児所）1件

（テナント施設の運営については、本業務の対象外とする。）

施設名称：中央合同庁舎第2号館

所 在 地：千代田区霞が関2-1-2

対象エリア：国土交通省入居エリア

（12F～16F及び低層棟国土交通省共用会議室他）

（2）業務の対象と業務内容

以下の対象業務について、3号館等の国土交通省職員及びその他の者が快適に業務及び営業を行えるよう適切に行うこととする。

【対象業務】

①設備等管理業務

1) 空調設備等運転監視・点検保守

3号館に設置してある空調設備及び衛生設備等の運転・監視、日常点検、定期点検、保守等を行う。

2) 受電設備等運転監視・点検保守

3号館に設置してある受電設備等の運転・監視、日常点検、定期点検、保守等を行う。

3) 昇降機の点検保守

3号館に設置してある昇降機設備（エレベーター全14機）の定期点検・保守を行う。

4) 構内自動電話交換装置等保守

3号館に設置してある構内自動電話交換装置及び2号館の国土交通省として所管管理するリモートスイッチ（小規模交換装置）並びに両館の電話機等の運転・監視、日常点検、定期点検、保守等を行う。

5) 消防用設備点検保守

3号館に設置してある自動火災報知設備・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・消火器具・不活性ガス消火設備（窒素ガス、二酸化炭素）・ハロゲン化物消火設備・ガス漏れ火災警報設備・避難器具・誘導灯及び誘導標識・排煙設備・連結送水管・消防用水ポンプ・防火設備・非常放送設備・フード用簡易自動消火装置の定期点検を行う。

6) 生ごみ処理機点検保守

3号館に設置してある生ごみ処理機の定期点検、保守を行う。

7) 喫煙室用灰皿（電気集塵機内蔵）の点検保守

3号館に設置してある喫煙室用灰皿を、常時正常な状態で使用できるようにするための定期点検、保守を行う。

② 庁舎管理窓口業務

3号館及び2号館の国土交通省職員等の庁舎利用における手続等を行う。

③ 警備業務

3号館における指定区域の警備を行う。

④ 清掃業務

1) 庁舎等清掃業務

3号館及び2号館仮眠室の良好な環境衛生を維持するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」その他関係法令に基づき、庁舎等清掃を行う。

2) 男子トイレ小便器水洗便所用薬剤供給装置等の賃貸借及び維持管理業務

3号館地下2階トイレ及び4階幹部コーナー内における男子トイレ小便器の殺菌、洗浄、脱臭、芳香、排水管のスケールによる詰まりの防止とともに、トイレの脱臭、芳香を行うことによりトイレ環境を良好な状態に保ち、施設の維持管理に供することを目的とする。

⑤ 植栽管理業務

3号館の敷地内にある植栽について、植栽の徒長が歩行者の安全確保や植栽維持管理の妨げにならないように剪定を行う。

また、緑化環境維持のために、植え込み地の除草・施肥・点検・清掃・害虫防除を行う。

⑥ 庁舎内ねずみ・昆虫等防除業務

3号館のねずみ及び昆虫等の生息状況・環境の調査並びに調査に基づき防除及び防除の効果判定を併せて行う。効果判定を行った結果、3号館内のねずみ及び昆虫等の生息実態を把握し、環境負荷の少ない効率的な防除と、大量発生の抑制を図る。

⑦ 執務環境測定

⑧ 設備の修繕計画作成業務

⑨ エネルギー管理業務

3号館のエネルギー使用状況を把握し記録、集計を実施し、「エネルギー使用の合理化に関する法律」(以下「省エネ法」という。)及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」という。)に基づく報告書原案の作成を行う。併せて省エネに係る提案を行う。

(3) 用語の定義

用語については、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書（平成25年版）」(以下「共通仕様書」という。)第1編総則、第1章総則、第2節一般事項1.2.2用語の定義による。

なお、本業務は原則共通仕様書を適用する。

1.1.1 管理運営業務全般に係る業務

(1) 複数の企業で構成されるグループ(以下、「入札参加グループ」という。)の管理について本業務を実施するにあたり、入札参加グループを構成する場合は、その代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業(以下「グループ企業」という。)と密に連携をとり、管理・運営業務を包括的に管理すること。

(2) 発注者との連携について

落札事業者は、定期的に施設管理担当者と連携を図り、円滑な管理・運営業務を実施すること。

(3) 代表者の権限

共同体の代表者は、本業務の履行に関し、共同体を代表して発注者及び施設管理担当者と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代金(概算払いを含む。)の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(4) 統括管理責任者

①落札事業者は、統括管理責任者を社内から選任すること。ただし、入札参加グループで参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選出すること。

なお、統括管理責任者は業務責任者を兼務することができる。

②統括管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者へ報告すること。

③施設管理担当者から指示があった場合は、統括管理責任者は速やかに各業務責任者を通じ実行すること。

(5) 副統括管理責任者

- ①統括管理責任者は、副統括管理責任者を置くことができる。
- ②副統括管理責任者は、統括管理責任者選出事業者から選出し、業務責任者を兼務することができる。
- ③副統括管理責任者は、統括管理責任者を補助し、統括管理責任者が不在の際は、これに代わる。

1. 1. 2 設備等管理業務（点検等及び保守）

(1) 定期点検等及び保守

一般事項は、共通仕様書第2編定期点検等及び保守、第1章一般事項、第1節一般事項による。

①点検機器、点検内容及び周期等

設備等管理業務の詳細は、別紙3-1から別紙3-7のとおり。

(2) 運転・監視及び日常点検・保守

一般事項は共通仕様書第3編運転・監視及び日常点検・保守、第1章一般事項、第1節一般事項による。

①運転・監視及び日常点検・保守の内容

空調設備等運転監視及び受電設備等運転監視の詳細は、別紙3-1及び別紙3-2のとおり。

1. 1. 3 序舎管理窓口業務

(1) 業務内容

別紙4のとおり

1. 1. 4 警備業務

(1) 業務内容及び周期

一般事項は、共通仕様書第6編警備、第1章一般事項、第1節一般事項による。

警備業務の詳細は、別紙5のとおり。

1. 1. 5 清掃等業務

(1) 業務内容及び周期

一般事項は、共通仕様書第4編清掃、第1章一般事項、第1節一般事項による。

清掃等業務の詳細は、別紙6-1及び6-2のとおり。

1. 1. 6 植栽管理業務

(1) 植栽管理業務

①構内植栽管理

②屋上植栽管理

(2) 業務内容及び周期

別紙7のとおり

1. 1. 7 庁舎内ねずみ・昆虫等防除等業務

(1) 庁舎内ねずみ及び昆虫等防除業務

- ①定期点検
- ②全館点検
- ③食堂点検
- ④和室点検

(2) 業務内容及び周期

別紙8のとおり

1. 1. 8 執務環境測定

空気環境測定の一般事項は、共通仕様書第5編第2章空気環境測定及び共通仕様書第5編第3章照度測定による。

(1) 執務室空気環境測定

3号館の執務室及び喫煙室の空気環境を測定する。

(2) 執務室照度測定

3号館の執務室の照度を測定する。

(3) 共用部照度測定

3号館の共用部の照度を測定する。

(4) 業務の内容及び周期

別紙9のとおり

1. 1. 9 設備の修繕計画作成業務

定期点検等により、対象設備の機能・性能及び劣化の状況等を把握し、機能維持のために必要な修繕及び部品交換等の時期を整理した修繕計画書を作成する。（1回／年）

1. 1. 10 エネルギー管理業務

(1) エネルギー（電気、ガス、灯油、水道、給湯）の使用状況を的確に把握し、記録

及び集計を行う。

(2) 省エネ法、環境確保条例に基づく報告書原案の作成を行う。

(3) 省エネに係る提案を行う。

(4) 業務の内容及び周期

別紙10のとおり

1. 1. 11 その他

(1) 対象設備の一覧は別紙1のとおりとする。

- (2) 業務ごとの必要な資格等は別紙2-1のとおりとする。
- (3) 業務責任者等については、別紙2-2のとおりとする。
- (4) 法令に決められた作業は、別紙2-3のとおりとする。
- (5) 発注者が用意するものは別紙2-4のとおりとする。
- (6) 落札事業者が用意するものは別紙2-5のとおりとする。
- (7) 業務日、業務時間は別紙2-6のとおりとする。
- (8) 報告書等については別紙2-7のとおりとする。
- (9) 共通事項は別紙2-8のとおりとする。

1. 2 サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき質及び確保すべき水準は以下のとおりとする。

1. 2. 1 管理・運営業務の質

(1) 管理業務に関する包括的な質

【基本方針】

管理業務を通して、3号館等における業務の円滑な実施を可能とすること。

①確実性の確保

1) 管理業務の不備に起因する当施設における執務及び営業の中止回数（0回）

※執務及び営業の中止とは、執務及び営業が中止することにより著しく3号館等の国土交通省職員及びその他の者の利益を損なった場合をいう。

2) 管理業務の不備に起因する空調停止、停電、断水の発生（0回）

②安全性の確保

管理業務の不備に起因する3号館等の国土交通省職員及びその他の者の怪我の回数（0回）

※怪我とは、病院での治療を要する怪我をいう。

③環境への配慮

省エネ法及び環境確保条例を遵守し、本業務遂行に当たって温室効果ガス削減に努めること。ただし、利用者の業務に支障の無いよう配慮すること。

※中央合同庁舎第3号館特定温室効果ガスの削減目標：環境確保条例により決定した第2計画期間（平成27年度～31年度）中排出上限量33,300t（二酸化炭素換算）を超えないこと。

1. 2. 2 各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、従来の実施方法として別紙3～10で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、法令に反しない限り、改善提案を行うことができる。

1. 2. 3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、以下の観点から落札事業者の創意工夫を反映し、管理業務の質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費削減等）に努めるものとする。

(1) 管理業務の実施全般に対する提案

落札事業者は、別途定める企画書に従い、管理業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うことができる。

(2) 従来の実施方法に対する改善提案

落札事業者は、各業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める企画書に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行基準レベルの質が確保できる根拠等を提示すること。

(3) 管理業務に関するコスト低減に関する提案

落札事業者は、コスト低減に関する提案がある場合は、別途定める企画書に従い、具体的な方法等を示すとともに、各業務の現行基準レベルの質が確保できる理由等を提示すること。

(4) 共通仕様書に関する提案

共通仕様書に関する提案については、仕様書の趣旨・目的に準拠し、同等または、それ以上の水準を確保し根拠等を提示すること。

1. 2. 4 委託費の支払い方法

施設管理担当者は、事業期間中の検査・監督を行い、質、最低水準の確保の状況及び企画書の提案事項実施状況を報告書、目視等により確認した上で、委託費を支払うものとする。検査・監督の結果、質、最低水準の確保及び企画書の提案事項の履行がなされていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、落札事業者は、速やかに業務改善計画書を施設管理担当者へ提出することとし、遂行後の確認ができない限り委託費の支払いは行わないものとする。

委託費の支払いにあたっては、落札事業者は当該月分の業務の完了後、国土交通本省との間であらかじめ定める書面により当該月分の支払い請求を行い、国土交通本省はこれを受領した日から30日以内に支払うものとする。

1. 2. 5 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品

管理業務を実施するにあたり、本実施要項等において各業務で使用する材料等の消耗品は、別に定める落札事業者が負担するものを除き、全額国土交通本省の負担とし、落札事業者からの請求に応じ支給するもとする。

(2) 光熱水料

国土交通本省は、落札事業者が本業務を実施するのに必要な電気・ガス・上下水道の使用を無償で提供する。

(3) 法令等の変更による増加費及び損害の負担

法令等の変更により落札事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③のいずれかに該当する場合には、国土交通省が負担し、それ以外の変更については落札事業者が負担するものとする。

- ①本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- ②消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- ③上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第10条各号（第11号を除く）に該当するものでないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- (3) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A又はBの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
- (4) 入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警備業法第4条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 入札参加グループでの入札について

本業務の実施あたっては、一企業とすることも、入札参加グループとすることも可能とする。

①単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができるものとする。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及びグループ企業として参加するものとする。

なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできないものとし、また代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成し、提出することとする。

②代表企業は上記(1)から(4)及び(6)の全ての要件を満たすこととし、グループ企業は上記(1)、(2)及び(4)並びに(6)の全ての要件を満たすとともに、平成

28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省統一資格）「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

なお、警備業務を担当する者は、(5)の要件を満たしていること。

(8) 事業協同組合での入札について

入札参加予定の事業協同組合構成員は、他の入札参加グループに参加若しくは単独で入札に参加することはできないものとする。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

- ①官報公示 : 平成28年11月下旬～平成28年12月上旬頃
- ②現場説明会 : 平成28年12月上旬～平成28年12月中旬頃
- ③入札等に関する質疑応答 : 平成28年11月下旬～平成28年12月下旬頃
- ④入札書類の提出期限 : 平成29年1月中旬～平成29年1月下旬頃
- ⑤企画書の評価 : 平成29年1月下旬～平成29年2月中旬頃
- ⑥開札・落札事業者の決定 : 平成29年2月中旬～平成29年2月下旬頃
- ⑦契約締結 : 平成29年4月1日

(2) 入札実施手続

①提出書類

民間競争入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下、「入札書」という。）及び総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等（以下、「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）を提出すること。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の108分の100に相当する金額を記載することとする。

②企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項5で示す総合評価を受けるために、次の1)～10)に掲げる事項を記載すること。入札参加者は、次の5)～8)において、法令に反しない限り、別紙3～10で示す従来の実施方法について改善提案を行うことができる。必要に応じ、企画書提出期限前に質問を行うことができる。

質問を求められた国土交通本省は、当該者が企画書を提出期限内に提出できるよう速やかに回答する。

1) 企業の代表責任者及び本業務担当者（提出様式1）

※複数の企業で参加する場合

- ・参加企業の一覧、代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者

2) 業務実績（提出様式2）：本実施要項1で示した業務ごとの過去3年間の業務実績

3) 業務に対する認識（提出様式3）

- ア) 本業務の目的を理解した計画的な業務の実施
- イ) 本業務を確実に実施するための基本的な方針

4) 実施体制（提出様式4）

- ア) 各業務体制

（グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携体制であるか。）

- イ) 各業務で必要とする資格者の配置

（資格を証明する書類の添付：必要とされる資格を証明する書類の写し）

5) 管理業務全般に係る業務に関する提案（提出様式5）

- ア) 本業務の包括的な質（確実性、安全性及び環境への配慮）の向上に関する提案

イ) 業務コスト等削減の方策

ウ) 質の向上に対する具体的な提案（次の6）～8に係る提案を除く）

（具体的な方法、計画、実施可能な体制等）

6) 設備等管理業務（提出様式6、7、9）

ア) 質の向上に寄与する付加的要件の具備

イ) 質の向上に対する具体的な提案（具体的な方法、計画、実施可能な体制等）

7) 警備業務（提出様式6、7、9）

ア) 質の向上に寄与する付加的要件の具備

イ) 質の向上に対する具体的な提案（具体的な方法、計画、実施可能な体制等）

8) 清掃業務（提出様式6、7、9）

ア) 質の向上に寄与する付加的要件の具備

イ) 質の向上に対する具体的な提案（具体的な方法、計画、実施可能な体制等）

9) 緊急時等への対応について（提出様式8）

ア) 具体的な事態を想定した体制、対策

イ) 業務を安定的に履行できる対策

10) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（提出様式11）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

③開札にあたっての留意事項

- 1) 開札は、紙入札方式による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ）を立ち会わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- 2) 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- 3) 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限委任状を提示しなければならない。

- 4) 紙入札方式による入札者は、入札中は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか開札場を退場することができない。
- 5) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子入札システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子入札システムによる入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）は当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。
ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかつた者は、再度の入札に参加することができない。
- 6) 上記5)で、当初入札又は再度入札（入札執行回数は、原則2回）で、落札事業者がいない場合は、再度公告入札を行う。

④通貨及び言語

入札書、企画書その他提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に規定する計量単位とする。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

落札事業者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は、国土交通省に設置する「大臣官房会計課物品等調達契約総合評価委員会」において行うものとし、本業務に係る企画書及び業務実施内容の審査・評価にあたり、客観性を確保するため、第三者の有識者3名で構成される評価アドバイザーの意見を聴くものとする。

- (1) 落札事業者決定にあたっての質の評価事項の設定（別紙11）
落札事業者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須事項審査）、また、提案内容が具体的かつ効果的なものであるか（加点事項審査）について行うものとする。

①必須事項審査（100点）

必須事項審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須事項を満たしていることを確認する。全てを満たした場合は基礎点を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

1) 業務に対する認識

- ア) 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。
- イ) 本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。

2) 現行基準レベルの質の確保の実態

- ア) 各業務の提案内容は、（発注者側の）要求水準が確保されるものとなってい るか。

3) 実施体制

ア) 各業務の業務水準が維持される体制であるか。

(グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか。)

イ) 各業務で必要とする資格者が適切に配置されているか。

②加点事項審査（70点）

必須事項審査で合格した入札参加者に対して、次の加点事項について審査を行う。

なお、提案内容については、具体的でありかつ効果的な実施が期待されるかという観点から、絶対評価により加点を行うものとする。

1) 管理業務全般に係る業務に関する提案(10点)

ア) 本業務の包括的な質（確実性、安全性及び環境への配慮）の向上に関する提案がされているか。

イ) 業務コスト等削減の方策が提案されているか。

2) 設備管理業務等(20点)

ア) 質の向上に寄与する付加的要件を具備しているか。

イ) 質の向上に対する具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか。

3) 警備業務(15点)

ア) 質の向上に寄与する付加的要件を具備しているか。

イ) 質の向上に対する具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか。

4) 清掃業務(10点)

ア) 質の向上に寄与する付加的要件を具備しているか。

イ) 質の向上に対する具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか。

5) 緊急時等への対応について(10点)

ア) 具体的な事態を想定し、円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。

イ) 業務を安定的に履行できる対策が講じられているか。

6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標(5点)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合しているか。

(2) 落札事業者決定にあたっての評価方法

①落札事業者の決定方法

必須事項審査により得られた基礎点(100点)と加点事項審査で得られた加算点(70点)を加点し、入札価格(予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内であるものに限る。)で除した値を総合評価点とし、入札参加者中最も高い値の者を落札事業者として決定する。

総合評価点 = (基礎点(100点) + 加点事項審査による加算点(70点)) ÷ 入札価格

②留意事項

1) 当該落札事業者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合

その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないと認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるて著しく不適当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い1者を落札事業者として決定することがある。

ア) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性

- ・当該単価で適切な人材が確保されているか。
- ・就任予定の者に支払われる賃金額など

イ) 当該契約の履行体制

- ・常駐者の有無
- ・人数
- ・経歴
- ・勤務時間
- ・専任兼任の別
- ・業務分担等

ウ) 当該契約期間中における他の契約請負状況

エ) 持ち機械その他固定資産の状況

オ) 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する履行状況

カ) 経営状況

キ) 信用状況

2) 落札事業者となるべき者が二人以上あるとき

直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札事業者を決定するものとする。

また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に關係のない職員がこれに代わってくじを引き落札事業者を決定するものとする。

3) 落札事業者が決定したとき

遅滞なく、落札事業者の氏名若しくは名称、落札金額、落札事業者の決定理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3) 初回の入札で落札事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札事業者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。

再度の公告によっても落札事業者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できないなど、やむを得ない場合は、国土交通本省が自ら当該業務を実施すること等としその理由を公表するとともに官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項

従来の実施に関する情報は、別紙12のとおり。

7. 落札事業者に使用させることができる国有財産に関する事項

(1) 使用施設

3号館及び2号館の国土交通省が所管する施設

(2) 使用国有財産

使用できる設備については、3号館及び2号館の管理業務に関する国有財産全てとする。

8. 落札事業者が対象公共サービスを実施するにあたり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により落札事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告等について

①業務計画書の作成と提出

落札事業者は、本実施要項1で示した業務において業務を行うにあたり各年度の事業開始日まで年度ごとの管理業務計画書を作成し、施設管理担当者に提出すること。

②業務従事者名簿の作成と提出

1) 落札事業者は、本実施要項1で示した業務を行うにあたり、業務に従事する者の名簿を作成し、施設管理担当者に提出すること。別紙2-1及び2-2で示す資格を有する業務については、その資格を証明する書類（資格書の写し等）を併せて提出すること。また、業務従事者を変更する場合も同様とする。

2) 施設管理担当者は、業務従事者が不適格であると認める場合には、その理由を明らかにし、落札事業者に当該業務従事者への指導を求めることができる。その場合、落札事業者は不適格である理由を確認し、当該業務従事者の改善又は交替を行うものとする。

③業務報告書の作成と提出

落札事業者は、本実施要項1で示した業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

なお、様式は、仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務報告書作成の手引き（平成25年版）」を参考に監督職員と協議のうえ、決定し、提出については別紙2-7に則ること。

- 1) 落札事業者は、業務開始前に全ての業務報告書の様式を施設管理担当者へ提出し、承諾を得ること。
 - 2) 落札事業者は、業務期間中、業務日報を毎日作成し、施設管理担当者へ提出すること。
 - 3) 落札事業者は、業務期間中、業務月報を当月分につき翌月の7日以内に施設管理担当者へ提出すること。
 - 4) 落札事業者は、各事業年度終了後毎年4月15日（ただし、当該日が閉庁日の場合には直後の開庁日とする。）までに当該事業年度に係る管理業務に関する年間総括報告書を施設管理担当者へ提出すること。
- (2) 3号館等の検査・監督体制
- 落札事業者からの報告を受けるにあたり、3号館施設管理責任者等、検査・監督体制は次のとおりとする。
- ①施設管理責任者及び施設管理担当者
- 1) 施設管理責任者
国土交通省大臣官房会計課長
 - 2) 検査員
国土交通省大臣官房会計課施設管理専門官
 - 3) 監督職員（施設管理担当者）
 - ア) 大臣官房会計課庶務第1係長
別紙3-6 生ごみ処理機点検保守
別紙3-7 噫煙室用灰皿（電気集塵機内蔵）の点検保守
別紙4 庁舎管理窓口業務
別紙7 植栽管理業務
別紙8 庁舎内ねずみ・昆虫等防除業務
 - イ) 大臣官房会計課庶務第2係長
別紙5 警備業務
別紙6-1 清掃業務
別紙6-2 男子トイレ小便器水洗便所用薬剤供給装置等の賃貸借及び維持管理業務
 - ウ) 大臣官房会計課施設第1係長
別紙3-2 受電設備等運転監視・点検保守
別紙3-4 構内自動電話交換装置等保守
別紙3-5 消防用設備点検保守
別紙10 エネルギー管理業務

エ) 大臣官房会計課施設第2係長

別紙3-1 空調設備等運転監視・点検保守

別紙3-3 昇降機の点検保守

別紙9 執務環境測定

②検査・監督体制

- 1) 落札事業者は、業務終了後に施設管理担当者へ連絡すること。
- 2) 落札事業者からの連絡を受けた場合には、検査職員は業務履行の検査を行うものとする。

(3) 国土交通本省による調査への協力

国土交通本省は、落札事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、落札事業者に対し、当該管理・運営業務の状況に関し必要な報告を求め、又は落札事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

なお、立入検査をする者は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを落札事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(4) 指示について

国土交通本省は、次に掲げる事態が発生した場合は、落札事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- ・管理業務の不備により職員等から苦情が多数寄せられた場合
- ・管理業務の不備による設備の停止
- ・管理業務の不備による利用者とのトラブルの発生 等

また、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができる。

なお、落札事業者が指示に従わないとき、あるいは業務改善計画の遂行が確認できないときは本実施要項8(7)⑫3)とみなし、契約を解除できるものとする。

(5) 秘密の保持

落札事業者は、本業務に関して施設管理担当者が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

落札事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(6) 個人情報の取り扱い

①基本的事項

落札事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

②取得の制限

落札事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

③利用及び提供の制限

落札事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

④複写等の禁止

落札事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するために施設管理担当者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

⑤事案発生時における報告

落札事業者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに施設管理担当者に報告し、指示に従うものとする。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

⑥管理体制の整備

落札事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

⑦業務従事者への周知

落札事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（7）契約に基づき落札事業者が講すべき措置

①業務の開始及び中止

1) 落札事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確實に本業務を開始しなければならない。

2) 落札事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ施設管理担当者の承認を受けなければならない。

②公正な取り扱い

1) 落札事業者は、本業務の実施にあたって、当該施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

2) 落札事業者は、当該施設利用者の取り扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

③金品等の授受の禁止

落札事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

④宣伝行為の禁止

落札事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

落札事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑤法令の遵守

落札事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

⑥安全衛生

落札事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑦記録・調書類等

落札事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

⑧権利の譲渡

落札事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

⑨権利義務の帰属等

1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、落札事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

2) 落札事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、施設管理担当者の承認を受けなければならない。

⑩一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害(本実施要項9に記載した損害を除く)については、落札事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、国土交通本省の責めに帰すべき事由により生じたものについては、国土交通本省が負担する。

⑪再委託の取り扱い

1) 入札事業者(入札参加グループを含む)は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。

2) 落札事業者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項(再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法)について記載しなければならない。(提出様式10)

- 3) 落札事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で、施設管理担当者の承認を受けなければならない。
- 4) 落札事業者は、上記2)及び3)により再委託を行う場合には、落札事業者が国土交通本省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「(5)秘密の保持」及び「(6)個人情報の取り扱い」並びに「(7)契約に基づき事業者が講すべき措置」に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から履行確認に必要な報告を徴収することとする。
- 5) 上記2)から4)までに基づき、落札事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、全て落札事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、落札事業者の責めに帰すべき事由とみなして、落札事業者が責任を負うものとする。

⑫契約の解除

国土交通本省は、落札事業者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札事業者となったとき。
- 2) 法第10条の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- 3) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- 4) 上記3)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- 5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- 7) 落札事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- 8) 暴力団が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- 9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑬契約解除時の取り扱い

- 1) 上記⑫に該当し、本契約を解除した場合には、国土交通本省は落札事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを本契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- 2) この場合、落札事業者は、契約金額の108分の100に相当する金額から上記1)の委託費を控除した金額の100分の10に相当する金額を違約金として

国の指定する期間内に納付しなければならない。

- 3) 落札事業者は上記2)の規定による金額を国土交通本省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付しなければならない。
- 4) 国土交通本省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

⑭業務途中における入札参加グループからの脱退

代表企業及びグループ企業は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

⑮業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、国土交通本省の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

⑯談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

- 1) 落札事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、落札事業者は国土交通本省の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の100分の10に相当する額を違約金として国土交通本省の指定する期間内に支払わなければならない。

ア) 本契約に関し、落札事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は落札事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

イ) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ) 納付命令又は排除措置命令により、落札事業者に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象になった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間

(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ) 本契約に関し、落札事業者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2) 落札事業者は上記1)の規定による金額を国土交通本省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

⑪委託内容の変更

発注者及び落札事業者は、本件業務の質の向上の推進、又はその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の承諾を得なければならない。

⑫設備更新等の際における落札事業者への措置

- 1) 実施期間中に設備が更新、撤去又は新設される際は、更新機器等について落札事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。
- 2) 実施期間中に法令改正、管理水準の見直し等により業務実施内容を変更する際は、変更内容について落札事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

⑬契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、落札事業者と施設管理担当者が協議するものとする。

9. 落札事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該落札事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項(法第9条第2項第12号、第14条第2項第10号)

本契約を履行するにあたり、落札事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

(1) 国土交通省が行った損害賠償に対する求償

国土交通本省が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国土交通本省は当該落札事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について国土交通本省の責めに帰すべき理由が存する

ときは、国土交通本省自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(2) 落札事業者が行った損害賠償に対する求償

当該落札事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国土交通本省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該落札事業者は国土交通本省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第9条第2項第13号、第14条第2項第11号）

(1) 実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成31年3月31日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査方法

施設管理担当者は、落札事業者が実施した管理・運営業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

本実施要項1. 2「サービスの質の設定」により設定した事項。

(4) 評価アドバイザーへの報告

上記調査項目に関する内容について、本業務の実施状況等を報告様式に従い総務大臣へ提出するにあたり、国土交通本省に設置する評価アドバイザーに報告を行い、意見を聞くものとする。また、必要に応じて国土交通省入札監視委員会とも情報を共有するものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 評価アドバイザーの活用

発注者は、法に基づく公共サービス改革基本方針において、選定された施設管理運営業務の実施を公正に行うために評価アドバイザーの意見を求めることがある。

なお、評価アドバイザーは、第三者の有識者とし、当該業務に直接的な利害関係者を排除した中立的な者3名で構成する。

(2) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

施設管理担当者は、落札事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。また、法

第45条に基づき監理委員会から求められた場合には、事業の実施状況等について監理委員会へ報告又は資料の提出を行うこととする。

(3) 3号館の監督体制

本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者に命じて立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項8により行う。

(4) 落札事業者が負う可能性のある主な責務等

①落札事業者が負う可能性のある主な責務等

本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②会計検査について

落札事業者は、①公共サービスの内容が会計検査院法第22条に該当するとき、又は②同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は国土交通本省（発注者）を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受たりすることがある。

中央合同庁舎第3号館実施要項 別紙一覧

番号	別紙番号	資料内容	ページ
1	別紙1	設備一覧表	1
2	別紙2-1	各業務資格一覧	57
3	別紙2-2	業務責任者等の条件	59
4	別紙2-3	法令点検作業一覧	64
5	別紙2-4	発注者が用意するもの	66
6	別紙2-5	落札事業者が用意するもの	68
7	別紙2-6	業務日(業務時間)	70
8	別紙2-7	報告書等	73
9	別紙2-8	その他共通事項	77
10	別紙3-1	空調設備等運転監視・点検保守	79
11	別紙3-2	受電設備等運転監視・点検保守	107
12	別紙3-3	昇降機の点検保守	113
13	別紙3-4	構内自動電話交換装置等保守	115
14	別紙3-5	消防用設備点検保守	119
15	別紙3-6	生ごみ処理機点検保守	126
16	別紙3-7	喫煙室用灰皿(電気集塵機内蔵)のメンテナンス	128
17	別紙4	庁舎管理窓口業務	131
18	別紙5	警備業務	132
19	別紙6-1	清掃業務	140
20	別紙6-2	男子トイレ小便器水洗便所用薬剤供給装置等の賃貸借及び保守	150
21	別紙7	植栽管理業務	153
22	別紙8	庁舎内ねずみ・昆虫等防除業務	156
23	別紙9	執務環境測定	162
24	別紙10	エネルギー管理業務	163
25	別紙11	評価表	164
26	別紙12	従来の実施状況に関する情報の開示	179

別紙1

設備機器一覧

3-1 空調設備等運転監視・点検保守

区分	機器名称	仕様	設置場所	台数
空 調 設 備	R H - 1 (1号機)	冷房能力 1,969kW 暖房能力 1,455kW 燃料 都市ガス 川重冷熱工業製NEG-560HN5A 平成28年3月設置	冷暖房機室	1台
	R H - 2 (2号機)	冷房能力 1,969kW 暖房能力 1,455kW 燃料 都市ガス 川重冷熱工業製NEG-560HN5A 平成28年1月設置	冷暖房機室	1台
	R C - 1	冷房能力 660USR 暖房能力 2,324kW ダイキン工業製 HTV700B 平成28年8月設置	冷暖房機室	1台
	ボイラー	鋳鉄製セクショナルボイラー 伝熱面積 59.40m ² 前田鉄工所製 特M5025 昭和47年設置	ボイラー室	2基
	冷却塔 (1号機)	冷却能力 3,670kW/h 空研工業製 SKB-573×2GR 平成28年2月設置	屋上	1台
	冷却塔 (2号機)	冷却能力 3,670kW/h 空研工業製 SKB-573×2GR 平成28年2月設置	屋上	1台
	冷却塔 (3号機)	冷却能力 2,826kW/h 空研工業製 SKB-623S 平成28年2月設置	屋外 (地上)	1台
	冷却塔 9F No.2	冷却能力 10,800kcl/h 荏原シンワ製 SBC-30ESS	屋上	1台
	冷却塔 9F No.4	冷却能力 72,000kcl/h 荏原シンワ製 SBC-20ESS	屋上	1台

空 調 設 備	冷温水ポンプ（1次側） P C H - 1 - 1	水量 4,040L/min 揚程 20m 川本製作所 GEM1505M4ME30	空調ポンプ室	1 台
	冷温水ポンプ（1次側） P C H - 1 - 2	水量 4,040L/min 揚程 20m 川本製作所 GEM1505M4ME30	空調ポンプ室	1 台
	冷温水ポンプ（1次側） P C H - 1 - 3 P - 1 - 3	水量 1,480L/min 揚程 35m 川本製作所 GEM1255M4ME18	空調ポンプ室	1 台
	冷水ポンプ（1次側） P C - 1	水量 4,900L/min 揚程 20m 川本製作所 GEM1505M4ME30	空調ポンプ室	1 台
	冷却水ポンプ P C D - 1	水量 9,550L/min 揚程 39m 川本製作所 GDM1505M4ME30	空調ポンプ室	1 台
	冷却水ポンプ P C D - 2	水量 9,550L/min 揚程 39m 川本製作所 GDO2005M4ME90	空調ポンプ室	1 台
	冷却水ポンプ P C D - 3	水量 8.67m ³ /min 揚程 28m 川本製作所 GDO2005M4ME75	空調ポンプ室	1 台
	冷温水ポンプ（2次側） P C H - 2 - 1	水量 2,570L/min 揚程 25m 川本製作所 GEM1255BM4ME18	空調ポンプ室	5 台
	冷温水ポンプ（2次側） P C H - 2 - 2	水量 670L/min 揚程 25m 川本製作所 GEM805M4ME7.5	空調ポンプ室	1 台
	冷温水ポンプ（2次側） F P C H - 1	水量 1,000L/min 揚程 54m 川本製作所 GEK805M2ME15	空調ポンプ室	1 台
	冷温水ポンプ（2次側） P C H - 1 3	水量 750L/min 揚程 36m 川本製作所 GEK805M2ME11	空調ポンプ室	1 台
	冷却水ポンプ C D P - 1	水量 360L/min 揚程 18m 日立製作所 65X50X4-53.7	屋上	1 台
	冷却水ポンプ C D P - 2	水量 240L/min 揚程 18m 日立製作所 50X40X4-52.2	屋上	1 台
	冷却塔補給水ポンプ	水量 390L/min 揚程 15m 荏原製作所 40MDPE26.1	屋上	1 台

空 調 設 備	ボイラー用オイルポンプ (1号機用)	流量 13.3L/min 長野計器製作所 NR-02	ボイラー室	1台
	ボイラー用オイルポンプ (2号機用)	流量 13.3L/min 長野計器製作所 NR-02	ボイラー室	1台
	ボイラー用給水ポンプ No.1	流量 630L/min 日立製作所 JD65X50A-52.2	ボイラー室	1台
	ボイラー用給水ポンプ No.2	流量 630L/min 日立製作所 JD65X50A-52.2	ボイラー室	1台
	ボイラー用真空給水ポンプ	給水量 500L/min 真空度 250mmHg 前田鉄工所 VUK-9000	ボイラー室	1台
	ボイラー用 第1種圧力容器	全容量 38L 日立製作所 0.75U-7VA	ボイラー室	1台
	地下オイルタンク	容量 80,000L ベルテクノ製	屋外(埋設)	2台
	地下オイルタンク	容量 10,000L 三協機工製	屋外(埋設)	1台
	オイルサービスタンク	容量 950L	ボイラー室	2台
	送油ポンプ P O - 1	流量 40L/min 揚程 30m テラルキヨタウ GPL II-250V	ボイラー室	2台
	送油ポンプ P O - 1 - 1	流量 40L/min 揚程 30m テラルキヨタウ GPL II-250V	ボイラー室	2台
	返油ポンプ P O - 2	流量 80L/min 揚程 30m テラルキヨタウ GPL II-250V	ボイラー室	1台
	貯湯槽 (No. 1)	第一種圧力容器 6.0m ³	空調ポンプ室	1基
	貯湯槽 (No. 2)	第一種圧力容器 4.39m ³	衛生ポンプ室	1基
	貯湯槽 (No. 3)	第一種圧力容器 2.53m ³	PH2F	1基
	貯湯槽用循環ポンプ (No. 1)	水量 40L/min 揚程 11m 荏原製作所 32LPS5.25	空調ポンプ室	1台
	貯湯槽用密閉式膨張タンク (No. 1) T E X - 1	容量 400L 日立金属 EX-400LS	空調ポンプ室	1台
	貯湯槽用循環ポンプ (No. 2)	水量 40L/min 揚程 11m 荏原製作所 40LPS5.25	衛生ポンプ室	1台
	貯湯槽用密閉式膨張タンク (No. 2) T E X - 2	容量 1000L 日立金属 EX-1000LS	冷暖房機室	1台

空 調 設 備	貯湯槽用循環ポンプ(No. 3)	水量 70L/min 揚程 8m 佳原製作所 TFF261RE	B2F	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-B2F	冷却能力 65.36kW 加熱能力 38.96kW 風量 5,500m ³ /h 新晃工業 DV-7	B2F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-B1F-A	冷却能力 118.74kW 加熱能力 70.83kW 風量 10,000m ³ /h 新晃工業 DV-12	B1F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-B1F-C	冷却能力 72.34kW 加熱能力 42.45kW 風量 6,000m ³ /h 新晃工業 DV-7	B1F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-B1F-D	冷却能力 174.10kW 加熱能力 103.59kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	B1F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-B1F-E	冷却能力 101.18kW 加熱能力 58.50kW 風量 15,000m ³ /h 新晃工業 DV-S20	B1F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-B1F-G	冷却能力 52.03kW 加熱能力 28.49kW 風量 7,500m ³ /h 新晃工業 DV-7	B1F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-B1F-H	冷却能力 174.10kW 加熱能力 103.16kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	B1F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-1F-A	冷却能力 87.22kW 加熱能力 87.22kW 風量 13,240m ³ /h 新晃工業 DV-15	1F機械室No. 1	1 台

空 調 設 備	ユニット形空気調和機 ACU-1F-B	冷却能力 59.13kW 加熱能力 59.13kW 風量 9,310m ³ /h 新晃工業 DV-11	1F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-1F-C	冷却能力 55.82kW 加熱能力 55.82kW 風量 9,295m ³ /h 新晃工業 DV-11	1F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-1F-D	冷却能力 80.24kW 加熱能力 80.24kW 風量 11,250m ³ /h 新晃工業 DV-13	1F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-1F-E	冷却能力 76.76kW 加熱能力 76.76kW 風量 11,720m ³ /h 新晃工業 DV-13	1F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-1F-F	冷却能力 66.29kW 加熱能力 66.29kW 風量 9,760m ³ /h 新晃工業 DV-12	1F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-1F-G	冷却能力 66.29kW 加熱能力 66.29kW 風量 9,760m ³ /h 新晃工業 DV-7	1F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-1F-H	冷却能力 76.76kW 加熱能力 76.76kW 風量 10,820m ³ /h 新晃工業 DV-7	1F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-2F-A	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-13	2F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-2F-B	冷却能力 53.03kW 加熱能力 28.49kW 風量 7,500m ³ /h 新晃工業 DV-9	2F機械室No. 1	1 台

空 調 設 備	ユニット形空気調和機 ACU-2F-C	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 7,000m ³ /h 新晃工業 DV-9	2F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-2F-D	冷却能力 74.78kW 加熱能力 42.22kW 風量 10,000m ³ /h 新晃工業 DV-12	2F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-2F-E	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	2F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-2F-F	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 7,000m ³ /h 新晃工業 DV-9	2F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-2F-G	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 7,000m ³ /h 新晃工業 DV-9	2F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-2F-H	冷却能力 67.45kW 加熱能力 35.82kW 風量 10,000m ³ /h 新晃工業 DV-12	2F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-3F-A	冷却能力 82.33kW 加熱能力 45.36kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	3F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-3F-B	冷却能力 71.29kW 加熱能力 42.57kW 風量 6,000m ³ /h 新晃工業 DV-7	3F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-3F-D	冷却能力 96.76kW 加熱能力 46.87kW 風量 12,000m ³ /h 新晃工業 DV-S14	3F機械室No. 2	1 台

空 調 設 備	ユニット形空気調和機 ACU-3F-E	冷却能力 82.34kW 加熱能力 45.36kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	3F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-3F-F	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 7,000m ³ /h 新晃工業 DV-9	3F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-3F-G	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 7,000m ³ /h 新晃工業 DV-9	3F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-4F-A	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-13	4F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-4F-B	冷却能力 53.03kW 加熱能力 28.49kW 風量 7,500m ³ /h 新晃工業 DV-7	4F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-4F-C	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 7,000m ³ /h 新晃工業 DV-7	4F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-4F-D	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-13	4F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-4F-E	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	4F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-4F-F	冷却能力 74.78kW 加熱能力 42.22kW 風量 10,000m ³ /h 新晃工業 DV-12	4F機械室No. 3	1 台

空 調 設 備	ユニット形空気調和機 ACU-4F-G	冷却能力 72.80kW 加熱能力 38.73kW 風量 7,000m ³ /h 新晃工業 DV-13	4F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-4F-H	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-13	4F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-5F-A	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-13	5F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-5F-BC	冷却能力 65.36kW 加熱能力 38.96kW 風量 5,500m ³ /h 新晃工業 DV-7	5F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-5F-D	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	5F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-5F-E	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	5F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-5F-F	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 7,000m ³ /h 新晃工業 DV-9	5F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-5F-G	冷却能力 53.03kW 加熱能力 28.49kW 風量 7,500m ³ /h 新晃工業 DV-9	5F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-5F-H	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	5F機械室No. 4	1 台

空 調 設 備	ユニット形空気調和機 ACU-6F-A	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	6F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-6F-B	冷却能力 53.03kW 加熱能力 28.49kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-9	6F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-6F-C	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-9	6F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-6F-D	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	6F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-6F-E	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	6F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-6F-F	冷却能力 62.10kW 加熱能力 35.24kW 風量 9,000m ³ /h 新晃工業 DV-10	6F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-6F-G	冷却能力 67.45kW 加熱能力 35.82kW 風量 10,000m ³ /h 新晃工業 DV-12	6F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-6F-H	冷却能力 84.43kW 加熱能力 46.75kW 風量 12,000m ³ /h 新晃工業 DV-S14	6F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-7F-A	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	7F機械室No. 1	1 台

空 調 設 備	ユニット形空気調和機 ACU-7F-B	冷却能力 69.43kW 加熱能力 42.91kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	7F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-7F-C	冷却能力 67.45kW 加熱能力 35.82kW 風量 10,000m ³ /h 新晃工業 DV-12	7F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-7F-D	冷却能力 116.07kW 加熱能力 68.15kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	7F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-7F-E	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	7F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-7F-F	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-9	7F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-7F-G	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	7F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-7F-H	冷却能力 82.22kW 加熱能力 46.40kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	7F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-8F-A	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	8F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-8F-B	冷却能力 96.76kW 加熱能力 46.87kW 風量 12,000m ³ /h 新晃工業 DV-S14	8F機械室No. 1	1 台

空 調 設 備	ユニット形空気調和機 ACU-8F-C	冷却能力 62.10kW 加熱能力 35.24kW 風量 9,000m ³ /h 新晃工業 DV-10	8F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-8F-D	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	8F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-8F-E	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	8F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-8F-F	冷却能力 55.01kW 加熱能力 29.31kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-9	8F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-8F-G	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-9	8F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-8F-H	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	8F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-9F-A	冷却能力 84.55kW 加熱能力 46.87kW 風量 12,000m ³ /h 新晃工業 DV-S14	9F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-9F-B	冷却能力 67.45kW 加熱能力 38.96kW 風量 10,000m ³ /h 新晃工業 DV-12	9F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-9F-C	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 7,000m ³ /h 新晃工業 DV-9	9F機械室No. 2	1 台

空 調 設 備	水冷式パッケージ形空気調和機 ACU-9F-D	冷却能力 90.25kW 風量 10,800m ³ /h ダイキン工業 UC30MB-C	9F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-9F-E	冷却能力 100.72kW 加熱能力 54.66kW 風量 14,000m ³ /h 新晃工業 DV-S17	9F機械室No. 3	1 台
	水冷式パッケージ形空気調和機 ACU-9F-G	冷却能力 66.41kW 風量 10,800m ³ /h ダイキン工業 UC20MB-C	9F機械室No. 4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-10F-A	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	10F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-10F-B	冷却能力 23.03kW 加熱能力 17.68kW 風量 2,500m ³ /h 新晃工業 DV-4	10F機械室No. 1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-10F-C	冷却能力 84.43kW 加熱能力 46.75kW 風量 12,000m ³ /h 新晃工業 DV-S14	10F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-10F-D	冷却能力 56.29kW 加熱能力 43.26kW 風量 6,100m ³ /h 新晃工業 DV-7	10F機械室No. 2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-10F-E	冷却能力 73.85kW 加熱能力 56.63kW 風量 8,000m ³ /h 新晃工業 DV-10	10F機械室No. 3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-10F-F	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	10F機械室No. 3	1 台

空 調 設 備	ユニット形空気調和機 ACU-10F-G	冷却能力 62.10kW 加熱能力 35.24kW 風量 9,000m ³ /h 新晃工業 DV-10	10F機械室No.4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-10F-H	冷却能力 72.57kW 加熱能力 40.12kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	10F機械室No.4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-11F-A	冷却能力 90.37kW 加熱能力 50.71kW 風量 14,000m ³ /h 新晃工業 DV-S17	11F機械室No.1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-11F-B	冷却能力 90.37kW 加熱能力 50.71kW 風量 14,000m ³ /h 新晃工業 DV-S17	11F機械室No.1	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-11F-D	冷却能力 84.43kW 加熱能力 46.75kW 風量 12,000m ³ /h 新晃工業 DV-S14	11F機械室No.2	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-11F-E	冷却能力 73.85kW 加熱能力 56.64kW 風量 8,000m ³ /h 新晃工業 DV-10	11F機械室No.3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-11F-F	冷却能力 92.34kW 加熱能力 70.81kW 風量 10,000m ³ /h 新晃工業 DV-12	11F機械室No.3	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-11F-G	冷却能力 90.37kW 加熱能力 50.71kW 風量 14,000m ³ /h 新晃工業 DV-S17	11F機械室No.4	1 台
	ユニット形空気調和機 ACU-P2F-R	冷却能力 83.04kW 加熱能力 63.73kW 風量 9,000m ³ /h 新晃工業 DV-10	PH2F南側機械室	1 台

空 調 設 備	ユニット形空気調和機 ACU-P2F-1	冷却能力 83.04kW 加熱能力 63.73kW 風量 9,000m ³ /h 新晃工業 DV-10	PH2F北側機械室	1台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-FCU-6K FRH		16台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-FCU-8K FRH		3台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-FCU-12K FRH		4台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-600-KF FRH		22台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-600 FRH		12台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-800 FRH		5台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-1200 FRH		11台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-400 CID		2台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-600 CID		4台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SC-800 CID		18台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-1200 CR		1台
	ファンコイルユニット	ダイキン FWU-127A2 FRH		3台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-1 (屋外機)	冷房能力 22.4kW 三洋電機 SPW-CHVP225T1	1Fベランダ	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-1-1	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-SSXP71T1	道路局AB会議室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-2 (屋外機)	冷房能力 40.0kW 三洋電機 SPW-CHVP401T	1Fベランダ	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-2-1	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-SSXP71T1	水管理局資料室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-3 (屋外機)	冷房能力 22.4kW 三洋電機 SPW-CHVP225T1	1Fベランダ	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-3-1	冷房能力 22.4kW 三洋電機 SPW-EXP224T1	電話交換機室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-4 (屋外機)	冷房能力 28kW 三洋電機 SPW-CHVP281T1	1Fベランダ	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-4-1	冷房能力 14kW 三洋電機 SPW-SSXP140T1	2F電話交換室	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-4-2	冷房能力 5.6kW 三洋電機 SPW-SSXP56T1	2F電話交換控室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-5 (屋外機)	冷房能力 94kW 三洋電機	屋上南側	1台

空 調 設 備	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-5-1	冷房能力 14kW 三洋電機 SPW-BUXP140T1	国土交通審議官室	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-5-2	冷房能力 11kW 三洋電機 SPW-BUXP112T1	国土交通審議官室他	5 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-5-3	冷房能力 9.0kW 三洋電機 SPW-BUXP90T1	秘書官コーナー	2 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-5-4	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-BUXP71T1	秘書官コーナー	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-5-5	冷房能力 4.5kW 三洋電機 SPW-BUXP45T1	秘書官コーナー	2 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-6 (屋外機)	冷房能力 78kW 三洋電機	屋上北側	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-6-1	冷房能力 11.0kW 三洋電機 SPW-BUXP112T1	大臣室 副大臣室	2 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-6-2	冷房能力 9.0kW 三洋電機 SPW-BUXP90T1	秘書官室	2 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-6-3	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-BUXP71T1	大臣室 副大臣室	2 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-6-4	冷房能力 4.5kW 三洋電機 SPW-BUXP45T1	応接室	4 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-7 (屋外機)	冷房能力 78kW 三洋電機	屋上北側	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-7-1	冷房能力 14.0kW 三洋電機 SPW-BUXP140T1	政務官室	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-7-2	冷房能力 11.0kW 三洋電機 SPW-BUXP112T1	政務官室 省議室	4 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-7-3	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-BUXP71T1	秘書官室	3 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-8 (屋外機)	冷房能力 50kW 三洋電機 SPW-CHDYP501T	屋上北側	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-8-1	冷房能力 11.2kW 三洋電機 SPW-BUXP112T1	記者会	3 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-8-2	冷房能力 8.0kW 三洋電機 SPW-SSXP80T1	人事情報処理室	2 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-9 (屋外機)	冷房能力 50kW 三洋電機 SPW-CHDYP501T	屋上北側	1 台

空 調 設 備	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-9-1	冷房能力 11.2kW 三洋電機 SPW-BUXP112T1	記者会	4 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-10 (屋外機)	冷房能力 40kW 三洋電機 SPW-CHDY40T	屋上北側	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-10-1	冷房能力 9.0kW 三洋電機 SPW-BUXP90T1	会見室	2 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-10-2	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-BUXP71T1	会見室	2 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-10-3	冷房能力 5.6kW 三洋電機 SPW-BUXP56T1	会見室	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-11 (屋外機)	冷房能力 45kW 三洋電機 SPW-CHDY45T	屋上北側	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-11-1	冷房能力 9.0kW 三洋電機 SPW-SSXP90T1	広報課	4 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-11-2	冷房能力 3.6kW 三洋電機 SPW-SSXP36T1	行政文書閲覧室	2 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-11-3	冷房能力 2.8kW 三洋電機 SPW-SSXP28T1	インターネット管理室	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-12 (屋外機)	冷房能力 56kW 三洋電機 SPW-CHDY56T	屋上北側	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-12-1	冷房能力 11.2kW 三洋電機 SPW-SSXP112T1	航空局危機管理室	4 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-13 (屋外機)	冷房能力 45kW 三洋電機 SPW-CHDY45T	屋上南側	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-13-1	冷房能力 11.2kW 三洋電機 SPW-SSXP112T1	7F入札室	2 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-13-2	冷房能力 5.6kW 三洋電機 SPW-SSXP56T1	11F政策評価広報室	2 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-13-3	冷房能力 2.8kW 三洋電機 SPW-SSXP28T1	10F職員相談室	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-14 (屋外機)	冷房能力 28kW 三洋電機 SPW-CHDY28T	屋上北側	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-14-1	冷房能力 11.2kW 三洋電機 SPW-SSXP112T1	大臣官房参事官	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-14-2	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-SSXP71T1	7F給与計算機室	2 台

空 調 設 備	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-14-3	冷房能力 4.5kW 三洋電機 SPW-SSXP45T1	7Fシステム室	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-15 (屋外機)	冷房能力 28kW 三洋電機 SPW-CHDY281T	屋上南側	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-15-1	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-SSXP71T1	国際会議室	4 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-16 (屋外機)	冷房能力 11.2kW 三洋電機 SPW-CHDY112T	屋上北側	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-16-1	冷房能力 11.2kW 三洋電機 SPW-SSXP112T1	9F当直室	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-17 (屋外機)	冷房能力 56kW 三洋電機 SPW-CHDY561T	屋上北側	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-17-1	冷房能力 8.0kW 三洋電機 SPW-SSXP80T1	海上保安庁警備救難室	7 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-18 (屋外機)	冷房能力 22.4kW 三洋電機 SPW-CHDY225T	屋上南側	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-18-1	冷房能力 11.2kW 三洋電機 SPW-SSXP112T1	海上保安庁電話控室	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-18-2	冷房能力 3.6kW 三洋電機 SPW-SSXP36T1	海上保安庁電話交換室	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-19 (屋外機)	冷房能力 56kW	屋上北側	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-19-1	冷房能力 7.0kW 床置きローボーイ型	11階特別会議室	8 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-20 (屋外機)	冷房能力 12.5kW 三洋電機 SPW-CHVP140T	9階ベランダ	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-20-1	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-BUXP71T1	対策本部会議室	2 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-21 (屋外機)	冷房能力 12.5kW 三洋電機 SPW-CHVP140T	9階ベランダ	1 台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-21-1	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-BUXP71T1	9階運用指令センター	2 台
	パッケージ形空気調和機 ACP-25	冷房能力 40kW グリコ工業 RZCP450PR FVYCP450MR	PH1F南側電気室	1 台

空 調 設 備	パッケージ形空気調和機 ACP-26	冷房能力 12.5kW ダイキン工業 RP140P9 FVYCP450MR	PH1F電算機用変電室	1台
	パッケージ形空気調和機 ACP-27	冷房能力 25kW ダイキン工業 RP280G FHYP280G	PH1F北側電気室	1台
	パッケージ形空気調和機 ACP-28	冷房能力 4.5kW 三洋電機 SPW-CHVP45E	B1F電算機室前倉庫	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-29 (屋外機)	冷房能力 78.5kW 三洋電機 SPW-WXP785BN	屋上北側	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-29-1	冷房能力 4.5kW 三洋電機 SPW-BUXRP45B	秘書官室(3)	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-29-2	冷房能力 9.0kW 三洋電機 SPW-BUXRP90B	政務官室(3)	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-29-3	冷房能力 5.6kW 三洋電機 SPW-BUXRP56B	4階中廊下会議室1	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-29-4	冷房能力 14.0kW 三洋電機 SPW-BUXRP140B	4階中廊下会議室1	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-29-5	冷房能力 8.0kW 三洋電機 SPW-BUXRP80B	4階中廊下会議室2	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-29-6	冷房能力 16.0kW 三洋電機 SPW-BUXRP160B	4階中廊下会議室2	1台
	パッケージ形空気調和機 ACP-30	冷房能力 4.0kW 三洋電機 SPW-KP40E-WL SPW-CHVP40E2	4階中廊下会議室	1台
	パッケージ形空気調和機 ACP-31	冷房能力 7.1kW 三洋電機	3階(320)	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 (屋外機)	冷房能力 44.6kW ダイキン工業 RSLY13G	B2Fドライエリア	1台
	マルチパッケージ形空気調和機	冷房能力 8.0kW ダイキン工業 FXYH80G	中央監視室	4台
	パッケージ形空気調和機	冷房能力 2.8kW ダイキン工業 F28TEX-W RA587EX	B2F休憩室	1台

空 調 設 備	パッケージ形空気調和機 (屋内機)	冷房能力 3.6kW 三菱電機 PUH-J40SGA9 PKA-J40GA9	B2F休憩室	1台
	パッケージ形空気調和機 (屋外機) 特高電気室用	冷房能力 25kW ダイキン工業 FR25JB-C	B2F特別高圧電気室	1台
	パッケージ形空気調和機 (屋外機) 高圧電気室用	冷房能力 12kW ダイキン工業 CR12JA2	B1Fドライエリア	2台
	パッケージ形空気調和機 (屋内機)	冷房能力 19kW 三菱重工 ASJ212DC	B2F高圧電気室	2台
	パッケージ形空気調和機 (屋外機) 高圧電気室用	冷房能力 12kW 三菱重工 AUCJ212DC	B1Fドライエリア	4台
	パッケージ形空気調和機 (屋内機)	冷房能力 25kW 三菱重工 ASJ280T	B2F低圧電気室	2台
	パッケージ形空気調和機 (屋外機) 低圧電気室用	冷房能力 25kW 三菱重工 AUCJ280	B1Fドライエリア	2台
	パッケージ形空気調和機 (屋外機)	冷房能力 2.0kW 三菱重工 SR25JB-C	B1F守衛室	1台
	パッケージ形空気調和機 (屋内機)	冷房能力 5.5kW 三洋電機 SPW-CHRVP63A	B1F守衛室	1台
	パッケージ形空気調和機 (屋内機)	冷房能力 4.0kW 三菱重工 SCP409KRZ	B1F運転手控室	1台
	パッケージ形空気調和機 (屋内機)	冷房能力 4.0kW 三洋電機 CR12JA2	B1Fホットラインステーション	1台
	パッケージ形空気調和機	ダイキン工業 R40CGV	B1F医務室薬局	1台
	パッケージ形空気調和機	ダイキン工業 R40CGV	B1F医務室待合	1台
	パッケージ形空気調和機	ダイキン工業 R40CGV	B1F医務室内科・受付	1台
	パッケージ形空気調和機	ダイキン工業 R40CGV	B1F医務室内処置室	1台
	パッケージ形空気調和機	ダイキン工業 R40CGV	B1F医務室カンファレンス室	1台
	パッケージ形空気調和機	ダイキン工業 R40CGV	B1F医務室診察室	1台
	パッケージ形空気調和機	三菱重工 FDCJ90H	B1F歯科	1台
	パッケージ形空気調和機	三菱重工 FDCJ80H	B1F歯科	1台
	パッケージ形空気調和機	ダイキン工業 4M80CV	B1F歯科	1台
	パッケージ形空気調和機	三洋電機 SPW-TXRP45B	1, 3, 5, 7, 9 11階北南EPS	12台
	パッケージ形空気調和機	三洋電機 SPW-SPW-SSXP 71T1	7F ロッカ室	2台

空調設備	送風機 FS-8 倉庫給気	風量 45,910m ³ /h 静圧 44mmAq 3φ 200V15kW 日立製作所 CDS PHF # 5.5	B2F南側倉庫	1 台
	送風機 FE-4 倉庫排気	風量 47,810m ³ /h 静圧 40mmAq 3φ 200V15kW 日立製作所	B2F南側倉庫	1 台
	送風機 FE-10 排気系統	風量 2004m ³ /h 静圧 35mmAq 3φ 200V1.5kW 日立製作所 CDS PHF # 2	B2F南側倉庫	1 台
	送風機 FE-11 B1F診療室排気	風量 4,330m ³ /h 静圧 35mmAq 3φ 200V2.2kW 日立製作所 CDS PHF # 3	B2F南側倉庫	1 台
	送風機 浴室給気系統	風量 768m ³ /h 静圧 176Pa 3φ 200V0.4kW 荏原製作所 1SRM3	B2F冷温水ポンプ室	1 台
	送風機 浴室排気系統	風量 798m ³ /h 静圧 98Pa 1φ 100V0.12kW 荏原製作所 BFS-80SY	B2F冷温水ポンプ室	1 台
	送風機 発電機室給気系統	風量 27,300m ³ /h 3φ 200V2.2kW 三菱電機 EJ-105NTR10	B2F発電機室	4 台
	送風機 FS-5 機械室給気	風量 49,020m ³ /h 静圧 42mmAq 3φ 200V15kW 日立製作所 CDS PHF # 6	MB2F給排風機室	1 台
	送風機 FS-6 電気室給気	風量 43,020m ³ /h 静圧 42mmAq 3φ 200V15kW 日立製作所 CDS PHF # 51/2	MB2F給排風機室	1 台
	送風機 FS-7 ボイラー室給気	風量 19,980m ³ /h 静圧 45mmAq 3φ 200V5.5kW 日立製作所 CDS PHF # 4	MB2F給排風機室	1 台
	送風機 FS-9 厨房系統給気	風量 9,720m ³ /h 静圧 58mmAq 3φ 200V3.7kW 日立製作所 CDS PHF # 31/2	MB2F給排風機室	1 台
	送風機 FE-1 機械室排気	風量 49,020m ³ /h 静圧 38mmAq 3φ 200V15kW 日立製作所 CDS PHF # 6	MB2F給排風機室	1 台

空 調 設 備	送風機 FE-2 電気室排気	風量 42,000m ³ /h 静圧 68mmAq 3φ 200V11kW 日立製作所 CDS PHF # 6	MB2F給排風機室	1 台
	送風機 FE-3 ボイラー室排気	風量 19,980m ³ /h 静圧 38mmAq 3φ 200V5.5kW 日立製作所 CDS PHF # 2	MB2F給排風機室	1 台
	送風機 FE-11 厨房系統排気	風量 25,020m ³ /h 静圧 80mmAq 3φ 200V11kW 日立製作所 CDS PHF # 51/2	MB2F給排風機室	1 台
	送風機 FE-14 駐車場排気	風量 17,820m ³ /h 静圧 400Pa 3φ 200V7.5kW ミツヤ送風機 MF# 3	B1F駐車場南側機械室	1 台
	送風機 FE-17 駐車場排気	風量 45,000m ³ /h 静圧 400Pa 3φ 200V18.5kW ミツヤ送風機 MF# 4 1/2	B1F駐車場南側機械室	1 台
	送風機 FE-18 駐車場排気	風量 13,320m ³ /h 静圧 200Pa 3φ 200V3.7kW ミツヤ送風機 MF# 4	B1F駐車場北側機械室	1 台
	送風機 FE-S1 南側男子便所排気	風量 580m ³ /h 静圧 30Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	B1F南側男子便所天井内	1 台
	送風機 FE-S2 南側女子便所排気	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	B1F南側女子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N1 北側男子便所排気	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	B1F北側男子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N2 北側女子便所排気	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	B1F北側女子便所天井内	1 台
	送風機 FE-5 北側喫煙室(117)排気	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3φ 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	1FNo.4空調機械室	1 台
	送風機 FE-6 南側喫煙室(123)排気	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3φ 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	1F南側給湯室前廊下天井内	1 台

空 調 設 備	送風機 FE-S1 南側男子便所排氣	風量 580m3/h 静圧 30Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	1F南側男子便所天井内	1 台
	送風機 FE-S2 南側女子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	1F南側女子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N3 北側男子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	1F北側男子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N4 北側女子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	1F北側女子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N7 北側多目的便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	1F北側多目的便所天井内	1 台
	送風機 南側喫煙室(227)排氣	風量 1,000m3/h 静圧 157Pa 3φ 200V 0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	2F南側給湯室前廊下天井内	1 台
	送風機 市街地建築課(216)排氣	風量 1,000m3/h 静圧 157Pa 3φ 200V 0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	2F南側給湯室前廊下天井内	1 台
	送風機 FE-S1 南側男子便所排氣	風量 580m3/h 静圧 30Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	2F南側男子便所天井内	1 台
	送風機 FE-S2 南側女子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	2F南側女子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N1 北側男子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	2F北側男子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N2 北側女子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	2F北側女子便所天井内	1 台
	送風機 南側喫煙室(331)排氣	風量 1,000m3/h 静圧 157Pa 3φ 200V 0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	3F南側給湯室前廊下天井内	1 台

空 調 設 備	送風機 観光資源課(308)排氣	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3φ 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	3F北側給湯室前廊下天井内	1 台
	送風機 通信機械室(381)排氣	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3φ 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	3F通信機械室天井内	1 台
	送風機 FE-S-1 南側男子便所排氣	風量 580m ³ /h 静圧 30Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	3F南側男子便所天井内	1 台
	送風機 FE-S-2 南側女子便所排氣	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	3F南側女子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N-1 北側男子便所排氣	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	3F北側男子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N-2 北側女子便所排氣	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	3F北側女子便所天井内	1 台
	送風機 FE-4-1 4F中廊下内南側便所排氣	風量 1,200m ³ /h 静圧 127Pa 3φ 200V0.2kW 三菱電機 BFS-120TU	4FN013EVホール天井内	1 台
	送風機 FE-4-2 4F中廊下内北側便所排氣	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3φ 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	4F北側給湯室前廊下天井内	1 台
	送風機 FE-4-3 4F中廊下内身障者用便所排氣	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3φ 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	4FN013EVホール天井内	1 台
	送風機 FE-4-4 4F中廊下内北側給湯室排氣	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3φ 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	4F北側給湯室前廊下天井内	1 台
	送風機 FE-4-5 北側喫煙室(428)排氣	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3φ 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	4F北側給湯室前廊下天井内	1 台
	送風機 FE-S1 南側男子便所排氣	風量 580m ³ /h 静圧 30Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	4F南側男子便所天井内	1 台

空 調 設 備	送風機 FE-S2 南側女子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	4F南側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-N3 北側男子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	4F北側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-N4 北側女子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	4F北側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-N8 北側多目的便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	4F北側多目的便所天井内	1台
	送風機 南側喫煙室(529)排氣	風量 1,000m3/h 静圧 157Pa 3φ 200V 0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	5F南側給湯室前廊下天井内	1台
	送風機 北側喫煙室(511)排氣	風量 1,000m3/h 静圧 157Pa 3φ 200V 0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	5F北側給湯室前廊下天井内	1台
	送風機 FE-S1 南側男子便所排氣	風量 580m3/h 静圧 30Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	5F南側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-S2 南側女子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	5F南側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-N1 北側男子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	5F北側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-N2 北側女子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	5F北側女子便所天井内	1台
	送風機 南側喫煙室(622A)排氣	風量 1,000m3/h 静圧 157Pa 3φ 200V 0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	6F南側給湯室前廊下天井内	1台
	送風機 北側喫煙室排氣	風量 1,000m3/h 静圧 157Pa 3φ 200V 0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	6F北側女子便所前廊下天井内	1台

空 調 設 備	送風機 FE-S1 南側男子便所排氣	風量 580m3/h 静圧 30Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	6F南側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-S2 南側女子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	6F南側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-N5 北側男子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	6F北側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-N6 北側女子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	6F北側女子便所天井内	1台
	送風機 南側喫煙室(732)排氣	風量 1,000m3/h 静圧 157Pa 3φ 200V 0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	7F南側給湯室前廊下天井内	1台
	送風機 北側喫煙室(709)排氣	風量 1,000m3/h 静圧 157Pa 3φ 200V 0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	7F北側女子便所前廊下天井内	1台
	送風機 FE-S3 南側男子便所排氣	風量 580m3/h 静圧 30Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	7F南側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-S4 南側女子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	7F南側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-N9 北側男子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	7F北側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-N10 北側女子便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	7F北側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-N13 北側多目的便所排氣	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1φ 100V 0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	7F北側多目的便所天井内	1台
	送風機 喫煙室(807A)排氣	風量 1,000m3/h 静圧 157Pa 3φ 200V 0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	8F北側給湯室前廊下天井内	1台

空 調 設 備	送風機 喫煙室(804)排氣	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3φ 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	8F No3空調機械室内	1 台
	送風機 FE-S5 南側男子便所排氣	風量 580m ³ /h 静圧 30Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	8F南側男子便所天井内	1 台
	送風機 FE-S6 南側女子便所排氣	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	8F南側女子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N11 北側男子便所排氣	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	8F北側男子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N12 北側女子便所排氣	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	8F北側女子便所天井内	1 台
	送風機 喫煙室(906)排氣	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3φ 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	9F北側女子便所前廊下天井内	1 台
	送風機 喫煙室(916)排氣	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3φ 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	9F No1空調機械室内	1 台
	送風機 FE-S5 南側男子便所排氣	風量 580m ³ /h 静圧 30Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	9F南側男子便所天井内	1 台
	送風機 FE-S6 南側女子便所排氣	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	9F南側女子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N11 北側男子便所排氣	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	9F北側男子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N12 北側女子便所排氣	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	9F北側女子便所天井内	1 台
	送風機 喫煙室(1004)排氣	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3φ 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	10F No1空調機械室内	1 台

空 調 設 備	送風機 喫煙室(1021A)排氣	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3φ 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	10F 南側給湯室前廊下天井内	1 台
	送風機 FE-S5 南側男子便所排氣	風量 580m ³ /h 静圧 30Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	10F南側男子便所天井内	1 台
	送風機 FE-S6 南側女子便所排氣	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	10F南側女子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N9 北側男子便所排氣	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	10F北側男子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N10 北側女子便所排氣	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	10F北側女子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N13 北側多目的便所排氣	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	10F北側女子便所天井内	1 台
	送風機 喫煙室(1115)排氣	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3φ 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	11F 北側女子便所天井内	1 台
	送風機 喫煙室(1101)排氣	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3φ 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	11F 南側給湯室前廊下天井内	1 台
	送風機 FE-S5 南側男子便所排氣	風量 580m ³ /h 静圧 30Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	11F南側男子便所天井内	1 台
	送風機 FE-S6 南側女子便所排氣	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	11F南側女子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N11 北側男子便所排氣	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	11F北側男子便所天井内	1 台
	送風機 FE-N12 北側女子便所排氣	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1φ 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA# 200-1	11F北側女子便所天井内	1 台

空 調 設 備	送風機 FE-12 PH2Fクラブ室排氣	風量 1,860m ³ /h 静圧 210Pa 3φ 200V0.4kW ミツヤ送風機 NM # 2-1	クラブ室内	1 台
	送風機 FS-1 No. 1空調機械室系統外気取入用	風量 90,000m ³ /h 静圧 330Pa 3φ 200V22kW ミツヤ送風機 MF # 7-5	PH2F南側送風機室	1 台
	送風機 FS-2 No. 2空調機械室系統外気取入用	風量 90,000m ³ /h 静圧 330Pa 3φ 200V22kW ミツヤ送風機 MF # 8-5	PH2F北側送風機室	1 台
	送風機 FS-3 No. 3空調機械室系統外気取入用	風量 75,000m ³ /h 静圧 310Pa 3φ 200V18.5kW ミツヤ送風機 MF # 7-5	PH2F南側送風機室	1 台
	送風機 FS-4 No. 4空調機械室系統外気取入用	風量 64,000m ³ /h 静圧 300Pa 3φ 200V15kW ミツヤ送風機 MF # 6-5	PH2F北側送風機室	1 台
	送風機 FS-5-1 10F共用会議室A系統外気取入	風量 16,500m ³ /h 静圧 340Pa 3φ 200V5.5kW ミツヤ送風機 MF # 3-5	PH2F南側送風機室	1 台
	送風機 FS-6-1 バッテリー室給氣	風量 30,000m ³ /h 静圧 540Pa 3φ 200V15kW ミツヤ送風機 MF # 4-5	PH2F南側送風機室	1 台
	送風機 FS-7-1 通信室給氣	風量 3,710m ³ /h 静圧 340Pa 3φ 200V1.5kW ミツヤ送風機 MF # 2-1	PH2F北側送風機室	1 台
	送風機 FS-8 電算室給氣	風量 5,000m ³ /h 静圧 450Pa 3φ 200V2.2kW ミツヤ送風機 MF # 2 1/2-4	PH2F北側送風機室	1 台
	送風機 FE-1-1 各階便所 (R) 排氣	風量 19,500m ³ /h 静圧 320Pa 3φ 200V5.5kW ミツヤ送風機 MF # 4 1/2-4	PH2F南側送風機室	1 台
	送風機 FE-2-1 各階湯沸室 (R) 排氣	風量 13,900m ³ /h 静圧 290Pa 3φ 200V3.7kW ミツヤ送風機 MF # 4-4	PH2F南側送風機室	1 台
	送風機 FE-3-1 余剰 (R) 排氣	風量 87,900m ³ /h 静圧 450Pa 3φ 200V30kW ミツヤ送風機 MF # 6-5	PH2F南側送風機室	1 台

空 調 設 備	送風機 FE-4 上級室排氣	風量 1,700m ³ /h 静圧 230Pa 3φ 200V0.4kW ミツヤ送風機 MF #2-1	PH2F南側送風機室	1 台
	送風機 FE-6 バッテリー室排氣	風量 770m ³ /h 静圧 140Pa 3φ 200V0.4kW ミツヤ送風機 MF #1 1/4-1	PH2F南側送風機室	1 台
	送風機 FE-7 各階便所（L）排氣	風量 23,000m ³ /h 静圧 280Pa 3φ 200V5.5kW ミツヤ送風機 MF #5-4	PH2F北側送風機室	1 台
	送風機 FE-8 各階湯沸室（L）排氣	風量 14,000m ³ /h 静圧 240Pa 3φ 200V3.7kW ミツヤ送風機 MF #4-4	PH2F北側送風機室	1 台
	送風機 FE-9 B1F厨房排氣	風量 27,200m ³ /h 静圧 450Pa 3φ 200V15kW ミツヤ送風機 MF #5-4	PH2F北側送風機室	1 台
	送風機 FE-10 余剰（L）排氣	風量 87,900m ³ /h 静圧 340Pa 3φ 200V30kW ミツヤ送風機 MF #6-4	PH2F北側送風機室	1 台
	送風機 FE-16 10F共用会議室A系統排氣	風量 15,000m ³ /h 静圧 230Pa 3φ 200V3.7kW ミツヤ送風機 MF #1 1/2-1	PH2F南側送風機室	1 台
	送風機 FE-20 喫茶室排氣	風量 2,000m ³ /h 静圧 250Pa 3φ 200V0.75kW ミツヤ送風機 MF #1 1/2-1	PH2F北側送風機室	1 台
	送風機 FE-13 EV機械室排氣	風量 17,000m ³ /h 静圧 360Pa 3φ 200V5.5kW ミツヤ送風機 MF #3-5	PH2F EV機械室	1 台
	送風機 FE-15 14号機EV機械室排氣	風量 1,700m ³ /h 静圧 210Pa 3φ 200V0.75kW ミツヤ送風機 MF #2-1	PH2F 14号機EV機械室	1 台
	送風機 FE-14 13号機EV機械室排氣	風量 1,500m ³ /h 静圧 187Pa 3φ 200V0.4kW 日立製作所 #2 POS-RJ	PH2F 13号機EV機械室	1 台

自動制御設備	中央監視装置	SAVIC NET30 山武ハネウェル製	B2F 中央監視室	1台
	メインコンソールユニット	MCU 山武ハネウェル製	中央監視室	1台
	サブセントラルユニット	SCU 山武ハネウェル製	中央監視室	3台
	サービスステークーミナル	SDT 山武ハネウェル製	中央監視室	2台
	hardt コピーブーリンター	HCP 山武ハネウェル製	中央監視室	1台
	メッセージブーリンター	MPR 山武ハネウェル製	中央監視室	1台
	ロギングブーリンター	LPR 山武ハネウェル製	中央監視室	1台
	無停電電源装置	UPS 山武ハネウェル製	中央監視室	1台
	リモートユニット	DDC 山武ハネウェル製	中央監視室 PH2F機械室	9台
	グラフィックパネル (シーケンサー制御盤含む)	GP 山武ハネウェル製	中央監視室	1面
	自動制御盤	RS 山武ハネウェル製	B2F～PH2F機械室等	54面
	デジタル式温度調節器	RY7211A1001 RY7240D RY7240S RY7220A RY7200K	B2F～PH2F空調機械室	89個 89個 89個 89個 89個
	挿入形温度検出器	TY7700B21 山武ハネウェル製	B2F～PH2F空調機械室	79個
	挿入形露点温度検出器	HY7019B1027 山武ハネウェル製	B2F～PH2F空調機械室	10個
	室内形温度検出器	HY7096A2011 山武ハネウェル製	B1F～11F 事務室等	80個
	室内形温度検出器	TY7201B1004 山武ハネウェル製 TY7095A1019 T7090C	B1F～11F 事務室等	72個 78個 4個
	外気温度検出器	TY7700B21 山武ハネウェル製	屋上	1個
	外気湿度検出器	HY7014B1011 山武ハネウェル製	屋上	1個
	圧力発信器 (蒸気ヘッダー圧力)	JTG-240-AIL-00000-G-A2 山武ハネウェル製	B2F機械室	1個
	加湿用電動弁	N-20-100 山武ハネウェル製	B2F～PH2F空調機械室	89個
	ファンコイル用温度調節器	T6065B 山武ハネウェル製 T675A	5F, 7F幹部室	18個 23個
	ファンコイル用風量調節器	TAF-V94A 新晃工業	3F, 10F, 11F	32個

自動制御設備	ファンコイル用電動三方弁	V4044A 山武ハネウェル製 AB26ZA04 ダイキン工業製	幹部室 B1F(屋外) B2F, PH2F	59個 3個 2個 5個 81個 81個 81個 81個 8個 8個 8個 8個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個 1個
	液面指示・発信器	DL-811 工技研究所製 ELR-2-81100 山武ハネウェル製	B1F(屋外) B2F, PH2F	2個 5個
	モジュロールモーター	M904F1092 山武ハネウェル製	B2F～PH2F空調機械室	81個
	電動弁リンクージ	Q455C 山武ハネウェル製	B2F～PH2F空調機械室	81個
	電動三方弁	V5065A 山武ハネウェル製	B2F～PH2F空調機械室	81個
	モジュロールモーター	M904F1070 山武ハネウェル製	貯湯槽廻り	8個
	電動弁リンクージ	Q455C 山武ハネウェル製	貯湯槽廻り	8個
	電動三方弁	V5065A 山武ハネウェル製	貯湯槽廻り	8個
	デジタル指示調節計	R31-2GA000100 山武ハネウェル製	No1貯湯槽	1個
	モジュロールモーター	M904F1076 山武ハネウェル製	No1貯湯槽	1個
	電動弁リンクージ	Q455C 山武ハネウェル製	No1貯湯槽	1個
	電動二方弁	V5063A 山武ハネウェル製	No1貯湯槽	1個
	デジタル指示調節計	R30-2C00100 山武ハネウェル製	No2貯湯槽	1個
	アクティバル電動二方弁	VY5112B0061 山武ハネウェル製	No2貯湯槽	1個
	デジタル指示調節計	R30-2C00100 山武ハネウェル製	No3貯湯槽	1個
	アクティバル電動二方弁	VY5112B0061 山武ハネウェル製	No3貯湯槽	1個
衛生設備	大便器ユニット	CU467P (TOTO)	B1F南側	
	温水洗浄便座	TCP581M(W) RV51R	便所	6台
	洗面器ユニット	L582CMS (TOTO)	B1F南側	
	自動水栓	TEN51A1RX	便所	7台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	B1F南側	
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	便所	5台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	B1F南側女子便所	2台
	大便器ユニット	CU467P (TOTO)	B1F北側	
	温水洗浄便座	TCP581M(W) RV51R	便所	6台
	洗面器ユニット	L582CMS (TOTO)	B1F北側	
	自動水栓	TEN51A1RX	便所	7台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	B1F北側	
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	便所	5台
				2台

衛生設備	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	B1F北側女子便所	1台
	大便器ユニット	CU467P (TOTO)	1F南側便所	6台
	温水洗浄便座	TCF581M(W)RV51R		
	洗面器ユニット	L582CMS (TOTO)	1F南側便所	7台
	自動水栓	TEN51A1RX		
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	1F南側便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	1F南側便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	1F南側女子便所	1台
	大便器ユニット	CU467P (TOTO)	1F北側便所	6台
	温水洗浄便座	TCF581M(W)RV51R		
	洗面器ユニット	L582CMS (TOTO)	1F北側便所	5台
	自動水栓	TEN51A1RX		
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	1F北側便所	4台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	1F北側便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	1F北側女子便所	1台
	大便器ユニット	CU467P (TOTO)	2F南側便所	6台
	温水洗浄便座	TCF581M(W)RV51R		
	洗面器ユニット	L582CMS (TOTO)	2F南側便所	7台
	自動水栓	TEN51A1RX		
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	2F南側便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	2F南側便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	2F南側女子便所	1台
	大便器ユニット	CU467P (TOTO)	2F北側便所	4台
	温水洗浄便座	TCF581M(W)RV51R		
	洗面器ユニット	L582CMS (TOTO)	2F北側便所	7台
	自動水栓	TEN51A1RX		
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	2F北側便所	5台

衛生設備	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	2F北側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	2F北側女子便所	1台
	大便器ユニット	CU467P (TOTO)	3F南側 便所	6台
	温水洗浄便座	TCF581M(W)RV51R		
	洗面器ユニット	L582CMS (TOTO)	3F南側 便所	7台
	自動水栓	TEN51A1RX		
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	3F南側 便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	3F南側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	3F南側女子便所	1台
	大便器ユニット	CU467P (TOTO)	3F北側 便所	4台
	温水洗浄便座	TCF581M(W)RV51R		
	洗面器ユニット	L582CMS (TOTO)	3F北側 便所	7台
	自動水栓	TEN51A1RX		
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	3F北側 便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	3F北側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	3F北側女子便所	1台
	大便器ユニット	CU467P (TOTO)	4F南側 便所	6台
	温水洗浄便座	TCF581M(W)RV51R		
	洗面器ユニット	L582CMS (TOTO)	4F南側 便所	7台
	自動水栓	TEN51A1RX		
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	4F南側 便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	4F南側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	4F南側女子便所	1台
	大便器ユニット	CU467P (TOTO)	4F北側 便所	6台
	温水洗浄便座	TCF581M(W)RV51R		
	洗面器ユニット	L582CMS (TOTO)	4F北側 便所	5台
	自動水栓	TEN51A1RX		

衛 生 設 備	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	4F北側 便所	4台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	4F北側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	4F北側女子便所	1台
	洋風大便器 温水洗浄便座	CW-J110 (INAX)	4F南側 幹部便所	3台
	洋風大便器 温水洗浄便座	CW-EA14/BN8 (INAX)	4F南側 幹部便所	1台
	洋風大便器 温水洗浄便座	CW-EA14/BN8 (INAX)	4F北側 幹部便所	2台
	洋風大便器 温水洗浄便座	CW-EA14/BN8 (INAX)	4F北側 幹部便所	2台
	洋風大便器 温水洗浄便座	CW-EA14/BN8 (INAX)	4F中央 幹部便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	5F南側 便所	6台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	5F南側 便所	7台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	5F南側 便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	5F南側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	5F南側女子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	5F北側 便所	4台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	5F北側 便所	7台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	5F北側 便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	5F北側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	5F北側女子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	6F南側 便所	6台

衛 生 設 備	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS TEN51A1RX	(TOTO) 便所	6F南側 7台
	小便器ユニット	US800CE	(TOTO)	6F南側 便所
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN	三菱電機	6F南側 便所
	掃除流しユニット	SK22A	(TOTO)	6F南側女子便所
	大便器ユニット 温水洗净便座	CU467P TCF581M(W)RV51R	(TOTO)	6F北側 便所
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS TEN51A1RX	(TOTO) 便所	6F北側 7台
	小便器ユニット	US800CE	(TOTO)	6F北側 便所
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN	三菱電機	6F北側 便所
	掃除流しユニット	SK22A	(TOTO)	6F北側女子便所
	大便器ユニット 温水洗净便座	CU467P TCF581M(W)RV51R	(TOTO)	7F南側 便所
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS TEN51A1RX	(TOTO) 便所	7F南側 7台
	小便器ユニット	US800CE	(TOTO)	7F南側 便所
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN	三菱電機	7F南側 便所
	掃除流しユニット	SK22A	(TOTO)	7F南側女子便所
	大便器ユニット 温水洗净便座	CU467P TCF581M(W)RV51R	(TOTO)	7F北側 便所
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS TEN51A1RX	(TOTO) 便所	7F北側 5台
	小便器ユニット	US800CE	(TOTO)	7F北側 便所
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN	三菱電機	7F北側 便所
	掃除流しユニット	SK22A	(TOTO)	7F北側女子便所
	大便器ユニット 温水洗净便座	CU467P TCF581M(W)RV51R	(TOTO)	8F南側 便所

衛 生 設 備	洗面器ユニット	L582CMS (TOTO)	8F南側	6台
	自動水栓	TEN51A1RX	便所	
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	8F南側	
			便所	
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	8F南側	
			便所	
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	8F南側男子便所	
	大便器ユニット	CU467P (TOTO)	8F北側	
	温水洗浄便座	TCF581M(W)RV51R	便所	
	洗面器ユニット	L582CMS (TOTO)	8F北側	
	自動水栓	TEN51A1RX	便所	
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	8F北側	
			便所	
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	8F北側	
			便所	
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	8F北側男子便所	
	大便器ユニット	CU467P (TOTO)	9F南側	
	温水洗浄便座	TCF581M(W)RV51R	便所	
	洗面器ユニット	L582CMS (TOTO)	9F南側	
	自動水栓	TEN51A1RX	便所	
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	9F南側	
			便所	
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	9F南側	
			便所	
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	9F南側男子便所	
	大便器ユニット	CU467P (TOTO)	9F北側	
	温水洗浄便座	TCF581M(W)RV51R	便所	
	洗面器ユニット	L582CMS (TOTO)	9F北側	6台
	自動水栓	TEN51A1RX	便所	
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	9F北側	5台
			便所	
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	9F北側	2台
			便所	
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	9F北側男子便所	1台
	大便器ユニット	CU467P (TOTO)	10F南側	
	温水洗浄便座	TCF581M(W)RV51R	便所	6台

衛 生 設 備	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	10F南側 便所	6台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	10F南側 便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	10F南側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	10F南側男子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗净便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	10F北側 便所	5台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	10F北側 便所	5台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	10F北側 便所	4台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	10F北側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	10F北側女子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗净便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	11F南側 便所	6台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	11F南側 便所	6台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	11F南側 便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	11F南側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	11F南側男子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗净便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	11F北側 便所	4台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	11F北側 便所	6台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	11F北側 便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	11F北側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	11F北側男子便所	1台
	多目的便所ユニット (1, 4, 7, 10F北側)	UTED51 (TOTO)		4台

衛 生 設 備	多目的便所ユニット (4F中央)	CW-EA14/BN8 (INAX)		1 台
	受水槽	鋼板製水槽（一体型） 有効容量:100m3 6.5m×6.5m×3.7mH	屋外	1 台
	高置水槽（上水）	鋼板製パネル型 有効容量:30m3 3.0m×4.0m×2.5mH	屋上	3 台
	高置水槽（中水）	鋼板製水槽（一体型） 有効容量:17m3	屋上	2 台
	揚水ポンプ（上水） No.1	水量 1,300L/min 揚程 70m あずまポンプ製作所TMS-MD	B2F衛生ポンプ室	1 台
	揚水ポンプ（上水） No.2	水量 1,300L/min 揚程 70m あずまポンプ製作所TMS-MD	B2F衛生ポンプ室	1 台
	揚水ポンプ（中水） No.1	水量 1,200L/min 揚程 75m 日立製作所 GMN-OH	B2F衛生ポンプ室	1 台
	揚水ポンプ（中水） No.2	水量 1,200L/min 揚程 75m 日立製作所 GMN-OH	B2F衛生ポンプ室	1 台
	排水用ポンプ	水量 450L/min 揚程 13m あずまポンプ製作所 CSH-FM	B2F衛生ポンプ室	1 台
	排水用ポンプ	水量 600L/min 揚程 16m 日立製作所 UB 80-53.7BX	B2F旧焼却炉室	1 台
	排水用ポンプ	水量 500L/min 揚程 13m あずまポンプ製作所 NVM-W	B2F旧焼却炉室	1 台
	污水用ポンプ (保育所系統)	水量 500L/min 揚程 13m	B2F倉庫E	2 台
	污水用ポンプ	水量 400L/min 揚程 12m	B2F浴室	2 台
	厨房用排水ポンプ	水量 500L/min 揚程 17m 正和水中ポンプ SVH 84-75	B1F駐車場	2 台

衛 生 設 備	井戸用ポンプ	水量 4,000L/min 揚程 74m 極東機械製作所 403MSU51.6・22	屋外	1 台
	免震槽内湧水ポンプ	水量 100L/min 揚程 10m テラルキヨクトウ 50PV-5.75K	免震槽内	1 2 台
	灌水用自動給水装置	自動給水ポンプ、タンク500L 日立ホームアンドライフソリューション	屋上庭園	1 台
	ガス焚き温水ボイラー	熱出力:232kW 伝熱面積:3.7m ² 昭和鉄工 SKT-E2000	B2F浴室	1 台
	循環ポンプ	水量 20L/min 揚程 10m 荏原製作所 20LPD5.15	B2F浴室	1 台
	貯湯式電気湯沸器	貯湯式電気湯沸器45L 細山熱器㈱ HDEN-45	各階給湯室	2 4 台

3-2. 受電設備等運転監視・点検保守

区分	機器名	性能等	設置場所	数量 単位
	(受変電設備室)			
受電設備	特別高圧 特高閉鎖配電盤	22 kV ループ受電方式	特別高圧室	5 面
	特高断路器	DS 24 kV 630A	特別高圧室	3 台
	特高計器用変成器		特別高圧室	9 個
	保護継電器		特別高圧室	5 台
	特高遮断機	VCB 24 kV 630A	特別高圧室	4 台
	特高変圧器	モールド風冷式 3φ 3W 22/3.3 kV 4000 kVA	特別高圧室	2 台
	避雷器	28 kV	特別高圧室	2 台
	特高監視盤		特別高圧室	1 面
	特高保護継電器盤		特別高圧室	1 面
高圧	高圧閉鎖配電盤		高低圧配電室	45 面
	高圧真空遮断器	VCB 3.6 kV 1200A 25 kA	高低圧配電室	5 台
	高圧真空遮断器	VCB 3.6 kV 600A 25 kA	高低圧配電室	21 台
	高圧負荷開閉器	LBS 3.6 kV 200A	高低圧配電室	15 台
	計器用変成器		高低圧配電室	103 個
	保護継電器		高低圧配電室	40 台

受電設備	高圧変圧器	モールド型 3φ 3W 3.3 kV/210V 500 kVA	高低圧配電室	5 台
	高圧変圧器	モールド型 3φ 3W 3.3 kV/210V 300 kVA	高低圧配電室	2 台
	高圧変圧器	モールド型 3φ 3W 3.3 kV/210V 200 k VA	高低圧配電室	1 台
	高圧変圧器	モールド型 3φ 3W 3.3 kV/420V 500 k VA	高低圧配電室	1 台
	高圧変圧器	モールド型 3φ 4W 3.3 kV/182- 105V 500 k VA	高低圧配電室	2 台
	高圧変圧器	モールド型 1φ 3W 3.3 kV/210- 105V 200 k VA	高低圧配電室	4 台
	高圧変圧器	モールド型 3φ 6W 3.3 kV/210- 105V 50 k VA	高低圧配電室	1 台
	避雷器	4.2 kV	高低圧配電室	2 台
	高圧真空負荷開閉器	VCS 3.6 kV 200A	高低圧配電室	10 台
	高圧コンデンサ	窒素ガス封入式 3510V 319 kvar 放電抵抗付	高低圧配電室	10 台
	直列リアクトル	19.1 kvar	高低圧配電室	10 台
	低圧配電盤		高低圧配電室	23 面
	直流電源装置	非常照明用100V MSEX900Ah 54個	高低圧配電室	1 組
	直流電源装置	操作制御用100V MSEX300Ah 52個	高低圧配電室	1 組
	直流電源装置	弱電用24V MSEX50Ah-12V 2個	高低圧配電室	1 組
	中央監視盤	監視装置（P C）液晶モニタ プリンター	中央監視室	1 式

受電設備	(P H北電気室)			
	高压	高压閉鎖配電盤	P H北配電室	11 面
		高压真空遮断器	VCB 3.6 kV 600A 25 kA	P H北配電室 3 台
		高压負荷開閉器	LBS 3.6 kV 200A	P H北配電室 8 台
		計器用変成器		P H北配電室 30 個
		保護継電器		P H北配電室 11 台
		高压変圧器	モールド型 3φ 3W 3.3 kV/210V 500 kVA	P H北配電室 1 台
		高压変圧器	モールド型 3φ 3W 3.3 kV/210V 200 kVA	P H北配電室 3 台
		高压変圧器	モールド型 3φ 3W 3.3 kV/210V 75 kVA	P H北配電室 1 台
		高压変圧器	モールド型 1φ 3W 3.3 kV/210- 105V 75 kVA	P H北配電室 2 台
		高压変圧器	モールド型 1φ 3W 3.3 kV/210- 105V 50 kVA	P H北配電室 1 台
		低圧配電盤		P H北配電室 9 面
		直流電源装置	非常照明・操作用100V MSEX500A h 54個	P H北配電室 1 組
(P H南電気室)				
高压	高压	高压閉鎖配電盤	P H南配電室	10 面
		高压真空遮断器	VCB 3.6 kV 600A 25 kA	P H南配電室 3 台

受電設備	高圧負荷開閉器	LBS 3.6 kV 200A	PH南配電室	7 台
	計器用変成器		PH南配電室	26 個
	保護継電器		PH南配電室	9 台
	高圧変圧器	モールド型 3φ3W 3.3kV/210V 500 kVA	PH南配電室	1 台
	高圧変圧器	モールド型 3φ3W 3.3kV/210V 150 kVA	PH南配電室	2 台
	高圧変圧器	モールド型 3φ3W 3.3kV/420V 300 kVA	PH南配電室	1 台
	高圧変圧器	モールド型 1φ3W 3.3kV/210- 105V 75 kVA	PH南配電室	2 台
	高圧変圧器	モールド型 1φ3W 3.3kV/210- 105V 50 kVA	PH南配電室	1 台
	低圧配電盤		PH南配電室	9 面
	直流電源装置	非常照明・操作用100V MSEX500A h 54個	PH南配電室	1 組
発電機	(非常用予備発電機)			
	発電機	非常用予備発電装置 3φ3W3.3kV 1000 kVA ガスター ピン 1200PS (灯油)	予備発電室	2 台
	排気消音器		予備発電室	2 台
	自動始動盤		予備発電室	2 面
	発電機盤		予備発電室	2 面
	自動同期盤		予備発電室	1 面

発電機	高圧真空遮断器	VCB 7.2/3.6 kV 600A 12.5 kA	予備発電室	3 台
	計器用変成器		予備発電室	13 個
	保護継電器		予備発電室	10 台
	始動用直流電源装置		予備発電室	2 組
	制御用直流電源装置		予備発電室	1 組
	燃料小出槽	950L	予備発電室	1 式
	燃料移送ポンプ		予備発電室	2 台
太陽光発電設備	(太陽光発電設備)			
	太陽電池モジュール	46.092 kW(167W×276枚) 中継端子箱	屋外	1 式
	パワーコンディショナー盤	交流出力 3φ 3W202V 50 kW (みなし低圧連系)	屋内	1 面
	表示板	58インチ プラスマディスプレイ×2面 計測・表示・登録用PC	屋内	1 式
機械設備・負荷設備等	(機側負荷)			
	高压	高圧閉鎖配電盤 (ターボ冷凍機)	機械室	1 面
		高圧電磁接触器	機械室	2 台
		計器用変成器	機械室	2 個

機側設備・負荷設備等	高圧	高圧閉鎖配電盤（スプリングラー）		機械室	1面
		高圧電磁接触器	3.6 kV 200A	機械室	3台
		計器用変成器		機械室	4個
		保護継電器		機械室	1台
	低圧	動力盤等	空調、ポンプ設備用等	各所	150個
		分電盤等	非常用、一般用及びOA用	各所	453個
		照明及びコンセント設備	照明 20210灯 コンセント 3130回路	各所	1式
		照明制御設備	照明制御装置、UPS、照明コントローラー、電源ユニット、HUB	各所	1式
		外灯設備		屋外	10灯
		航空障害灯		鉄塔	2灯
	その他	構内監視カメラ装置	屋外カメラ装置8台 モニタ4台	守衛室外	1式
		車路警報装置	警報機2台 センサー2個 制御盤1面	駐車場	1式
		避雷設備及び接地極	避雷針1箇所 避雷導線8箇所 接地極6箇所	屋上及び屋外	1式
		自動ドア	12箇所	各所	1式

3-3. 昇降機の点検保守

号機	方式	用途	積載量 (kg)	速度 (m/分)	停止 階床 数	停止階 設定	停止階 設定	制御方式	戸	運転 方式	地震時 管制 運転 (感知器)	火災時 管制 運転	自家 発時 管制 運転	停電 時 救出 運転	身体 障害 者用	オート ナウ ス	リス タート 機能	製造 業者 ※1	設置年月日
1	ロープ式	乗用	1,000	105	12	B1~11	B1~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き	群管理 全自动	精密感 (P波) 緊急地震 速報利用 併用	○	○	○	○	○	オーネ ス	平成10年11月3日	
2	ロープ式	乗用	1,000	105	12	B1~11	B1~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成11年9月28日
3	ロープ式	乗用	1,000	105	12	B1~11	B1~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成13年10月1日
4	ロープ式	乗用	1,000	105	13	B2~11	B1~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成13年10月30日
5	ロープ式	乗用	1,000	120	13	B2~11	B2~6	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き	群管理 全自动	同上	○	○	○	○	○	三菱 電機	平成5年11月8日	
6	ロープ式	乗用	1,000	120	13	B2~11	B2~6	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成5年11月8日
7	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	B1~1~6~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成17年3月10日
8	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	B1~1~6~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成17年3月10日
9	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	B1~1~6~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き	群管理 全自动	同上	○	○	○	○	○	三菱 電機	平成13年10月22日	
10	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	B1~1~6~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成13年12月17日
11	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	1~5	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成14年2月28日
12	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	1~4	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成14年2月28日
13	ロープ式	人荷共用 ・非常用	1,150	90	13	B2~11	B2~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 中央開き	乗合 全自动	同上					○	三菱 電機	平成14年12月17日	
14	ロープ式	人荷共用 ・非常用	1,150	90	14	B2~11~P	B2~11~P	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 中央開き	乗合 全自动	同上					○	三菱 電機	平成14年3月4日	

※1 製造業者 オーネス…日本オーネス・エレベーター株式会社
三菱電機…三菱電機株式会社

3-4. 構内自動電話交換装置等保守

設備区分	機器(設備)名	規格、機能、性能等	設置場所等	数量 単位
電話設備	交換設備 自動電話交換装置	CX8000M3型(5000回線容量)	電話交換機室	1組
	リモートスイッチ	2号館交換機	2号館1~4階通信機器室	1組
	ボタン電話装置	ET-GI/M	各階執務室内	34台
	"	CX-01	"	1台
	"	ET-iF/M	"	19台
	"	ET-iF/S	"	1台
	"	ET-IE/L	"	24台
	"	ET-IE/M	"	3台
	"	ET-108IAIII	"	8台
	"	ET-108IAII	"	3台
	"	ET-108IZII	"	1台
	"	ET-108IZ	"	1台
	"	MX300	"	3台
	"	MX900IP	"	9台
	"	CX9000S	"	1台
	"	ASPIRE	"	1台
	多機能電話機		"	199台

電 話 設 備		一般電話機		〃	6211 台
		構内 P H S 装置	基地局アンテナ	〃	24 台
		各階配電盤		各階南北配線室	24 台
		2号館配電盤		2号館 1~4階通信機器室	1 台
		通信ケーブル類	電話線、光ケーブル、LANケーブル	建物内	1 式
		据置型局線中継台	海上保安庁含む	2階、11階	14 台
		直流電源装置	蓄電池含む	電話交換機室	1 組
電 氣 時 計	時計	親時計	モニタ盤を含む		1 架
		子時計 (共用部)			22 台
		子時計 (執務室)			436 台
表示警報設備	表示装置	表示器		4階、受付、秘書室等	7 台
	登退庁・来客	ボタン装置		玄関、4階秘書官室等	14 個
	表示装置	表示器		4階、受付、秘書室等	3 台
	呼出警報	ボタン装置		秘書エリア	11 台
放送設備	会議室	携帯用アンプ		2階、電話交換機室	6 台
	国会放送等	チューナー	共同受信用	10階北配線室	1 組
		モニタ		〃	1 台
		C A T V チューナー	T V 毎	各階執務室内	320 台
	インター ホン	インター ホン	車庫連絡用	2セット	18 台

監視設備	屋内監視	カメラ（子機）		各階廊下等共用部	191 台
		デジタルレコーダ		B 1	14 台
		電源ユニット		B 1	32 台
		監視装置		B 1、守衛室 庁舎管理室	2 組
テレビ共聴設備	TV共聴設備	3号館 アンテナ	U/V 4 衛星 2	屋上	6 基
		増幅器		各階倉庫、会議室等	54 台
		変調器		〃	4 台
		受信機	SkyPerfecTV等	10階北配線室	1 組
	画像収録配信装置	光送信機		2階放送室、2号館14階通信機械室	1 組
		光受信機		2階放送室、2号館14階通信機械室	1 組
		音声変換器			3 台
		変調器	可搬型 2台含む		6 台
		復調機			2 台

3-5. 消防用設備点検保守

設備区分	機器(設備)名	規格、機能、性能等	設置場所等	数量 単位
消防用設備	自動火災報知設備	受信機製造者 (株)ニッサン(510回線)		1 式
	G R型 1級受信機・副受信機	型番 自立式GR型 RXN-J-7CB	防災センタ	各1 台
	同 主中継器	型番 壁掛け型 EPS-AC	代表階	7 台
	同 中継器	M R S	各階E P S	36 台
	熱感知器	アナログスポット型、自動試験機能付	B 2ほか各室	447 個
	煙感知器	アナログスポット型、自動試験機能付	各階、各室	1386 個
	ガス漏れ警報検知器	D C 24V 天井取付型	各階給湯室ほか	24 個
	発信機	P型1級 埋込型	各階廊下ほか	92 個
	音響装置	D C 24V 150mm	"	92 個
	消火栓起動装置	壁掛型	B 2F ポンプ室	1 個
排煙設備	常用電源及び予備電源	A C 100V ニカド蓄電池 D C 24V 10A h	防災センター	各1 組
	排煙機	(起動盤3面) 無給油 Vベルト 3本掛 4本掛	P H 2階機械室他	9 台
	排煙口	手動開放装置198台 ワイヤー式	各階廊下ほか	173 個
	排煙設備給気口	ガラリタイプ	各階廊下ほか	23 個
	排煙設備給気口(F D付)	温度ヒューズ式	各階廊下ほか	64 個
消防用設備	排煙ダクト系FD	温度ヒューズ式	各階廊下ほか	67 個
	(消防用水)	放水試験有り		1 式
	加圧送水装置	H C-U5206 無給油	B 2F ポンプ室	1 組
	操作盤	ユニット型	B 2F ポンプ室	1 組
	採水口	埋込型 単口 75A×2	1F 西側駐車場脇	1 箇所

消
防
用
設
備

(屋内消火栓設備・連結送水管設備) 放水試験有り				1式
加圧送水装置	T M S - M グリスオイル潤滑	B2Fポンプ室	1組	
操作盤	自立型 専用	B2Fポンプ室	1面	
消火栓	埋込型×66台 露出型×1台 ホース内蔵	各階廊下ほか	67組	
起動用スイッチ	押ボタン式	各階廊下ほか	67個	
表示灯	A C 24V 赤色LED球	各階廊下ほか	67灯	
音響装置	D C 24V 150mm	各階廊下ほか	67組	
呼水装置	100L ボールタップ式	B2Fポンプ室	1組	
放水用器具格納箱	埋込型 ホース内蔵	9F～11F, R F	12組	
送水口	65A 双口式 ネジ式	B1F, 1F	2組	
放水口	65A ネジ式	B2F～11F, R F	38組	
(スプリンクラー設備)	連動試験有り			1式
加圧送水装置	T M S - D	B2Fポンプ室	1組	
起動装置	100・自動式	B2Fポンプ室	1組	
ヘッド	閉鎖型温度ヒューズ付	各階廊下・各室	1839個	
操作盤	自立型	B2Fポンプ室	1面	
流水検知装置	バルブ付	PHF～B1F南北機械室他	8組	
表示板	赤色表示板	1F西側脇	1面	
呼水装置	100L ボールタップ式	B2Fポンプ室	1組	
送水口	65A 双口式 埋込型	B1F, 1F	2箇所	
補助散水栓	露出型 ホース 内蔵	R F北側変電・電気室	2組	
圧力スイッチ	P T L - 5-3 T	11F～9F南北機械室他	9個	
(連絡・避難・防火)				1式
誘導灯	高輝度タイプ 蛍光管タイプ	各階廊下他	246灯	
誘導標識	蓄光式	各階廊下他	216枚	

消 防 用 設 備	防火戸（煙感連動）	シングル・ダブルタイプ	各階廊下他	191 灯
	防火シャッター（煙感連動）	手動起動兼用タイプ	各階廊下他	25 台
	防火ダンパー	D C 24 V	各階 P S 内	115 台
	梯 子	自在金具 金属製	2階室内	4 組
	非常電話	縦型	各階廊下	33 組
	消火設備			1 式
	(消火器)			1 式
	強化液消火器	蓄圧式 3.0kg	各階廊下他	121 本
	粉末消火器 4型	加圧式 1.2kg	各階廊下他	20 本
	粉末消火器 6型	加圧式 2.0kg	各階廊下他	22 本
	粉末消火器 10型	加圧式 3.0kg	各階廊下他	200 本
	粉末消火器 20型	加圧式 6.0kg	各階廊下他	5 本
	粉末消火器 50型	加圧式 車載式 20kg	ボイラー室他	10 本
	ハロン消火器	蓄圧式 2.0kg	B2F他	13 本
	(二酸化炭素消火設備)	放出試験及び放出試験（後期のみ）有り		1 式
	二酸化炭素容器	A系統：30 B系統：28 高圧式 F型弁付 55・	B2F.9F ボンベ室	58 基
	容器弁開放器(ガス圧式)	A系統：30 B系統：28 手動型	B2F.9F ボンベ室	58 個
	起動用小容器	A系統：7 B系統：10	B2F.9F ボンベ室	17 個
	起動用操作箱	A系統：7 B系統：10 露出型	B2F.9F.R.F	17 個
	音響装置	A系統：7 B系統：10 音声スピーカー モーターサイレン	B2F.9F.R.F	17 組
	連動・継電気盤	A系統：2 B系統：3 壁掛型	B2F.9F.R.F	5 面
	電源装置	A系統：1 B系統：1 壁掛型	B2F.9F	2 組
	圧力スイッチ	A系統：7 B系統：10 ガス圧式	B2F.9F.R.F	17 個
	不遡弁	A系統：7 B系統：0	B2F	7 個
	ダンパー	A系統：59 B系統：30 ガス圧式	B2F.9F.R.F	89 個

消
防
用
設
備

放出表示灯	A系統：22 B系統：26 露出型	B2F.9F.R.F	48 個
選択弁	A系統：6 B系統：10 電気式	B2F.9F.R.F	16 個
ヘッド	A系統：38 B系統：31 ホーン式	B2F.9F.R.F	69 個
防火戸・シャッター	A系統：4 B系統：0	B2F	4 台
(ハロゲン化物消火設備)	放出試験及び放出試験（後期のみ）有り		1 式
ハロンガス容器	F系統 (35kg)	9F MCC室	1 基
容器弁開放器(電磁式)	F系統 ハロンパック (ユニット型)	9F MCC室	1 個
起動用操作箱	F系統 ハロンパック (ユニット型)	9F MCC室	1 個
音響装置	F系統 (内蔵) 音声スピーカ	9F MCC室	1 組
制御盤	F系統 (内蔵) ハロンパック (ユニット型)	9F MCC室	1 面
ダンパー	F系統 ガス圧式	9F MCC室	1 個
放出表示灯	F系統 露出型	9F MCC室前	2 個
ヘッド	F系統 ホーン式	9F MCC室	2 個
(窒素ガス消火設備)	放出試験及び放出試験（後期のみ）有り		1 式
窒素ガス容器	A系統 83L	B1F ボンベ室	69 本
窒素ガス容器（加圧用）	A系統	B1F ボンベ室	1 本
容器弁開放器(電磁式)	A系統	B1F ボンベ室	6 個
容器弁開放器(ガス圧式)	A系統 PC30B型	B1F ボンベ室	70 個
起動用小容器	A系統 1.0kg	B1F ボンベ室	6 個
起動用操作箱	A系統 露出型	B1F 駐車場	6 個
制御弁ユニット	A系統	B1F ボンベ室	5 組
音響装置	A系統 スピーカ9個 音声	B1F 駐車場	1 組
連動盤	A系統 壁掛型	B1F ボンベ室	1 面
電源装置	A系統 AC100V	B1F ボンベ室	1 組
圧力スイッチ	A系統 ガス圧式	B1F ボンベ室	6 個

消防用設備

不還弁	A系統	B1F ボンベ室	6 個
ダンパー	A系統 ガス圧式	B1F 駐車場	10 個
避圧口	A系統	B1F 駐車場	6 個
放出表示灯	A系統 露出型	B1F 駐車場	35 個
自動火災感知器(煙)	A系統 アナログ式スポット型 自動試験機能付	B1F 駐車場	180 個
選択弁	A系統 電気室	B1F ボンベ室	6 個
ヘッド	A系統 ホーン式	B1F 駐車場	35 個
防火シャッター	A系統 電気式・手動式	B1F 駐車場	8 台
非常放送設備			1 式
(庁舎非常放送設備)			1 式
放送操作架	日本ビクター㈱ EM-E56	B1F 防災センター	1 架
放送架	日本ビクター㈱ EM-D11	B1F 防災センター	3 架
遠隔操作台	日本ビクター㈱ EM-C56VD	B1F 防災センター	1 架
スピーカ	壁掛時計付 天井埋込型	各階室内他	760 個
リモコンマイク装置	日本ビクター㈱ PA-C52・PA-C53	2F, 10F	2 架
(共用大会議室放送設備)			1 式
ミキサー卓	TOA D-901	10F 共用大会議室	1 台
放送設備架	TOA M-243	10F 共用大会議室	1 架
スピーカー	TOA HX-5W	10F 共用大会議室	10 個
ワイヤレスマイク装置	TOA WH-1220	10F 共用大会議室	1 式
サブミキサー架	TOA M-243	10F 共用大会議室	1 架
(記者会見室放送設備)			1 式
放送設備架	日本ビクター㈱ PS-P32-B	5F 記者会見室	1 架
スピーカー	ヤマハ MSP3	5F 記者会見室	12 個
ワイヤレスマイク装置	日本ビクター㈱ WM-P760	5F 記者会見室	1 式
(記者クラブ室放送設備)			1 式

消防用設備	呼出マイク装置	日本ビクター㈱ P T A - 30	5F 記者会見室	1 式
	スピーカー	天井型	5F 記者会見室	6 個
	厨房消火設備（フード等用簡易自動消火装置）			
	(和洋食堂厨房)		B 1 和洋厨房	1 式
	装置数	2台用×2, 3台用×2	〃	4 組
	消火剤容器	(強化液 3. 5 L)	〃	10 本
	ダクトセンサー	感知部	〃	4 個
	手動起動装置	リモートスイッチ 押ボタン式	〃	3 個
	消火剤噴射ノズル	方向調整タイプ	〃	28 本
	(食堂厨房)		B 1 廚房	1 式
	装置数	2台用×4, 3台用×2	〃	6 組
	消火剤容器	(強化液 3. 5 L)	〃	14 本
	ダクトセンサー	感知部	〃	6 個
	手動起動装置	リモートスイッチ 押ボタン式	〃	4 個
	消火剤噴射ノズル	方向調整タイプ	〃	39 本

自動火災報知設備

中央合同庁舎第三号館の各感知器は自動試験機能付とする。

受信機GR型にはCRT監視装置(18インチTFTモニタ・UPS付)1台付属する。

二酸化炭素消火設備

A系統 : B2階 特別高圧受変電室, ボイラー室他 全 7 区画

B系統 : 9階 運用司令室, DGPSセンター、P1階南・北変電室 他全 10 区画

ハロゲン化物消火設備

F系統 : 9階 MCC電算機室(ハロゲン)

窒素ガス消火設備

A系統 : B1階 No. 1 ~ 6 駐車場、計全 6 区画

3-6. 生ごみ処理機点検保守

設備機器名	型番	メーカー名	台数
生ごみ処理機	GNS-101WD	パナソニック(株)	4台

3-8. 喫煙室用灰皿（電気集塵機内蔵）のメンテナンス

設置場所	台数	品名	規格	大きさ	メインフィルタ	プレフィルタ	脱臭フィルタ
1階から9階及び11階喫煙室	18台	トルネードカウンター (TORNEX)	CD-THS ハイタイプ	W1,200 D 600 H1,000	2段 荷電式 電気集塵機	SUS14 メッシュ	HCフィルタ (活性炭+ 無機脱臭剤)
B1階守衛室	1台	トルネードカウンター (TORNEX)	CE-MJP-L1X	W1,000 D 900 H 700	2段 荷電式 電気集塵機	SUS24 メッシュ	HCフィルタ (活性炭+ 無機脱臭剤)
B2階機械室	1台	トルネード カウンター (TORNEX)	CE-MJP-L5X	W 900 D 600 H 700	2段 荷電式 電気集塵機	SUS24 メッシュ	HCフィルタ (活性炭+ 無機脱臭剤)
1階喫煙所①	2台	トルネードカウンター (TORNEX)	CE-MJP-H3X	W 880 D 400 H1,000	2段 荷電式 電気集塵機	SUS24 メッシュ+ ウレタンフォーム	HCフィルタ (活性炭+ 無機脱臭剤)
1階喫煙所②	1台	トルネードカウンター (TORNEX)	CE-LJP-H6T	W1,800 D1,000 H1,150	2段 荷電式 電気集塵機	SUS24 メッシュ+ ウレタンフォーム	HCフィルタ (活性炭+ 無機脱臭剤)
1階喫煙所③	2台	クリーン キューブ (TORNEX)	JFSJPH	W 600 D 600 H1,180	2段 荷電式 電気集塵機	SUS24 メッシュ	HCフィルタ (活性炭+ 無機脱臭剤)

○各業務法定資格一覧

3-1. 空調設備等運転監視・点検保守

受注者は、本業務を実施するに当たり、下記の法定資格者を選任する。

なお、資格者は重複しても構わないものとする。

①ボイラー技士

一級又は二級ボイラー技士の資格を有する者を、2名以上配置する。このうち1名は一級ボイラー技師の資格を有する者とし、3号館のボイラー取扱作業主任者として選任する。

ボイラーの操作は、二級以上の資格を有するボイラー技士が行うこととする。

②危険物取扱者

危険物取扱甲種または乙種第4類の資格を有する者を、1名以上配置する。3号館の危険物保安監督者として選任する。

③エネルギー管理士

エネルギー管理士を、1名以上配置する。

なお、エネルギー管理業務のエネルギー管理士と兼務することができる。

④建築物環境衛生管理技術者

建築物環境衛生管理技術者を、1名以上配置する。3号館の建築物環境衛生管理技術者として選任する。

3-2. 受電設備等運転監視・点検保守業務

受注者は、本業務を実施するに当たり、下記の法定資格者を1名以上選任すること。なお、資格者は重複しても構わないものとする。

①電気事業法第54条に規定する電気主任技術者の資格を有する者。

②第1種電気工事士の資格を有する者。

③第2種電気工事士の資格を有する者。

④第4類の甲種又は乙種消防設備士の資格を有する者あるいは第2種消防設備点検資格者の資格を有する者。（重複可）

3-3. 昇降機の点検保守

受注者は、本業務を実施するに当たり、下記の資格等を有する者を1名以上選任すること。

昇降機等検査員の資格を有する者であり、かつ、同型又は類似の昇降機の保守・点検を行ったことがある者。

3－4．構内自動電話交換装置等保守業務

受注者は、本業務に従事するにあたり、下記の法定資格者を1名以上選任すること。

電気通信事業法第45条に規定する電気通信主任技術者資格又は第54条に規定する工事担任者の資格を有する者

3－5．消防用設備点検保守

受注者は、本業務に従事するにあたり、下記のいずれかの当該資格者を点検項目に応じて法令に従い配置すること。

- ①消防設備士免許取得者
- ②消防設備点検資格者
- ③消防法第17条第7項に規定する甲種消防設備士のうち、自動火災報知設備に係る資を有する者
- ④電気工事士法第3条に規定する電気工事士の資格を有する者
- ⑤第1種火災報知システム専門技術者

ただし、防火戸及び防火シャッターについては1級建築士・2級建築士または特殊建築物調査資格者の当該資格者をあてるものとする。

5．警備業務

守衛室に配置する警備員は防災センター要員講習終了証の資格を有すること。

10．エネルギー管理業務

エネルギー管理士を、1名以上選任する。

入札グループで参加する場合には、当該業務を実施する者が満たしていること。

業務責任者等の条件

業務関係者は、各々の業務の全般について責任を持つ業務責任者及び業務責任者を補佐する副業務責任者並びに業務担当者とする。また、業務関係者の休暇等に対し業務を代行する業務担当補助者を置くことができるものとし、業務関係者に業務担当補助者を含めたものを業務関係者等とする。

本業務を実施する場合、各業務に業務責任者を設置すること。なお、業務責任者は各業務を主に担当する社の社員とすること。

業務責任者を設置する業務は「空調設備等運転監視・点検保守」「受電設備等運転監視・点検保守」「昇降機の点検保守」「構内自動電話交換装置等保守」「消防用設備点検保守」「警備業務」「清掃業務」「植栽管理業務」「庁舎内ねずみ・昆虫等防除業務」「執務環境測定」「エネルギー管理業務」とする。

代表企業は業務の実施に先立ち業務関係者を選任するとともに業務関係者の氏名、生年月日、現住所、連絡先電話番号、職務経歴等及び資格証（写）、受注者との雇用関係を証明する書類を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

また、業務関係者の変更があった場合も同様とし、承諾を得ることとする。

なお、スポット的な修理点検履行者の選任については監督職員との個別協議とする。

3－1. 空調設備等運転監視・点検保守

(1) 業務関係者

①業務関係者

落札事業者は、運転・監視及び日常点検・保守に必要な人員を確保するとともに、故障時等に迅速に対応出来るよう必要な人員を配置するものとし、庁舎内に常駐して業務を実施すること。

また、業務を実施するにあたり、業務責任者 1 名及び副業務責任者 1 名を選任するものとする。

②業務責任者

業務責任者は、当該業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験が 10 年以上の経験を有する者とする。なお、受電設備等運転監視・点検保守業務の業務責任者と兼務することができる。

③副業務責任者

副業務責任者は、当該業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験が 5 年以上の経験を有する者とする。また、副業務責任者は、業務責任者の補助及び業務責任者不在時の業務責任者の代行を行うものとする。

④業務担当者

業務担当者は、当該業務について業務責任者の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験を3年以上の者とする。

3-2. 受電設備等運転監視・点検保守業務

(1) 業務関係者

①業務関係者

業務関係者は、業務責任者1名、副業務責任者1名を含めた3人以上の体制（通常業務時間）とする。

②業務責任者

業務責任者は、当該業務について一切の事項を処理するとともに各業務を行う上の高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験が10年以上かつ過去5年以内に1年以上の期間において業務関係者が4名以上の業務責任者を行った経験を有する者とし、過去1年以上の間、履行者の社員として勤務し、履行者が勤務状況を把握している者とする。

また、業務責任者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

ア) 建設業法第27条に規定する電気工事施工管理の資格を有する者

イ) 電気事業法第54条に規定する電気主任技術者の資格を有する者

なお、空調設備等運転監視・点検保守業務の業務責任者と兼務することができる。

③副業務責任者

副業務責任者は、当該業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験が10年以上かつ過去5年以内に1年以上の期間において業務関係者が4名以上の業務責任者または副業務責任者を行った経験を有する者とする。また、副業務責任者は業務責任者の補助及び業務責任者不在時の業務責任者の代行を行うものとする。

④業務担当者

業務担当者は、当該業務について業務責任者の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験を3年以上の者とする。

⑤業務担当補助者

代行を行うに当たっては、事前に7日以上業務担当者の補助を行い、業務内容を理解していることとする。

⑥この業務に従事する業務担当者は、当該施設の業務の履行について必要な技術と経験を有する者とする。

3－3. 昇降機の点検保守

(1) 業務責任者

業務責任者は別紙2－1に示す資格を有する者とする。

3－4. 構内自動電話交換装置等保守業務

(1) 業務責任者

①業務責任者は、次の号に該当する者とする。

ア) 電気通信事業法第45条に規定する電気通信主任技術者資格又は第71条に規定する工事担任者の資格を有する者

イ) 製作者が発行するCX8000M3型電子交換機に係る研修課程修了証明書を提出できる者(副業務責任者でも可)

②業務責任者は、保守業務に関する一切の事項を処理するとともに保守業務を行う上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者でなければならない。

3－5. 消防用設備点検保守

(1) 業務責任者

①業務責任者は仕様書に基づく技術的内容及び本業務に関する打合せ等を総合的にを行う者とする。

なお、業務責任者は必ず履行者の正社員とし、みずからの消防設備業届出書によって東京都千代田区を対象地区に点検項目に応じて工事及び整備を行うことのできる者とする。(実務経験10年以上の有資格者とする。)

また、業務責任者は下記の業務を行うが、対象のそれぞれの当該設備項目について有資格者(消防設備士(甲種1類、甲種3類、甲種4類、乙種6類)、第1種または、第2種消防設備点検資格者、第1種または、第2種電気工事士)をその作業日ごとに配置して実施すること。

ア) 本業務に関わる総合的監理を行う。

イ) 本業務の履行において必要な技術的・専門的検討を行う。

ウ) 本業務に関する監督職員との連絡・打合せを行う。

②業務責任者は修繕に関する一切の事項を処理するとともに、点検等を行う上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者でなくてはならない。

4. 庁舎管理窓口業務

(1) 業務責任者の選任は不要であるが、担当者は2名とし以下の要件を満たすこと。

①パソコンの基礎的な操作ができること。

②Microsoft Office Excelで簡易な表の作成や表計算ができること。

③一太郎、Microsoft Office Wordの基礎的な操作ができること。

5. 警備業務

- (1) 警備業務の円滑な運営を図るため、3号館指定区域に勤務する警備員のうち、業務責任者1名及び副業務責任者2名を定め、常に指揮監督する者が不在とならないように配置すること。
- (2) 業務責任者及び副業務責任者は、それにふさわしい教養及び識見のある者とし、資格は下記のとおりとする。
- ①業務責任者の資格及び責務
- ア) 監督者として6年以上の経験を有する者とすること。
 - イ) 各都道府県公安委員会発行の警備員指導教育責任者資格者証を有する者とすること。
 - ウ) 警備員等の検定等に関する規則第1条第2項に基づく施設警備2級以上の検定合格証を有する者とすること。
 - エ) 自衛消防技術認定証の資格を有する者とすること。
 - オ) 防火管理者講習修了者
 - カ) 防災センター要員講習修了者
- ②副業務責任者の資格及び責務
- ア) 監督者として3年以上の経験を有すること。
 - イ) 警備員等の検定等に関する規則第1条第2項に基づく施設警備2級以上の検定合格証を有する者とすること。
 - ウ) 自衛消防技術認定証の資格を有する者とすること。
 - エ) 防火管理者講習修了者
 - オ) 防災センター要員講習修了者
- (3) 警備員は当該警備業務及び警備業法に支障なく従事できる者とする。

6－1. 清掃業務

(1) 業務責任者及び副業務責任者

清掃業務の円滑な運営を図るため、清掃員のうち、業務責任者1名及び副業務責任者1名を定め、常に指揮監督する者が不在とならないように配置すること。業務責任者は、作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等総合的な技術を有する実務経験豊富な者で次の要件を具備した者であること。

①業務責任者

ビルクリーニング技能士又は建築物清掃管理評価者2級以上の有資格者で実務経験6年以上うち監督経験2年以上の者。

②副業務責任者

ビルクリーニング技能士又は建築物清掃管理評価者2級以上の有資格者で実務

経験3年以上うち監督経験1年以上の者。

(2) 業務担当者（清掃員）

ビルクリーニング技能士、建築物清掃管理評価者2級以上、各都道府県ビルメンテナンス協会主催の清掃作業従事者講習受講、受注者が独自に実施している実務研修受講、の何れかに該当する者。

10. エネルギー管理業務

(1) 業務責任者

エネルギー管理士を1名選任する。

また、エネルギー管理士は、東京都の環境確保条例及び東京都地球温暖化対策指針に基づく地球温暖化対策管理者講習会を受講済みの者で、第一種エネルギー管理指定工場での参画実績を持つとともに東京都地球温暖化対策におけるテクニカルアドバイザーとしての経験を有すること。

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」における技術管理者としての業務を履行すること。

○法令点検作業一覧

以下の業務項目は関係法令に従い実施すること。

業 務	業務内容	法令名	法令点検		備考
			有無	周期	
3-1-②	ボイラー性能検査	労働安全衛生法	○	1Y	
3-1-②	ばい煙濃度測定	大気汚染防止法	○	6M	
3-1-③	冷却塔の水質検査	建築物衛生法（ビル管法）	○	1Y	
3-1-⑧	地下オイルタンクの点検	消防法	○	1Y	
3-1-⑬	建築物の敷地及び構造並びに建築設備の定期点検	建築基準法第12条第2項、第4項	○	3Y 1Y	
3-2	受変電設備、発電設備等定期点検	(1) 電気事業法及びこれに基づく諸規則 (2) 電気通信事業法及びこれに基づく諸規則 (3) 消防法及びこれに基づく諸規則	○	1Y	
3-3	昇降機の性能検査	建築基準法、人事院規則	○	1Y	
3-3	昇降機の定期点検	建築基準法、人事院規則	○	1M	
3-5	消防用設備定期点検	(1) 消防法、これに基づく諸規則及び消防法第17条の3の3（昭和50年10月16日付消防庁告示第14条） (2) 電気事業法及びこれに基づく諸規則	○	6M	

9	空気環境測定	建築物衛生法（ビル管法）	<input type="radio"/>	2M	
9	水質検査	建築物衛生法（ビル管法）	<input type="radio"/>	6M	
9	残留塩素等の測定	建築物衛生法（ビル管法）	<input type="radio"/>	1D	
10	エネルギー管理	エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法） 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）			

○発注者が用意するもの

3-1. 空調設備等運転監視・点検保守

- ①中央監視室（業務室）
- ②事務机、椅子

3-2. 受電設備等運転監視・点検保守

- ①中央監視室（業務室）、宿直（仮眠）室
- ②事務机、椅子、プリンター
- ③測定器
- ④蛍光管、OAタップ、工事材料

3-4. 構内自動電話交換装置等保守業務

- ①電話交換機室（業務室）
- ②事務机、椅子、プリンター
- ③測定器、工具類
- ④電話機、配線材料

3-6. 生ごみ処理機点検保守

交換用ホールチップ

4. 庁舎管理窓口業務

- ①業務室
- ②事務机、椅子、PC、プリンター
- ③業務で必要な電子機器
- ④電話機

5. 警備業務

- ①警備員控室、仮眠室
- ②事務机、椅子
- ③一時通行証管理用PC

6-1. 清掃業務

- ①清掃員控室、清掃資機材及び衛生消耗品保管場所
- ②事務机、椅子
- ③衛生消耗品（トイレットペーパー、水せっけん、ペーパータオル、尿石除去剤）

統轄管理責任者

- ①業務室
- ②事務机、椅子

○落札事業者が用意するもの

3-1. 空調設備等運転監視・点検保守

- ①保守点検に必要な各種測定器、工具、消耗品
- ②業務で必要な事務用品一式

3-2. 受電設備等運転監視・点検保守

保守点検に必要な各種測定器、工具、消耗品

3-3. 昇降機の点検保守

保守点検に必要な各種測定器、工具、消耗品

3-4. 構内自動電話交換装置等保守業務

T V 共聴設備測定器

3-5. 消防用設備点検保守

工具、測定器、試験器、材料

3-6. 生ごみ処理機点検保守

製造業者（パナソニック株式会社）指定の部品、消耗部品等

3-8. 噫煙室用灰皿（電気集塵機内蔵）のメンテナンス

- ①作業に必要なプレフィルタ・交換用集塵ユニット・脱臭フィルタ・清掃用の洗剤・ウエス等の消耗品
- ②機械異常等の緊急対応派遣・故障等による一切の交換部品及び材料

4. 庁舎管理窓口業務

事務用品

5. 警備業務

- ①制服、制帽、ネームプレート
- ②電気メガホン、警笛、警戒棒、携帯照明器具
- ③その他警備業務上必要なもの

6-1. 清掃業務

- ①ごみ袋

※1 参考 ゴミ袋 東京都23区指定45㍑ 月／約1,500袋程度

東京都23区指定90㍑ 月／約1,200袋程度

- ②清掃資機材
- ③洗剤・ワックス・剥離剤、その他清掃業務上必要なもの

6-2. 男子トイレ小便器水洗便所用薬剤供給装置等の賃貸借及び保守

- ①乾電池、太陽光パネル等の電源
- ②薬剤及び芳香剤
- ③薬剤の品質不良等による小便器本体または排水管等修理費用
- ④水洗便所用薬剤供給装置及び脱臭・芳香拡散装置

○業務日（業務時間）

常駐業務の業務時間

- (1) 平日（開序日）：月曜日～金曜日
(国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く)
- (2) 休日（閉序日）：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）

3-1. 空調設備等運転監視・点検保守

- (1) 平日の実施時間
9時15分から18時15分まで（休憩時間1時間を含む）
ただし、ボイラーの運転を担当するものは、8時30分から17時30分まで（休憩時間1時間を含む）とする。
- (2) 業務時間の延長等
発注者は、平日の実施時間以外又は休日に、空調の運転等の業務を依頼することが出来るものとする。この場合、発注者は落札事業者に対し時間外手当を支払うものとする。（想定時間：年間490（時間）程度）

3-2. 受電設備等運転監視・点検保守業務

- (1) 運転・監視業務
履行期間内の毎日
実施時間：9時30分から18時30分まで
- (2) 点検業務（運転監視及び宿直業務を除く）
平日の実施時間：9時00分から18時00分まで
9時30分から18時30分まで（休憩時間1時間を含む）
- (3) 宿直業務
履行期間内の毎日
実施時間：18時00分から翌日の9時00分まで（仮眠時間を含む）
なお、仮眠時間は23時00分から翌日の6時00分までとし、記録を省略することができる。
- (4) その他（残業等）
 - ①発注者は、平日の実施時間以外に、必要に応じて業務を依頼することが出来るものとする。この場合、発注者は受注者に対し時間外手当を支払うものとし、次のような業務を想定している。
 - ②業務内容：故障等の不具合に対する措置等
 - ③想定時間：年間90（時間）程度
 - ④業務時間の変更
協議により始業時間、終業時間及び休憩時間を変更できるものとする。
 - ⑤業務の履行場所は、3号館に常駐して行うものとする。

3～4. 構内自動電話交換装置等保守業務

(1) 平日の実施時間：①8時45分から17時45分まで
(休憩時間1時間を含む)

②9時15分から18時15分まで
(休憩時間1時間を含む)

(2) 業務時間の延長

発注者は、平日の実施時間以外に、電話機等の移設、内線増設及び番号変更等の軽微な保守及び工事等を依頼することができるものとする。この場合、発注者は落札事業者に対し時間外手当を支払うものとする。(想定時間：年間30(時間)程度)

4. 庁舎管理窓口業務

(1) 平日の実施時間：9時00分から18時00分まで

休憩時間：12時00分から14時00分までの間の1時間

(2) 所定時間外

実施時間：18時00分から20時00まで

想定時間：1日1時間程度(年間300時間程度)

5. 警備業務

(1) 平日

①9時00分から翌日の9時00分まで	1人	立しよう
②7時00分から23時00分まで	2人	"
③8時00分から18時00分まで	1人	"
④8時00分から20時00分まで	1人	"
⑤8時00分から23時30分まで	1人	"
⑥8時30分から18時30分まで	1人	"
⑦8時30分から19時00分まで	2人	"
⑧9時00分から18時00分まで	2人	"
⑨7時00分から19時00分まで	1人	"
⑩9時00分から17時30分まで	1人	動しよう
23時30分から翌日の1時30分まで		
3時00分から7時00分まで		
⑪16時30分から翌日の8時30分まで	1人	座しよう
⑫8時00分から20時00分まで	1人	"
1時30分から3時00分まで		

(2) 休日

①9時00分から翌日の9時00分まで	1人	立しよう
②7時00分から23時30分まで	1人	"
③9時00分から18時30分まで	1人	動しよう
23時30分から翌日の1時30分まで		
3時00分から7時00分まで		
④7時00分から翌日の7時00分まで	1人	座しよう
⑤1時30分から3時00分まで	1人	"

(3) 所定時間外

想定時間：年間30時間程度

※急遽守衛の勤務形態に変更が生じた場合、23時30分から翌日の1時30分までの間、守衛室での業務から庁舎内巡回業務に従事するよう変更する場合がある。

6-1. 清掃業務

(1) 日常清掃

平日 7時30分から19時15分まで（詳細は参考資料1による。）

※1 ごみ収集等の共用部分は7時30分以前に開始してもよい。

※2 仮眠室清掃の想定時間：年間80時間程度

(2) 定期清掃

休日及び平日の日中（詳細は参考資料1による。）

○報告書等

業務報告書の様式については国土交通省大臣官房会計課官庁営繕部監修の「建築保全業務報告書作成の手引き（平成25年度版）」を参考に監督職員と協議のうえ決定することとする。ただし、業務において指定がある場合は指定を優先する。

また各業務実施に当たり、作業要領、スケジュール、作業員名簿、使用機材、使用薬品等について記載した作業計画書を事前に提出すること。

3-1. 空調設備等運転監視・点検保守

(1) 業務日報 : 1部

- ①設備機器運転・計測記録
- ②日常点検結果
- ③空調設備温・湿度計測一覧

(2) 業務月報 : 1部

- ①設備機器運転・計測記録
- ②月例点検結果
- ③残留塩素等測定結果
- ④計量用メーター（ガス、給水、給湯）の検針記録

(3) (定期) 点検（整備）報告（その都度）

- ①点検整備報告書 : 2部

3-2. 受電設備等運転監視・点検保守業務

(1) 業務日報 : 1部

- ①受電日誌（毎日提出）
- ②作業日誌（毎日提出）
- ③点検記録（その都度提出）
- ④障害記録（その都度提出）
- ⑤その他保守に必要なもの（その都度提出）

(2) 業務月報 : 1部

- ①月次報告：業務日報の集計（毎月提出）
- ②検診結果

(3) (定期) 点検（整備）報告（その都度）

- ①点検整備報告書 : 2部
- ②消防設備等点検報告書 : 3部

点検表（告示第14号に定める様式とする。）に必要事項を記入し提出すること。

3-3. 昇降機の点検保守

（1）（定期）点検（整備・作業）報告（その都度）

- ①定期点検等作業報告書：1部
- ②性能検査結果報告書：1部

・上記①、②の報告書を作成にあたっては、点検内容を網羅し、計測値の記載、写真の添付等により、可能な限り、具体的な作業結果を記載すること。

3-4. 構内自動電話交換装置等保守業務

（1）業務日報：1部

- ①保守業務日誌（毎日提出）
- ②作業記録表（毎日提出）
- ③障害記録簿（その都度提出）
- ④その他保守に必要なもの（その都度提出）

3-5. 消防用設備点検保守

（1）（定期）点検（整備）報告（その都度）

①点検結果報告：2部

- ・消防法に基づく「消防用設備等点検結果報告書」の様式にて作成した点検結果報告書を3部（正、副、控）提出すること。
- ・点検の結果、設備の不良（老朽、破損、腐食を含む）及び機能障害等があった場合には、点検票により場所、名称、不良内容等、平面図を添付し、報告すること。
- また、機能障害その他により調整等を実施した場合、点検票により実施内容を報告すること。
- ・必要に応じ写真を添付すること。

3-6. 生ごみ処理機点検保守

（1）（定期）点検（作業）報告（その都度）

①作業（完了）報告書：1部

3-8. 噴煙室用灰皿（電気集塵機内蔵）のメンテナンス

（1）（定期）点検（作業）報告（その都度）

①作業（点検）報告書：1部

- ・作業の完了時に履行者は、試運転を行い正常状態を確認後、保守状況（メインフレンチの汚れ状況を含む）を明示した作業点検表を作業毎に提出するものとする。

5. 警備業務

(1) 業務日報 : 1部

①警備日誌

- ・毎日の警備状況は、所定の警備日誌（参考資料1及び参考資料2）に必要事項を記載の上、守衛室の確認を得て庁舎管理室に提出する。

6-1. 清掃業務

(1) 業務日報 : 1部

①清掃作業実施報告書：実施日の翌日（翌日が土・休日の場合はその後の最初の平日）に提出

②ゴミ搬出報告書（参考資料3）：当日17時まで

③生ゴミ処理機運転日報（参考資料4）

④トイレットペーパー等補充報告書（参考資料5）

※③及び④は1ヶ月分を集計し、翌月1日（翌月1日が土・休日の場合はその後の最初の平日）に提出する。監督職員より確認の依頼があった場合、速やかに提示できるようにしておくこと。

6-2. 男子トイレ小便器水洗便所用薬剤供給装置等の賃貸借及び保守

(1) (定期) 作業報告（その都度）

①作業報告書

・薬剤の小便器のトラップにおける濃度測定及び便器表面における洗浄測定、記録、分析及びスケール付着状況の確認は、試薬等を使用し期間中1回実施し、報告書を提出すること。

(2) 業務計画書等

①業務計画書及び業務日程表等を提出し承認を得ること。

②薬剤及び芳香剤について、使用前に性能、品質を証明する書類を提出し承認を得ること。

・保守点検、交換業務の実施に当たっては、業務計画、業務日程等について施設管理者と十分な打合せを行うこと。

7. 植栽管理業務

(1) (定期) 作業報告（その都度）

①作業報告書

8. 庁舎内ねずみ・昆虫等防除業務

(1) 調査・作業等報告書

①調査報告書

- ・定期点検及び食堂点検は、回収から1週間以内に、全館点検及び和室点検は、回収から2週間以内に調査の結果を報告書にまとめて、提出すること。
- ・報告書には、調査の期間、捕獲した種類、捕獲数、ねずみ及び昆虫等の繁殖環境に関する事項を部屋毎に記載し、害虫の繁殖防止・環境改善のためのアドバイス等を記載すること。
- ・和室点検についての報告書には、調査の日時、捕獲した種類、捕獲数、繁殖環境に関する事項、ダニの繁殖防止・環境改善のためのアドバイス等を記載すること。

②作業報告書

- ・作業を行った際には、その都度、作業報告書を提出すること。報告書には、作業時間、作業人数、作業場所、作業内容、使用した道具とその数量（薬剤の場合は希釈倍率や有効成分）を明確に記載すること。

（害虫生息状況の調査報告書とは別物）

10. エネルギー管理業務

（1）各種報告

- ①エネルギー使用状況の把握・記録、使用量の適正な管理・分析（毎月報告）
- ②設備機器の運転記録による分析、検証、運転方法、更新等設備改修に対する提案
（半年に1回、冷房・暖房シーズン前に提出）
- ③地球温暖化対策削減計画書の実証、計画書の見直し、報告書の作成、提案
（年1回の定期報告に加え東京都からの要請の都度）
- ④省エネ法に基づく定期報告書の作成、調査等について資料作成
（年1回の定期報告に加え経済産業局からの要請の都度）

○その他共通事項

1. 事前提出書類

- 1) 日常業務を除く業務については、作業日の1週間前までに作業名、作業日時、業務責任者等を記載した「作業届」を作成し、監督職員に提出すること。
- 2) 業務実施にあたり車両の入構が必要な場合は、1週間前までに使用する自動車の種類及び登録番号等を記載した「駐車許可申請書」を提出すること。

2. 臨機の処置

- 1) 落札事業者は、故障発生時等の連絡を受けた際は、直ちに業務関係者等と調整を取り、必要な措置を講じること。
- 2) 落札事業者（実施要項1.1(2)①①～⑤③④）は、年間365日、24時間連絡体制を確保すること。なお、担当者の休暇等に備え窓口を複数確保すること。
- 3) 落札事業者（実施要項1.1(2)①④③）は、担当者の休暇等に備え代替要員を確保し、業務を確実に実行すること。
- 4) 業務により発見した破損、故障等は、直ちに監督職員に報告すると共に、必要な応急措置を施すこと。
- 5) 拾得物があった場合は、速やかに庁舎地下1階守衛室に届け出るものとする。

3. 注意事項

- 1) 作業開始前に作業に支障がないか作業場所の確認を行うこと。支障がある場合は、監督職員と協議のうえ、監督職員の指示に従うこと。
- 2) 作業の実施に当たっては、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
- 3) 作業中の災害及び事故を防止するため、作業に当たっては、落札事業者の責任において適切な安全対策を施すこと。
- 4) 業務関係者等は、常に整理、整頓に心掛け、作業終了後は速やかに後片付けを行い、作業場所及びその周囲の安全と清掃状況が十分であるかどうかを確認すること。業務関係者等は、社員証を携帯し、自社の制服（作業服）・腕章を着用して作業を行うこと。
- 5) 業務関係者等の誤操作又は過失により、施設等に損傷その他の損害を与えた場合は、落札事業者の負担により速やかに復旧させること。

6) 業務関係者等は、施設管理担当者の業務上の指示に従うと共に、施設管理担当者及び関係業者等と協力し業務の円滑な遂行に努めること。

4. その他

- 1) 本業務に伴い、知り得た内容については、守秘業務を負うものとし、みだりに第三者にこれを漏洩してはならない。資料のコピー等は必要部数のみとし、取扱に注意すること。また、本業務で使用又は作成したデータについても同様に取り扱いに注意し、情報の流出に対し適切な対応を行う。
- 2) 契約期間満了又は解除により当業務を終了する際は、次期業務受注者に対し、当業務において作成したすべての書類及びデータを引き継ぐものとする。
- 3) 国土交通省の業務に支障を来さない範囲において、落札事業者は3号館内に管理業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとする。その場合、持ち込んだ機器・設備については適切に管理し施設管理担当者へ持ち込んだ機器・設備を一覧表にして報告すること。

1. 業務件名 空調設備等運転監視・点検保守

2. 業務概要

第3号館に設置されている、空調設備、衛生設備及び建築等の適切な運用を図り、庁舎の利用に支障を来すことのないように、設備機器類の運転・監視及び定期点検・保守を行うものとする。

3. 点検対象 別添対象機器リストによる。(別紙1)

4. 業務内容

(1) 運転・監視及び日常点検・保守

①設備の運転時間等

施設の冷暖房等の運転日および運転時間

冷房 6月中旬～9月下旬 9時15分～18時15分

暖房 12月上旬～3月下旬 9時15分～18時15分

換気 通年 9時15分～18時15分

給湯 通年 8時30分～18時00分

※上記運転時間を原則とするが、執務室の状況等により運転時間の変更を行う。

②運転・監視の範囲

共通仕様書第3編運転・監視及び日常点検・保守1. 1. 5の項による。

③運転・監視の記録

運転・監視記録の項目及び周期は下記による。

機器の種別	項目	周期
ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー蒸気圧力又は温水温度 ・ボイラー及び給水タンク水位 ・蒸気ヘッダー圧力 ・燃料使用量 ・外気温湿度 ・ボイラー室内温度 	1H
吸收冷温水機	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温水入口及び出口温度 ・冷却水入口及び出口温度 ・排ガス温度 ・高温再生器温度及び圧力 ・高温再生器、吸収器及び蒸発器液面 ・本体真空度 ・燃料使用量 	1H 1D
遠心冷凍機	<ul style="list-style-type: none"> ・冷水入口及び出口温度 ・冷却水入口及び出口温度 ・蒸発及び凝縮圧力 ・圧縮機吸込及び吐出温度 ・吸込ベーン開度 ・潤滑油圧力 ・潤滑油冷却器入口及び出口温度 ・電源電圧及び主電動機電流 ・電力使用量 	1H 1D
計量用メーターの検針・記録	・和洋食堂、食堂、そば食堂、軽食堂、屋上喫茶 (給水、給湯使用量)	1D

	・コンビニ、弁当販売コーナー、総合売店、保育所 (給水)	1W
	・和洋食堂、食堂、そば食堂、軽食堂、屋上喫茶 (ガス使用量)	1M
	・冷却塔補給水量、屋上灌水装置散水量	1M

④日常点検及び保守の範囲

共通仕様書第3編運転・監視及び日常点検・保守1.1.6及び1.1.7の項による。

⑤日常点検の項目及び点検内容

日常点検の項目及び点検内容は下記による。なお、定められた対象部分以外であっても、異常等を発見した場合には施設管理担当者に報告する。

機器の種別	点検項目	点検内容
ボイラー	(起動前) a. 圧力計・水高計・ 温度計 b. 水面計・連絡配管・ 水位検出用連絡配管 c. ボイラー水位 d. 燃料及び給水系統 e. バーナー f. ボイラー燃焼室 g. 煙道ダンパー h. ボイラー室の換気 i. 燃料 j. 給水タンク	①指針に異常のないことを確認する。 ②ガラス及び文字板に汚れ及び損傷のないことを確認する。 ①コック又は弁の開閉状態が正常であることを確認する。 ②水面計、低水位遮断装置及び水面制御装置の機能に異常のないことを確認する。 水面計の水位が安全低水位以上の位置にあることを確認する。 ①弁の開閉状態が正常であることを確認する。 ②燃料又は水漏れがないことを確認する。 バーナーの装着状態が正常であることを確認する。 耐火材の脱落、カーボンの付着等がないことを確認する。 ダンパーの開き具合及びその固定状態に異常のないことを確認する。 換気状態が良好に維持されていることを確認する。 油だきボイラーは、燃料タンクの保有量が適切であることを確認する。 ①水位が常用水位以上にあることを確認する。 ②入口及び出口弁が確実に開いていることを確認する。

	<p>K. 電源スイッチの確認</p> <p>(運転中)</p> <p>a. 常時監視</p> <p>b. 水位制御装置</p> <p>c. バーナーの自動発停動作</p> <p>d. 安全弁・逃し弁・逃し管</p> <p>e. 燃焼ガス</p> <p>f. コンプレッサー確認</p> <p>(運転終了時の作業)</p>	<p>ブレーカー状態「入」を確認する。 (6カ所)</p> <p>ボイラーの圧力、水位及び燃焼状態を常時監視する。</p> <p>給水装置及び自動水位制御装置の機能が正常で、ボイラー水位が規定の位置に保持されていることを確認する。</p> <p>ボイラー圧力が変化するとき、規定の圧力でバーナーが自動的に停止又は起動することを確認する。</p> <p>①安全弁に漏れがないことを確認する。 ②取付け部等に漏れがないことを確認する。 ③逃し管に漏れ及び凍結のおそれがないことを確認する。</p> <p>ボイラー外周部及び煙道から燃焼ガスの漏れがないことを確認する。</p> <p>コンプレッサーのドレン排出、潤滑油の有無を確認する。</p> <p>①制御盤の操作スイッチでバーナーの燃焼を停止させ、燃焼手動弁を閉止する。 ②給水装置を運転し、ボイラー水位を常用水位より少し上げた位置で止め、給水止弁を閉止する。 ③煙道ダンパーを閉止する。 ④電源スイッチを遮断する。 ⑤吹出し弁及び配管に漏れがないことを確認する。 ⑥燃料、給水及び蒸気又は温水の各系統に漏れがないことを確認する。 ⑦ボイラー周辺部に損傷等がないことを確認する。</p>
吸収冷温水機	<p>(起動前)</p> <p>a. 圧力計・温度計</p> <p>b. 冷水及び冷却水配管系統</p> <p>c. 電源</p>	<p>ガラス及び文字板に汚れのないことを確認する。</p> <p>①各種弁の開閉状況を確認する。 ②配管接続部等から水漏れがないことを確認する。</p> <p>冷温水・冷却水ポンプ用遮断器投入表示を確認する。</p>

	<p>d. 燃焼ガス (運転中)</p> <p>(運転終了時)</p>	<p>ガス圧力表示の点灯を確認する。</p> <p>①各部の圧力及び温度が規定の許容範囲内にあることを確認する。</p> <p>②配管に漏れ、振動等の異常がないことを確認する。</p> <p>③運転時に異常音及び異常振動がないことを確認する。</p> <p>④運転記録から系内に空気の侵入が認められる場合は抽気装置の運転を行う。</p> <p>①運転を停止する場合は、関連機器の所定の停止順序に従って行う。</p> <p>②弁類を所定の開閉位置にする。</p> <p>③電源開閉器を規定の位置にする。</p>
遠心冷凍機	<p>(起動前)</p> <p>a. 圧力計・温度計</p> <p>b. 冷水及び冷却水配管系統</p> <p>c. 電源</p> <p>(運転中)</p> <p>(運転終了時)</p>	<p>ガラス及び文字板に汚れのないことを確認する。</p> <p>①各種弁の開閉状況を確認する。</p> <p>②配管接続部等から水漏れがないことを確認する。</p> <p>電圧が規定の許容範囲内にあることを確認する</p> <p>①各部の圧力及び温度が規定の許容範囲内にあることを確認する。</p> <p>②配管に漏れ、振動等の異常がないことを確認する。</p> <p>③運転時に異常音及び異常振動がないことを確認する。</p> <p>④運転記録から系内に空気の侵入が認められる場合は抽気装置の運転を行う。</p> <p>①運転を停止する場合は、関連機器の所定の停止順序に従って行う。</p> <p>②弁類を所定の開閉位置にする。</p> <p>③電源開閉器を規定の位置にする。</p>
冷却塔		<p>①ケーシングに異常振動がないことを確認する。</p> <p>②水槽に水漏れがなく、水位に異常がないことを確認する。</p> <p>③送風機の各部に異常音又は異常振動がなく、羽根車の回転が円滑であることを確認する。</p> <p>④冷却水の汚れの有無を確認する。</p>
ユニット形空気調和機 (電気集じん器含む)		<p>①各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。</p> <p>②還気、給気及び冷温水入口、出口温度差の異常の有無を点検する。</p> <p>③冷温水、ドレン等の漏水の有無を確認する。</p> <p>④電流値、切替スイッチ、運転表示灯の状態を確認する。</p> <p>⑤ベルトの状況を確認する。</p>

	<p>⑥自動巻取形エアフィルターは、巻取完了表示灯が点灯していないことを確認する。</p> <p>⑦プレフィルター及び空調機械室内の状況を確認し、必要に応じて清掃を行う。</p>
送風機 (PH2F 南北送風機室、B2F 南北送風機室、EV 機械室、駐車場南北送風機室)	<p>①各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。</p> <p>②電流値、切替スイッチ、運転表示灯の状態を確認する。</p> <p>③ベルトの状況を確認する。</p> <p>④外気取入口フィルターの状況を確認し、必要に応じて手動で巻取り実施するかフィルターの清掃を行う。</p> <p>⑤室内の状況を確認し、必要に応じて清掃を行う。</p>
ポンプ（陸上）	<p>①各部の異常音、異常振動等の有無を点検する。</p> <p>②計器の指示値を確認する。</p> <p>③軸封部からの水漏れが適切であることを確認する。</p> <p>④電動機に異常発熱がないことを確認する。</p> <p>⑤ポンプ周辺の異常の有無を点検する。</p>
ポンプ（水中）	手動にて運転を実施し、電流値の確認及びマンホールを開け、排水状況の確認並びに槽内の汚れの状況等を確認する。
受水槽 高置水槽	<p>①マンホールの蓋の異常の有無及び施錠状態を確認する。</p> <p>②内部の状況（電極、ボールタップ等）及び水位を確認する。</p> <p>③外観の状態（漏水、亀裂、損傷等の有無）を確認する。</p> <p>④防虫網の異常の有無を確認する。</p>
消防用受水槽、 中水受水槽	<p>①指示計及びCRTにより、水量の確認を行う。</p> <p>②マンホール蓋の異常の有無を確認する。</p> <p>③外観の状態（漏水、亀裂、損傷等の有無）を確認する。</p>
ガス消火ボンベ庫 (B2FC02, 9FC02, P1FC02, 車庫 N2 ボンベ庫)	<p>①各部の異常の有無を確認する。</p> <p>②スイッチ位置及び表示灯の異常の有無を確認する。</p>
水質の維持	<p>①上水の外観検査（臭気、味、色、濁り）を行う。（1カ所）</p> <p>②雑用水の外観検査（臭気、色、濁り）を行う。（1カ所）</p> <p>③上水及び雑用水の残留塩素の測定を行う。（1カ所）</p> <p>④雑用水のPH値の測定を行う。（1カ所、週1回）</p> <p>⑤給湯の残留塩素の測定を行う。（3箇所、週1回）</p>
自動制御設備	<p>①三方弁等の自動制御機器の開度、漏水、異常音、異常振動等の有無を確認する。</p> <p>②中央監視装置のディスプレイの画面の異常、キーボード等の異常の有無を確認する。</p>
昇降機設備	<p>①戸の開閉は円滑で異常音及び異常振動のないことを確認する。</p> <p>②各階の乗場敷居溝及びかご敷居溝にゴミ、異物が入っていないか確認する。</p> <p>③かご内照明等の球切れの有無を確認する。</p> <p>④加速、走行、減速時の異常音、異常振動及び異臭の有無を確認する。</p> <p>⑤着床時のショック及びかごと乗場のレベルに著しく大きな段差がないか確認する。</p>
建築関係	<p>①屋上及び屋上ルーフドレンの排水状態の良否、堆積物及びゴミの有無、破損及び漏水の有無を点検する。</p> <p>②避難扉及びシャッターの破損の有無を点検する。</p>

⑥その他

- 1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等関係法令を遵守し、執務室内的良好な空気環境を維持し、飲料水、排水等の適切な状態を維持すること。
- 2) 灯油、ガス及び水道の使用状況については、前年度同時期の使用量との比較及び分析を行い施設管理担当者に報告すること。（2回／月）
- 3) 別途契約する修繕業務等の作業立会い及び確認を行う。過去の報告書に対する対比を行い、疑義が発生した場合は、施設管理担当者に報告する。
- 4) 次のような軽微な不具合が発生した場合は、落札事業者の実施可能な範囲で臨時点検及び応急処理等を実施するものとする。
 - ・空調設備等の故障及び破損に関するもの
 - ・建具等の修繕修理（扉、ブラインド、丁番、ドアノブ、ドアクローザー等）
- 5) 施設管理担当者が関係法令等により提出する必要がある関連書類（ばい煙排出量調査等）について、作成補助を行うものとする。
- 6) 設備の図面及び機器台帳等の書類は、常に整理を行い、必要な部分の書類がすぐに取り出せる状態に保管しておくこと。また、設備機器の更新等があった場合には、機器台帳の更新を行うこと。
- 7) 日常点検・保守に必要な備品・消耗品（支給品）の在庫管理を行うこと。
不足が予測される場合は、監督職員に事前に報告すること。

（2）定期点検等及び保守

①吸収冷温水機の点検保守

1) 点検対象

対象機器は下記に示す冷温水機（全2台）とする。

呼称	RH-1(1号機)	RH-2(2号機)
製造業者	川重冷熱工業株	川重冷熱工業株
型式	NEG-560HN5A	NEG-560HN5A
冷房能力	1,969kW	1,969kW
暖房能力	1,455kW	1,455kW
燃料種別	都市ガス 13A	都市ガス 13A
設置場所	B2F 機械室	B2F 機械室
納入年月	平成28年3月	平成28年1月

2) 点検内容

共通仕様書第2編4.3.5吸収冷温水機の項によるほか、下記による。

i) 冷房シーズンイン点検（年1回）

- ・バーナーの開放点検を実施する。その際取外したパッキンの交換を行う。
 - ・表4.3.5(A)の12. 冷媒・吸収剤は業務対象外とする。
- ##### ii) 冷房シーズンオン点検（年1回）
- ・吸収液のサンプリング分析を行い、必要に応じインヒビター（防錆剤及びpH調整剤）の調整を行う。
 - ・表4.3.5(A)の13. 機器用水質は業務対象外とする。

iii) 冷房シーズンオフ点検（年1回）

- ・暖房シーズンイン点検と同時作業とする。
- ・表4.3.5(A)の3. 内部の状況 a. 燃焼室の点検内容④は業務対象外とする。
- ・表4.3.5(A)の3. 内部の状況 b. 熱交換器の点検内容②は業務対象外とする。
- ・表4.3.5(A)の8. 燃焼装置 c. バーナーの点検内容は③は業務対象外と

する。

- iv) 暖房シーズンイン点検（年1回）
 - ・冷却水系のチューブ清掃を実施する。
 - ・バーナー開放点検を実施する。その際取外したパッキンの交換を行う。
 - ・表4.3.5(A)の12、冷媒・吸収剤は業務対象外とする。
- v) 暖房シーズンオン点検（年1回）
 - ・表4.3.5(A)の12、冷媒・吸収剤は業務対象外とする。
 - ・表4.3.5(A)の13、機器用水質は業務対象外とする。
- vi) 暖房シーズンオフ点検（年1回）
 - ・冷房シーズンイン点検と同時作業とする。
 - ・表4.3.5(A)の3. 内部の状況 a. 燃焼室の点検内容④は業務対象外とする。
 - ・表4.3.5(A)の3. 内部の状況 b. 熱交換器の点検内容②は業務対象外とする。
 - ・表4.3.5(A)の8. 燃焼装置 c. バーナーの点検内容③は業務対象外とする。
- vii) ばい煙量等の測定（年2回）
 - ・大気汚染防止法によるばい煙量等の測定を行う。
- viii) その他（1回／3年）
 - ・運転盤のバッテリーの交換を行う。
 - ・燃焼装置の火炎検出器の交換を行う。
 - ・安全装置・制御装置の水位検出電極棒の交換を行う。

3) その他

業務を実施するにあたり、製造業者が発行する冷熱製品管理技術認定証を取得している者を作業責任者として選任すること。

②遠心冷凍機の点検保守

1) 点検対象

対象機器は下記に示す遠心冷凍機（全1台）とする。

呼 称	RC-1
製 造 業 者	ダイキン工業株
型 式	HTV700B
冷 房 能 力	660USRT
暖 房 能 力	2,324kW
電 源	3φ 3,300V
設 置 場 所	B2F 機械室
納 入 年 月	平成28年8月

2) 点検内容

共通仕様書第2編4.3.3遠心冷凍機の項及び危害予防規程によるほか、下記による。

- i) 冷房シーズンイン点検（年1回）
 - ii) 冷房シーズンオン点検（年1回）
 - iii) 冷房シーズンオフ点検（年1回）
 - ・熱交換器のブラシ洗浄を実施する。（洗浄の際に取外したパッキンは交換を行う。）
- iv) 保安検査
 - ・高圧ガス保安法に基づく保安検査を行うものとする。この時の申請費用塔は受注業者の負担とする。

③ボイラー設備等の点検保守

1) 点検対象

下記に示す「ボイラー関連機器一覧表」とする。

<ボイラー関連機器一覧表>

機器名称	型式等	数量	備考
ボイラー			
①ボイラー本体	特M5025(前田鉄工所製) 鋳鉄製セクショナルボイラー 伝熱面積59.40m ² 9B(御法川工場製)	2基	B2Fボイラー室
②ローターオイルポンプ	バネ式(全量式)	2台	
③安全弁		4個	
④ボイラー付属			
オイルギアポンプ	NR-04	2台	
ギアポンプモーター	SEKRC211-6(0.4kW)	2台	
オイルサービスタンク			
①サービスタンク	1,100リットル	1基	B2Fボイラー室
②オイルギアポンプ	HSR-8	2台	
給水モートルポンプ	JD65×50A-52.2TF0A-K2.2kW (日立製作所製)	2台	B2Fボイラー室
ダイヤフラム	800-3(山武ハネウエル製)	2台	B2Fボイラー室
真空給水ポンプ装置			
①真空給水ポンプ	VUK-9000(前田鉄工所製)	2台	B2Fボイラー室
②ポンプモーター	EFOU・5.5kW(日立製作所製)	2台	
還水タンク	2,300×2,500×2,500H	1基	B2Fボイラー室
蒸気ヘッダー	横型0.5kg/cm ²	1基	B2F空調ポンプ室
動力盤(ボイラー関連用)	寸法1,950×800×550mm	4面	B2Fボイラー室
自動制御機器			B2Fボイラー室
①台数運転制御盤	APN4610C	1面	"
②フローテクリレー	R4303A02J1	2個	"
③ミュートロールモーター	M931A1306	2個	"
④マグネット水位調節器	MC150(本体右側) MC61-J(本体左側)	2個	"
⑤圧力調節器	山武L404F1326(0~100kPa)	2個	ボイラー本体に付属
⑥比例式圧力調節器	"	1個	蒸気ヘッダー部
⑦電磁弁	山武L191B1290(0~100kPa) PKW-14-27(給水用) GMVH803G(灯油着火用) IC-02-20-1(ガス着火用) PV-10-L(給油用) PKW-10-27(給水用)	2個 4個 2個 2個 2個	ボイラー本体に付属
⑧液面発信器	N30401-0-11954-15	1個	"
⑨フロートスイッチ	PBHL	1個	B2Fボイラー室
⑩煤煙濃度監視計	ST-200MARKSKY 投光器ランプ、ピースランプ G-14 12V 8W	1個 1個	"
貯湯タンク(No.1)	第1種圧力容器(横型) 6.00m ³	1基	厨房系統
貯湯タンク(No.2)	第1種圧力容器(横型) 4.39m ³	1基	下層系統

貯湯タンク(No. 3)	第1種圧力容器(横型) 2.53m ³	1基	上層系統
貯湯タンク付属機器			
①貯湯タンク廻り			
逃し弁	25A 10K	1個	No. 1
逃し弁	40A 10K	2個	No. 1, No. 2
逃し弁	40A 5K	1個	No. 3
減圧弁	RD-11(65A)	1個	No. 1
逆止弁	65A 10K	2個	No. 1, No. 3
逆止弁	80A 10K	1個	No. 2
循環ポンプ	ライン型(32A)	1台	No. 1
循環ポンプ	ライン型(40A)	3台	No. 1, No. 2, No. 3
ストレーナー	Y型床置65A 10K	1個	No. 1
ストレーナー	Y型65A 10K	1個	No. 1
ストレーナー	Y型80A 10K	1個	No. 2
ストレーナー	Y型65A 10K	1個	No. 3
②蒸気トラップ装置廻り			
多量トラップ	フロート式65A	1個	No. 1
多量トラップ	フロート式32A	1個	No. 2
多量トラップ	フロート式50A	1個	No. 3
ストレーナー	Y型65A	1個	No. 1
ストレーナー	Y型40A	1個	No. 2
ストレーナー	Y型50A	1個	No. 3
ストレーナー	Y型100A	1個	No. 3
③温度調節弁装置		3組	No. 1, No. 2, No. 3

2) 点検内容

共通仕様書第2編「4. 2. 1 鋳鉄製ボイラー」、「4. 4. 1 オイルタンク」、「4. 4. 2 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク」及び「4. 4. 3 還水タンク・開放型膨張タンク」の項によるほか、下記による。

なお、共通仕様書で性能点検と月例点検を区分してある点検は性能点検を行う。

i) ボイラー関連

①ボイラー本体

- ・ボイラーの本体内部はワイヤーブラシ等を使用して煤を取り除くこと。
- ・圧力計及びサイフォン管を取りはずして、清掃点検を行うこと。
- ・給水管のY型ストレーナー用金網を清掃すること。

②ロータリーオイルバーナー（年5回 5月・7月・9月・1月・3月）

- ・オイルバーナー、オイルバーナーチップ及びノズルの分解点検清掃を行い、部品の摩耗損傷の状態を確認し、Vベルトの調整を行うこと。
- ・着火装置内部の分解点検清掃を行うこと。

③真空給水ポンプ装置・オイルギアーポンプ・給水モートルポンプ

- ・本体を清掃点検し、芯出し調整を行うこと。
- ・空給水ポンプ・給水モートルポンプ・補給水入口のストレーナーを清掃し、真空給水ポンプの水面計及び水槽内を洗浄すること。
- ・オイルギアーポンプの点検を行うこと。
- ・電磁起動開閉器操作盤内、電磁開閉器の接点を分解整備し、端子部は清掃して増し締めを行うこと。

④ダイヤフラム

- ・ダイヤフラム本体の清掃点検を行うこと。
- ・空気調節用電磁弁の点検調整及び清掃を行い、空気漏れのないように点

検を行うこと。

⑤動力盤（ボイラー関連用）

- ・各操作盤内の端子、ブレーカー及び自動、手動切り替えスイッチ等を清掃し、損傷及び緩みの点検を行うこと。

⑥自動制御機器

- ・共通仕様書第2編5.3.1自動制御装置を参照し、各機器の点検保守を行う。
- ・台数運転制御盤の清掃点検及び発停の調整を行うこと。

⑦ストレーナー

- ・詰まりの有無を確認し、詰まりがある場合は清掃する。

⑧水圧テスト

- ・各ボイラー水圧1Kg/cm²まで水張りを行い、本体内部の水漏れの確認を行うこと。

⑨ボイラーの排気ガスのダスト濃度及び窒素酸化物測定並びに燃焼調整

- ・ボイラーの排気ガスのダスト濃度及び窒素酸化物の測定を行い、特にNO_x値については、酸素濃度0%換算において、110ppm以下に燃焼調整すること。

- ・測定は、年2回実施すること。

- ・測定方法

ア JIS-Z-8808（煙道排気ガス中のダスト濃度測定方法）に従って煙道断面を区分し、指定するA点からD点を測定すること。

イ ダスト濃度、ガス流速及びガス量はJIS-Z-8808の方法に基づき行うこと。

ウ JIS-K-0104（排気ガス中の窒素酸化物分析法）に従って煙道断面中心点の測定を連続分析法の化学発光法にて行うこと。

ii) 貯湯タンク関連

①貯湯タンク本体

- ・加熱管を引き抜いて（No.1タンクを除く）内部の付着物及び堆積物を洗浄除去すると共に、割れ、腐食、損傷等の劣化の有無を確認する。
- ・加熱管のスケール、スラッジ等を除去すると共に、割れ、変形、腐食等の劣化の有無を確認する。
- ・点検口のパッキンを交換する。

②ストレーナー

- 詰まりの有無を確認し、詰まりがある場合は清掃する。

③温水循環ポンプ

各部点検清掃し、絶縁抵抗測定を行う。

3) 点検周期

点検回数は回数を指定している点検項目以外は、年1回とする。

4) その他

- ・人事院規則に基づきボイラー2基及び貯湯タンク3基の性能検査を行うものとする。このとき申請費用等は落札事業者の負担とする。
- ・ボイラーボイラー本体・貯湯タンク・付属機器等の総合運転調整を行うこと。
- ・ボイラーの点検保守及びロータリーオイルバーナーの点検整備は、当該機器又は類似機器の点検保守・整備経験があり装置に熟知したボイラー整備士が施工すること。また、試運転調整は、1級ボイラー技士が行うこと。
- ・報告書には安全弁の試験成績表、排気ガス測定結果報告書及び性能検査報告書についても添付すること。

④冷却塔の点検保守

1) 点検対象

下記に示す冷却塔（全5台）とする。

	型式	製造業者	冷却能力	設置場所	設置年月
1号機	SKB-573×2G	空研工業㈱	3,670kW/h	屋上	2016年2月
2号機	SKB-573×2G	空研工業㈱	3,670kW/h	屋上	2016年2月
3号機	SKB-623S	空研工業㈱	2,826kW/h	地上	2016年2月
9F-B用	SBC-30ESS	㈱荏原シンワ	108,000kcal/h	屋上	1994年11月
9F-D用	SBC-20ESS	㈱荏原シンワ	72,000kcal/h	屋上	1994年11月

2) 点検内容

共通仕様書第2編4.4.4冷却塔及び4.7.1空調機器用水の項によるほか、次による。

- i) シーズンイン点検（年1回、実施時期：4月3台、5月2台）
 - ・冷却塔充填剤・ルーバーのスケール及び目詰まり除去のため、本体外部と内部より水による高圧洗浄及び水槽清掃を行う。
 - ・配管内に洗浄剤（クリアインまたは同等品）を注入し水抜きをする。その際に各配管系統のストレーナーを清掃する。
 - ・薬注タンク内清掃及び補充（1～3号機のみ）
 - ・薬注ポンプの吐出量調節及びタイマー設定（1～3号機のみ）
 - ・冷却水ブローアクチュエーター作動確認（1～3号機のみ）
 - ・点検終了時に塔屋及び屋上ルーフドレイン手すり廻りのゴミ・汚泥等を除去する。（ルーフドレイン150φ×全38箇所）
 - ・冷却塔補給水ポンプについて、共通仕様書第2編4.5.7ポンプの表4.5.7(A)の点検項目について実施する。
- ii) シーズンオン点検（年3回、全5台）
 - ・Vベルト点検調整（1～3号機のみ）
 - ・水質検査（レジオネラ菌検査は1回とし、検出された場合再度行う。）
 - ・冷却塔充填剤・ルーバーのスケール及び目詰まり除去のため、本体外部と内部より水による高圧洗浄及び水槽清掃を行う。なお、落とし込水槽内の汚泥等はバキュームにて処理すること。（年1回）
 - ・冷却塔内配管等に付着するスケールの除去、配管等の防錆及びレジオネラ菌の殺菌のため、冷却水処理剤（消泡剤併用）を注入する。ただし、次回の点検実施前に薬注タンクへ補充が必要な場合は、必要に応じて補充を行う。
 - ・冷却水ブローアクチュエーター作動確認（1～3号機のみ）
- iii) シーズンオフ点検（年1回、実施時期 10月3台、11月2台）
 - ・Vベルト点検調整（1～3号機のみ）
 - ・冷却水ブローアクチュエーター作動確認（1～3号機のみ）

⑤ユニット形空気調和機の点検保守

1) 点検対象

「別紙1」に示すユニット形空気調和機（全90台）とする。

2) 点検内容

点検内容は下記による。

点検項目	点検内容
1. 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。

2. 本体	<ul style="list-style-type: none"> ①ケーシングに腐食、汚れ、異音、振動の有無を点検する。 ②本体内部を清掃する。 ③内貼りの破損、腐食、汚れの有無を点検する。 ④内部アングル等の破損、腐食、汚れ、変形の有無を点検する。 ⑤マリンランプの点灯を確認する。
3. 送風機	
a) 羽根車	<ul style="list-style-type: none"> ①汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 ②回転バランスの良否を点検する。
b) シャフト	<ul style="list-style-type: none"> 汚れ、さび、摩耗等の有無を確認する。
c) ベルト	<ul style="list-style-type: none"> ①緩み、摩耗、損傷等の有無を点検する。亀裂等の異常がある場合は交換を行う。(ベルトは支給品とする) ②ベルトカバーの清掃
d) プーリー	<ul style="list-style-type: none"> 摩耗等の有無を点検する。
e) 軸受	<ul style="list-style-type: none"> ①異常音、異常振動等の有無を点検する。 ②グリスの飛散の有無を確認する。飛散等がある場合は清掃を行う。 ③グリスアップを行う。
f) 電動機	<ul style="list-style-type: none"> ①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ②回転方向が正しいことを確認する。 ③表面温度の異常の有無を確認する。 ④電流が定格値内であることを確認する。
4. コイル	腐食、損傷等の有無を確認する。
5. ドレンパン	<ul style="list-style-type: none"> ①汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 ②清掃を行った後、通水テストを行い、詰まりの無いことを確認する。
6. 加湿器	加湿器の詰まり、汚れの有無を点検し、清掃する。
7. エアフィルター	<ul style="list-style-type: none"> ①詰まり、損傷等の有無を点検する。 ②ロールフィルターの残量を確認し、必要に応じて交換する。(ろ材は支給品とする)

3) 点検周期

点検回数は年1回とする。

⑥電気集じん機の点検清掃

1) 点検対象

各階空調機室の電気集じん機 6 7 機 (空調機組込みユニット着脱式) とする。

階	空調機械室 系 統	数量	電気集じんユニット数量				備 考
			A3	A4	M3	M4	
11F	No. 1-A	1	1	1	1	1	
	No. 1-B	1	1	1	1	1	
	No. 2-D	1	2		2		

	No. 3-E					
	No. 3-F					
	No. 4-G	1	1	1	1	1
10F	No. 1-A	1	2		2	
	No. 1-B					
	No. 2-C	1	2		2	
	No. 2-D					
	No. 3-E					
	No. 3-F	1	2		2	
	No. 4-G	1	2		2	
	No. 4-H	1	2		2	
9F	No. 1-A	1	2		2	
	No. 1-B	1	2		2	
	No. 2-C	1		1		1
	No. 2-D	1	2	2		パッケージ系統
	No. 3-E	1	4			
	No. 4-G	1	4			パッケージ系統
8F	No. 1-A	1	2		2	
	No. 1-B	1	2		2	
	No. 2-C	1	2		2	
	No. 2-D	1	2		2	
	No. 3-E	1	2		2	
	No. 3-F	1		1		1
	No. 4-G	1		1		1
	No. 4-H	1	2		2	
7F	No. 1-A	1	2		2	
	No. 1-B	1	2		2	
	No. 2-C	1	2		2	
	No. 2-D	1	2		2	
	No. 3-E	1	2		2	
	No. 3-F	1		1		1
	No. 4-G	1	2		2	
	No. 4-H	1	2		2	
6F	No. 1-A	1	2		2	
	No. 1-B	1		1		1
	No. 2-C	1		1		1
	No. 2-D	1	2		2	
	No. 3-E	1	2		2	
	No. 3-F	1	2		2	
	No. 4-G	1	2		2	
	No. 4-H	1	2		2	
5F	No. 1-A	1	2		2	
	No. 1-B C					
	No. 2-D	1	2		2	
	No. 3-E	1	2		2	
	No. 3-F	1		1		1
	No. 4-G	1		1		1
	No. 4-H	1	2		2	

4F	No. 1-A	1	2		2		
	No. 1-B	1		1		1	
	No. 2-C	1		1		1	
	No. 2-D	1	2		2		
	No. 3-E	1	2		2		
	No. 3-F	1	2		2		
	No. 4-H	1	2		2		
3F	No. 1-A	1	2		2		
	No. 1-B C						
	No. 2-D	1	2		2		
	No. 3-E	1	2		2		
	No. 3-F	1		1		1	
	No. 4-G	1		1		1	
2F	No. 1-A	1	2		2		
	No. 1-B	1		1		1	
	No. 2-C	1		1		1	
	No. 2-D	1	2		2		
	No. 3-E	1	2		2		
	No. 3-F	1		1		1	
	No. 4-G	1		1		1	
1F	No. 1-A						
	No. 1-B						
	No. 2-C						
	No. 2-D						
	No. 3-E						
	No. 3-F						
	No. 4-G						
B1F	No. 1-A						
	No. 2-C						
	No. 2-D						
	No. 3-E	1	2	2			
	No. 4-G	1		1		1	
	No. 4-H						
合 計		67	101	24	89	20	

<各ユニット寸法>

A 3 : 786W×590H×300D

A 4 : 786W×790H×300D

M 3 : 582W×590H×300D

M 4 : 582W×790H×300D

2) 点検内容

共通仕様書第2編4.4.6空気清浄装置によるほか、次による。

- ・プレフィルター及び同取付け枠を電気掃除機により清掃する。
- ・枠付き金網及び集じん機ユニットを本体より取外し、屋外にて専用洗浄液に十分浸し、水道流水にて洗浄する。洗浄後は水切りをして十分に乾燥させる。
- ・電気集じん機ユニット周辺部は電気掃除機にて清掃する。電極ガイシ部分は更に十分に絞った雑巾で拭き取る。

- ・作業終了後は、正常に作動するか確認する。

3) 点検周期

点検回数は年1回とする。

⑦送風機の点検保守

1) 点検対象

「別紙1」に示す送風機のうち、FS-1, FS-2, FS-3, FS-4, FS-5, FS-6, FS-7, FS-9 及び FE-1, FE-1-1, FE-2, FE-2-1, FE-3, FE-3-1, FE-7, FE-8, FE-9, FE-10, FE-11, FE-13, FE-14, FE-15 の全22台とする。

2) 点検内容

点検内容は下記による。

点検項目	点検内容
1. 基礎・固定部	①亀裂、沈下等の有無を点検する。 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。
2. 電動機	①発熱の異常の有無を点検する。 ②回転方向が正しいことを確認する。 ③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ④運転電流が、定格値以下であることを確認する。
3. 軸受	①発熱、異常音及び異常振動の有無を点検する。 ②グリスアップを行う。
4. Vベルト	緩み、摩耗、損傷等の有無を点検する。亀裂等の異常がある場合は交換を行う。(ベルトは支給品とする)
5. Vベルトカバー	①変形、損傷等の有無を点検する。 ②Vベルトカバーの清掃。
6. Vブーリ	①摩耗、損傷等の有無を点検する。 ②芯出しの良否を点検する。
7. 羽根車	①汚れ、変形、腐食等の有無を点検する。 ②ボルトの緩みの有無を点検する。 ③ケーシング等に接触していないことを確認する。
8. 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 ②運転電流値が定格値以下であることを確認する。

3) 点検周期

点検回数は年1回とする。

⑧パッケージ形空気調和機フィルター等点検

1) 清掃点検対象

パッケージ空調機149台、カセット型空気清浄置15台とする。

下記「パッケージ形空気調和機フィルター一覧」及び「カセット型空気清浄装置一覧」を参照する。

<パッケージ形空気調和機フィルター一覧>

路	原番号	部屋名	機器記号	製造者名	本体 製造者型番	フレフィルター 製造者型番	中性能フィルター 製造者型番	枚数
P H	P1_10	南要議室	ACP-25		1		5	
	P1_15	電算機用空氣室	ACP-26		1		1	
	P1_15	北要議室	ACP-27		1		1	
		南EPS(1、3、5階)	ACP-1	SPW-TXRP45B	3		3	
		南EPS(7、9、11階)	ACP-2	SPW-TXRP45B	3		3	
		北EPS(1、3、5階)	ACP-3	SPW-TXRP45B	3		3	
		北EPS(7、9、11階)	ACP-4	SPW-TXRP45B	3		3	
		小計			15		20	
11	1128	政策評価広報室	ACP-13-2	三洋電機㈱	SPW-SSXP_56T1	2		
	1127A	電話交換室	ACP-18-2	三洋電機㈱	SPW-SSXP_36T1	1		
	1127A	電話交換室(控室)	ACP-18-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP112T1	1		1
	1116	特別会議室	ACP	FXYLM71JK	8		8	
	1134C	官房共用会議室	ACP	F50LTFP	1		1	
		小計	1127A		13		13	
10	1001	県長相談室	ACP-13-3	三洋電機㈱	SPW-SSXP_28T1	1		
		小計			1		1	
	913	海上保安庁警察委員会室	ACP-17-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP_80T1	7		
	906A	海上保安庁監査室	ACP-16-1	SPW-SSXP112T1	1		1	
		小計			8		8	
8	862	国際会議室	ACP-15-1	三洋電機㈱	SPW-BUXP_71T1	4	AFT-LBD_71S (2枚)	8
	873	自動車交通局監査室	ACP		1		AFT-MBD_71S (2枚)	8
		小計			5		9	
7	707	航空局危機管理室	ACP-12-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP112T1	2		
	707	サバーホ	ACP-12-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP112T1	2		2
	707	航空局会議室A	ACP_2HP	FDTJ63D2	1		1	
	707	航空局会議室A	ACP_5HP	FDTJ160D2	1		1	
	708	航空局会議室B	ACP_5HP	FDTJ63D2	1		1	
	710	航空局システム室	ACP-14-3	三洋電機㈱	SPW-SSXP_45T1	1		1
	749	入札室	ACP-13-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP112T1	2		2
	713	大臣官房参考官(航空安全)	ACP-14-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP112T1	1		1
	716	航空局通信室	ACP	FHYGP112P	1		1	
	745	ロッカーカ室	ACP-14-2	三洋電機㈱	SPW-SSXP_71T1	2		2
		小計			14		14	
5	509	人事情報処理審議室	ACP-8-2	三洋電機㈱	SPW-SSXP_B0T1	2		2
	522	広報課	ACP-11-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP_90T1	4		4
	525	行政文書閲覧室	ACP-11-2	三洋電機㈱	SPW-SSXP_36T1	2		2
	572	インターネット管理室	ACP-11-3	三洋電機㈱	SPW-SSXP_28T1	1		1
	516	国土交通記者会	ACP-8-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP112T1	3		3
	519	国土交通記者会(2号館側)	ACP-9-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP112T1	4		4
	520	会見室	ACP-10-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP_90T1	2		2
	520	会見室	ACP-10-2	三洋電機㈱	SPW-SSXP_71T1	2		2
	520	会見室	ACP-10-3	三洋電機㈱	SPW-SSXP_56T1	1		1
		小計			21		21	
4	498	官房会議室	ACP-5-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP_112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)	3
	457	国土交通審議官室(1)	ACP-5-1	三洋電機㈱	SPW-BUXP140T1	1	AFT-LBD125S (3枚)	3
	458	国土交通審議官室(2)	ACP-5-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)	6
	459	国土交通審議官室(3)	ACP-5-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)	3
	404	国土交通審議官 審議官室	ACP-5-3	三洋電機㈱	SPW-BUXP_90T1	1	AFT-LBD125S (3枚)	3
	404	国土交通審議官 審議官室	ACP-5-5	三洋電機㈱	SPW-BUXP_45T1	1	AFT-LBD_45S (2枚)	2
	461	技監室	ACP-5-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)	3
	408	技監秘書官室	ACP-5-4	三洋電機㈱	SPW-BUXP_71T1	1	AFT-LBD_71S (2枚)	2
	452	事務次官室	ACP-5-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)	3
	409	事務次官 秘書官室	ACP-5-4	三洋電機㈱	SPW-BUXP_71T1	1	AFT-LBD_71S (2枚)	2
	466	副大臣室(1)	ACP-6-1	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)	3
	469	副大臣室(2)	ACP-6-3	三洋電機㈱	SPW-BUXP_71T1	1	AFT-LBD_71S (2枚)	2
	469	副大臣室(2)	ACP-6-4	三洋電機㈱	SPW-BUXP_45T1	1	AFT-LBD_45S (2枚)	2
	410	副大臣 秘書官室	ACP-6-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP_90T1	1	AFT-LBD125S (3枚)	3
	465	副大臣-応接室(1)	ACP-6-4	三洋電機㈱	SPW-BUXP_45T1	1	AFT-LBD_45S (2枚)	2
	470	副大臣-応接室(2)	ACP-6-4	三洋電機㈱	SPW-BUXP_45T1	1	AFT-LBD_45S (2枚)	2
	473	大臣室	ACP-6-1	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)	3
	413	大臣 秘書官室	ACP-6-3	三洋電機㈱	SPW-BUXP_71T1	1	AFT-LBD_71S (2枚)	2
	472	大臣 応接室	ACP-6-4	三洋電機㈱	SPW-BUXP_45T1	1	AFT-LBD_45S (2枚)	2
	474	室名無し	ACP-7-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)	3
	476	政務官室(1)	ACP-7-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)	3
	478	政務官室(2)	ACP-7-1	三洋電機㈱	SPW-BUXP140T1	1	AFT-LBD125S (3枚)	3
	415	室名無し	ACP-7-3	三洋電機㈱	SPW-BUXP_71T1	1	AFT-LBD_71S (2枚)	2
	416	秘書官室(1)	ACP-7-3	三洋電機㈱	SPW-BUXP_71T1	1	AFT-LBD_71S (2枚)	2
	417	秘書官室(2)	ACP-7-3	三洋電機㈱	SPW-BUXP_71T1	1	AFT-LBD_71S (2枚)	2
	418	省議室	ACP-7-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	2	AFT-LBD125S (3枚)	6
	479	秘書官室(3)	ACP-29-1	三洋電機㈱	SPW-BUXP45B	1	AFT-LBD125S (3枚)	1
		政務官室(3)	ACP-29-2	三洋電機㈱	SPW-BUXRP90B	1	AFT-LBD125S (3枚)	2
		議室1	ACP-29-3	三洋電機㈱	SPW-BUXRP56B	1	AFT-LBD50T (1枚)	1
		議室1	ACP-29-4	三洋電機㈱	SPW-BUXRP140B	1	AFT-LBD50T (1枚)	2
		議室2	ACP-29-5	三洋電機㈱	SPW-BUXRP80B	1	AFT-LBD50T (1枚)	2
		議室2	ACP-29-6	三洋電機㈱	SPW-BUXRP160B	1	AFT-LBD50T (1枚)	1
	456	議室	ACP-30	三洋電機㈱	SPW-KP40E-WL	1		
		小計			35		85	84
3	320	土地・建設産業局会議室	ACP-31	三洋電機㈱	SPW-SSP80E	1		
		小計			1		1	
2	244	電話交換機室	ACP-3-1	三洋電機㈱	SPW-EXP224T1	2		
	264	電話交換室	ACP-4-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP140T1	1		
	265	電話交換控室	ACP-4-2	三洋電機㈱	SPW-SSXP_56T1	2		
		小計			5		5	
1	149	道路局会議室	ACP-1-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP_71T1	1		
	150	道路局A会議室	ACP-1-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP_71T1	1		
	144	水資源国土保全局資料室	ACP-2-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP_71T1	2		
		小計			4		4	
B1	B1_103B	入札室	-	9' (株)工業(株)	FVYCP140M	1		
B1_11		絵画文庫係印刷室	ACP		FHYGP140P	2		
B1_13		紙工作行ázion	ACP		FHYGP63P	2		
B1_15		守衛室	ACP		SPW-TRP63A	2		
B1_25		運転手控室	ACP		SRF-409KRZ	1		
B1_27		医務室	ACP		SPE-409KRZ	1		
B1_32		電算機前倉庫	ACP-31	三洋電機㈱	SPW-CHVP45E	1		
		小計			21		21	
B2	B2_56	中央監視室	ACP			6		
B2_08		特高電気室	ACP			1		
B2_09		高压電気室	ACP			2		
B2_11		低圧電気室	ACP			2		
		小計			11		11	
	屋外	正門記帳所	ACP			1		
		南門記帳所	ACP			1		
		小計			2		2	
		合計			196		215	92

<カセット型空気清浄装置一覧>

設置場所	各階喫煙室	B1階運転手控室	B1階運転手控室
製造者	ダイキン工業㈱	ダイキン工業㈱	ダイキン工業㈱
機器型番	ACEC10E	ACEH30C	ACEH20C
形式	カセット形	天井吊形	天井吊形
送風量	10m ³ /min	30m ³ /min	20m ³ /min
数量	11台(*)	2台	2台

* 喫煙室1室あたり1台、1~9,11階の各階に1箇所（ただし、9階は2箇所）

2) 業務内容

i) パッケージ形空気調和機

原則として下記の手順により、フィルターの洗浄・点検を行う。

- ・該当エアフィルターを取付け枠から取外し、電気掃除機等にてフィルターの埃を除去する。
- ・フィルター取付け枠及びその周囲の埃を電気掃除機等で除去する。
- ・中性能フィルターが内蔵されている場合は取付枠より取外し、詰まり具合を目視で点検のうえ、報告する。点検後、挿入手順を間違えないよう注意して取付枠に戻すこと。
- ・ドレンパン清掃及びドレンパン排水機能確認を行う。
- ・屋外の指定場所において、高圧洗浄機等による水道水にすぎないする。汚れが酷い場合は、フィルターを洗浄液に浸け置き洗浄した後を行う。
- ・フィルターの汚れが十分除去されたことを確認したら、水切り後、天日にて乾燥させる。
- ・フィルターが十分乾燥したら、外観等を点検し、もとの場所にセットする。

ii) カセット型空気清浄装置

- ・プレフィルターの清掃は付着した埃等を除去し、水洗い及び水切りを行う。

・集じんエレメントの清掃・点検

- a) 専用の洗浄剤で洗浄液を作り、集じんエレメントを一定時間浸け置く。

- b) 洗浄液から取り出した後、すぐに清浄な水槽内ですすぎ洗いする。

- c) 水槽から出した後、清水で洗い流す。

- d) 水抜き及び水切り後、タオル等で表面の水滴を拭き取る。

- e) 集じん部とイオン化部を別々に洗浄し、イオン化部を内部点検する。

- ・接触子用ガイシは、集じんエレメントの洗浄時にスポンジなどで拭き掃除を行う。

- ・脱臭フィルターの交換を行う。（仕様及び数量は下記による）

設置場所	B1階運転手控室	B1階運転手控室
機種番号	ACEH30C	ACEH20C
フィルター仕様	KAFC20AA	KAFC20AA
交換枚数(1回)	4枚/台×2台=8枚	3枚/台×2台=6枚

3) 点検周期

- ・パッケージ形空気調和機のフィルター等点検清掃は年1回とする。

- ・カセット型空気清浄装置の点検清掃は年2回とする。

（ただし、脱臭フィルターの交換は年1回）

4) その他

- ・取外したフィルターを取違えて別の空調機に取付けることがないよう、作業順序仮置き位置等に工夫し、系統立てた手順で作業すること。

- ・フィルター運搬の際、付着した埃等が運搬途中で落下して庁舎の床等を汚す恐れがある場合は、袋等に入れて運搬すること。
- ・作業において、機器等の異常を発見した場合は速やかに報告すること。
- ・作業は、原則として閉庁日に行うものとする。
- ・取り外したフィルター等の発生材は落札事業者の責任において法令等に従い適切に処理すること。
- ・次の室は照明器具を取り外して作業を実施すること。
大臣室1箇所(大型)、副大臣秘書室1箇所、事務次官室1箇所、政務官秘書室

⑨水冷式パッケージ形空気調和機の点検保守

1) 点検対象

名 称	型 式	数 量	設 置 年 月	設 置 場 所
パッケージ形空調機	ダイキン工業製 UCJ1000PA-C	1 台	H13年8月	9階No.2空調機械室
パッケージ形空調機	ダイキン工業製 UC20MB-C	1 台	H6年12月	9階No.4空調機械室

2) 点検内容

共通仕様書第2編4.3.7パッケージ形空気調和機(シーズンイン・オフ点検)によるほか、次による。

- ・送風機の羽車は圧力洗浄機により点検清掃する。
- ・ドレンパンの清掃を行う。
- ・熱交換器の凝縮器は薬品洗浄を行う。
- ・フィルターの清掃及び機器内部の清掃を行う。

3) 点検周期

点検回数は年1回とする。

⑩空調自動制御設備の点検保守

1) 点検対象

「別紙1」に示す自動制御設備の各機器とする。

2) 点検内容

本仕様書に記載されていない点検内容は共通仕様書第2編5.1.1中央監視装置及び5.2.1自動制御装置の項による。

- 点検回数は、「自動制御設備点検項目一覧」による。
- 中央監視装置にて監視している管理点の点検内容は次によるものとし、管理点数は「中央監視装置管理点数表」による。

a) 発停ポイント

- ・模擬入力による実動作の確認
- ・プリンタ印字の確認

b) 状態ポイント

- ・模擬入力による画面表示の確認

c) 警報ポイント

- ・模擬入力による画面表示の確認
- ・警報音鳴動の確認
- ・プリンタ印字の確認

d) 設定ポイント

- ・中央監視盤、温・湿設定値に対する表示、制御比較及び校正

e) 積算ポイント

- ・標準試験器による実測値と画面表示値との比較、校正

f) 開度ポイント

- ・弁開度と中央監視表示値との比較、校正

g) 計測ポイント

- ・標準試験器による実測値と画面表示値との比較、校正

「自動制御設備点検項目一覧」

機器名称	点検内容	実施時期			備考
		夏期	冬期	年6回	
電源ユニット (P D U) (M C U)	①冷却ファンの動作確認 ②冷却ファンのクリーンアップ ③各部のクリーンアップ ④ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認 ⑤電源、接続端子等の締付確認 ⑥電源電圧、リップルの測定・調整	○			
N E T 3 0 I O U 入出力 ユニット (M C U)	①冷却ファンの動作確認 ②冷却ファンのクリーンアップ ③各部のクリーンアップ (1) カードユニット (2) コントロールユニット (3) H D D ④外観点検 (I O U) (1) ケーブル、コネクタ類装着状態の確認 (外部接続) (2) ケーブル、コネクタ類装着状態の確認 (内部接続) (3) 各端子等の締付確認 ⑤フロッピーディスクユニット機能確認 ⑥ハードディスクユニット点検 ⑦L E D 等の表示機能の確認 ⑧アラーム音量確認・調整 ⑨バックアップバッテリー充放電電圧測定 ⑩リセット機能の確認	○			
C R T (20" CRT) (M C U)	①消磁 (1) デガウススイッチ (2) 消磁器 ②コンバージョンス (色ズレ、色ムラ) ③フォーカス確認 ④ホワイトバランスの点検調整 ⑤コントラストの点検調整 ⑥画面サイズ表示位置の点検調整	○			
キーボード マウス (M C U)	①作動点検 (1) キーボード (2) マウス ②スライディングシートの点検 ③L サイズパットの交換	○			
サブ セントラル ユニット	①冷却ファンの動作確認 ②冷却ファンのクリーンアップ ③各部のクリーンアップ	○			

(S C U)	(1) 各電源部 (2) カードユニット (3) コントロールユニット ④ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認 ⑤L E D等の表示機能の確認 ⑥バッカアップバッテリー充放電電圧測定 ⑦リモートユニット伝送電圧調整 ⑧電源、接続端子等の締付確認 ⑨電源電圧、リップルの測定・調整			
サービスデータターミナル(S D T)	①各部のクリーンアップ (1) 本体 (2) CRT シャーシ、コントロールカード (3) F D U ②ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認 ③フロッピーディスクヘッドクリーニング ④フローッピーディスク動作確認 ⑤C R T フォーカス確認 ⑥C R T 消磁 ⑦電源、接続端子等の締付確認 ⑧電源電圧、リップルの測定・調整	○		
システム機能(M C U) (S U C)	①監視機能 ②データ処理、設定機能 ③システム構成機器管理機能 ④メモリバックアップ機能 ⑤プログラム機能	○		
ソフトウェア診断(M C U) (S U C)	[各種プログラムの機能の確認、設定] ①タイムプログラム ②イベントプログラム ③C P A スケジュール ④トレンドバーグラフ ⑤空調機制御用ソフトウェア設定プログラム ⑥各計測 H/L 設定誤差修正 ⑦ポイント表確認 ⑧ループチェック ⑨インター ホンチェック	○		
ハードコピープリンター(H C P)	①カバー オープンスイッチの動作確認 ②ペーパーエンド検出スイッチの動作確認 ③冷却ファン回転状態確認 ④各部のクリーンアップ (1) 冷却ファン (2) 電源部 (3) コントロールカード ⑤付着インクの除去 ⑥内部の異物、ほこり、汚れ除去 ⑦ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 ⑧グリスアップ ⑨ねじ、リシヤー、ナットの締付確認 ⑩操作パネルの機能確認 ⑪テスト印字による印字確認	○		

	⑯電源電圧、リップルの測定・調整				
メッセージ プリンター (M P R)	①外観点検 ②テスト印字による印字品質確認 ③原点検出スイッチの動作確認 ④カバーオープンスイッチの動作確認 ⑤ペーパーエンド検出スイッチの動作確認 ⑥赤黒切換制御の確認 ⑦操作パネルの機能確認 ⑧内部の異物、ほこり、汚れ除去 ⑨ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 ⑩冷却ファン回転状態確認 ⑪各部のクリーンアップ (1) 冷却ファン (2) 電源部 (3) コントロールカード ⑫ネジ、ワッシャー、ナットの締付確認 ⑬グリスアップ ⑭付着インクの除去 ⑮電源電圧、リップルの測定・調整	○			
ロギング プリンター (L P R)	①外観点検 ②テスト印字による印字品質確認 ③原点検出スイッチの動作確認 ④カバーオープンスイッチの動作確認 ⑤ペーパーエンド検出スイッチの動作確認 ⑥赤黒切換制御の確認 ⑦操作パネルの機能確認 ⑧内部の異物、ほこり、汚れ除去 ⑨ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 ⑩冷却ファン回転状態確認 ⑪各部のクリーンアップ (1) 冷却ファン (2) 電源部 (3) コントロールカード ⑫ネジ、ワッシャー、ナットの締付確認 ⑬グリスアップ ⑭付着インクの除去 ⑮電源電圧、リップルの測定・調整	○			
無停電電源 装置 (U P S)	①冷却ファンの動作確認 ②盤面表示灯の確認 ③外観点検 ④インバータ出力電圧波形の確認 ⑤絶縁抵抗試験 ⑥定電圧特性試験 ⑦バッテリ電池の点検 ⑧内外面のクリーンアップ	○			
グラフィック パネル(G P) (シーケンサー 制御盤含む)	①表示 L E D の確認 ②各部回路の清掃	○			

リモートユニット (D D C)	<p>①外観点検</p> <p>(1) CPU ボードクリーンアップ</p> <p>(2) ファンクションカードクリーンアップ</p> <p>(3) シャーシ内クリーンアップ</p> <p>②スロットケーブルコネクター入出力端子増締め</p> <p>③電源ユニット制御電圧、伝送信号点検</p> <p>④入出力デジタルポート</p> <p>(1) 発停出力リレーの作動確認</p> <p>⑤入出力アナログポート</p> <p>(1) ファンクションカードへの模擬入力信号による出力信号校正</p> <p>(2) 温湿度計測器との実測比例及び校正</p> <p>⑥積算ポイント</p> <p>(1) ファンクションカードへの模擬入力信号による出力信号校正</p>	○	○		
自動制御盤 (R S)	<p>①外観チェックと清掃及び端子の緩み点検</p> <p>②組付リレー類、コネクタ類点検</p> <p>③制御電圧の点検</p> <p>④伝送信号点検</p> <p>⑤出力リレー等の点検</p> <p>⑥端子上のネジの締付</p> <p>⑦焼損、汚損の有無</p> <p>⑧その他必要事項</p>	○			
温度発信器 TY201B TY7095A T7090C TY7700B HY7019B 湿度発信器 HY7096A HY7014B	<p>①外観目視点検及び取付状態の確認</p> <p>②配線端子の緩み点検及び増締め</p> <p>③実測又は標準試験器による誤差点検</p> <p>④伝送電圧の点検</p> <p>⑤コントローラとの伝送状態の点検確認</p> <p>⑥検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部と</p> <p>のループ作動試験</p> <p>⑦実制御における制御状態での点検・確認</p>	○	○		冬期は 加湿関 係を含 む
コントローラ WY7211A RY7240D RY7240S RY7220A RY7200K	<p>①外観目視点検及び取付状態の確認</p> <p>②本体の清掃</p> <p>③配線端子の緩み点検及び増締め</p> <p>④電源電圧・各制御電圧の点検及びバックアップ電池の点検</p> <p>⑤各ファイルのデリート状態及びエラー状態の確認</p> <p>⑥軽故障・アラーム状態・システムエラー値の点検・確認</p> <p>⑦制御パラメータ及び制御プログラムの作動確認</p> <p>⑧上位伝送状態の点検確認</p> <p>⑨各センサー・変換器との伝送状態の点検・確認</p> <p>⑩アナログデータに対する誤差試験</p> <p>⑪各入出力信号(発停・警報・アナログ)に対する 調節計の作動点検</p> <p>⑫発信器・コントローラ・変換器・操作部等関連部と のループ作動点検</p> <p>⑬規定値の設定</p> <p>⑭最適値の設定</p>	○	○		

	⑯実制御における制御状態での点検・確認・調整			
変換器 (盤内組込 機器)	①外観目視点検及び取付状態の確認 ②本体の清掃 ③配線端子の緩み点検及び増締め ④電源・電圧の確認 ⑤標準試験器によるゼロ・スパン調整 ⑥各設定に対する出力信号状態の点検確認 ⑦伝送電圧の確認 ⑧コントローラとの伝送状態の点検確認 ⑨発信器・コントローラ・変換器・操作部等関連部と のループ作動点検 ⑩実制御における制御状態での点検・確認・調整	○	○	
操作器 (M 9 0 4 F)	①外観目視点検及び取付状態の確認 ②本体の清掃 ③リンクージ組付状態の確認及びストローク調整・回転角 度 点検 ④モータの回転作動・回転角度点検 ⑤ボンディングメータ接触の清掃及び点検 ⑥伝送電圧の点検 ⑦コントローラとの伝送状態の点検確認 ⑧発信器・コントローラ・変換器・操作部等関連部と のループ作動点検 ⑨実制御における制御状態での点検・確認・調整	○		
温度調節器 湿度調節器 圧力調節器 (R30, R31)	①外観目視点検及び取付状態の確認 ②本体の清掃 ③配線端子の緩み点検及び増締め ④内蔵機器的可動部分の動作確認 ⑤比例帯又はディファレンシャルの点検 ⑥実測に対する点検校正 ⑦調節器と操作部等関連部とのループ作動点検 ⑧規定値の誤差点検 ⑨最適値の設定 ⑩実制御における制御状態での点検・確認・調整	○	○	
電動弁リンクージ (Q 4 5 5 C)	①外観目視点検及び取付状態の確認 ②本体の清掃 ③リンクージ組付状態の確認及びストローク調整・回転角 度 点検 ④ネジ、ナット類の締付状態の確認 ⑤クラシクアームのストローク調整	○		
自動制御用調 節弁 電動 3 方弁 (V5065A) 電動 2 方弁 (V5063A)	①外観目視点検及び取付状態の確認 ②じんあいの除去 ③グランド部漏れ点検 ④バルブストローク作動点検及び閉止位置での漏れ 点検・調整 ⑤検出器又は発信器・調整器・操作部等関連部	○		

	と のループ作動点検調整 ⑥実制御における制御状態での点検・確認・調整				
加湿用電動弁 (N-20-100)	①電圧・確認 ②タイミング ③可動部の円滑さ ④機械的バランス ⑤トルク ⑥断線の有無 ⑦漏れ ⑧本体の腐食 ⑨調節器との動作確認		○		
ファンコイル用温度 調節器 T6065B T675A TAF-V94A	①外観目視点検及び取付状態の確認 ②本体の清掃 ③配線端子の緩み点検及び増締め ④各設定の確認・調整 (比例帯, 積分値, 不感帯, 作動隙間) ⑤実測に対する点検校正 ⑥検出器又は発信器・調整計・操作部等関連部 と のループ作動点検調整 ⑦規定値の誤差点検 ⑧最適値の設定 ⑨実制御における制御状態での点検・確認・調整		○	○	
ファンコイル用 電動3方弁 V4044A AB26ZA04	①電圧・確認 ②タイミング ③可動部の円滑さ ④機械的バランス ⑤トルク ⑥断線の有無 ⑦漏れ ⑧本体の腐食 ⑨調節器との動作確認		○	○	
液面指示・ 発信器 DL-811 ELR-2-81100 ATL-303N AL-532	①外観目視点検及び取付状態の確認 ②配線端子の緩み点検及び増締め ③実測又は標準試験器による誤差点検 ④検出器又は発信器・調節計・操作部等関連部 と のループ作動点検調整 ⑤実制御における制御状態での点検・確認・調整		○	○	
加湿用 ストレーナ部	冬期加湿ストレーナ部の清掃及び点検整備		○		
停電時作業	全館停電時において、中央監視装置全体に対する影響を確認し、動作確認を行う。				年1回

*1 夏期に○が適用されている項目については、年1回の点検周期とする。

*2 冬期に○が適用されている項目については、年1回の点検周期とする。

「中央監視装置管理点数表」

設置 場所	発停	状態	警報	積算	計測					開度	温度 設定	湿度 設定
					温度	湿度	液面	圧力	濃度			
B2F	60	73	81	6	49	-	5	1	1	1	5	-
B1F	33	7	18	12	18	8	-	-	-	7	7	7
1F	36	8	16	-	20	8	-	-	-	8	8	8
2F	36	8	16	-	24	8	-	-	-	8	8	8
3F	34	8	16	-	23	7	-	-	-	7	8	6
4F	36	8	16	-	23	8	-	-	-	8	8	8
5F	33	8	14	-	21	6	-	-	-	7	8	6
6F	36	8	16	-	24	8	-	-	-	8	8	8
7F	36	8	16	-	24	8	-	-	-	8	8	8
8F	36	8	24	-	23	8	-	-	-	8	8	8
9F	20	5	12	-	14	6	-	-	-	4	4	4
10F	42	14	17	-	21	7	-	-	-	8	10	6
11F	32	10	12	-	16	4	-	-	-	6	6	6
RF	51	22	35	6	28	1	3	-	-	2	23	2
合計	521	195	309	24	328	87	8	1	1	90	119	85

⑪地下オイルタンク等点検

1) 点検対象

「別紙1」地下オイルタンク及び同系統のトレーンチ内送油管とする。

2) 点検内容

共通仕様書第2編4.4.1オイルタンク（地下式オイルタンク、地上式オイルタンク、オイルサービスタンク）及び消防法第14条の3の2により、地下オイルタンク及び土中埋設送油管の定期点検（気密試験）を行う。

なお、地下オイルタンク・気相部は微加圧法、液相部は減圧法（-20kpa）及び土中埋設配管は加圧法による気密試験とする。

3) 点検周期

点検回数は年1回とする。

⑫飲料水等の水質検査

1) 点検対象

飲料水（給水・給湯）、井水、雑用水及び厨房排水の水質検査を行う。

2) 点検内容

i) 飲料水（給水・給湯）・井水の水質検査を下記の要領で行う。

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、給水設備の水質が水道法第4条第1項で定められた水質基準に適合しているかについて検査する。

なお、検査方法等は厚生労働省令及び同省通知によるほか下記による。

a) 検査回数 飲料水（給水） 年2回（9月・3月）

飲料水（給湯）×3カ所 年2回（9月・3月）

井水 年1回（9月）

b) 検査項目 ①省略不可項目10項目、②重金属等5項目、③消毒副生成物等12項目。ただし、3月の検査は省略不可項目のみとする。

ii) 雜用水の水質検査を下記の要領で行う。

a) 検査回数 年間12回（月1回）

b) 検査項目 ①水素イオン濃度（pH）、②臭気、③外観、④大腸菌、⑤濁度

- c) 検査方法 B1F女子トイレより採水して検査する。
(計量方法は水質基準に関する省令による。)
- d) 検査報告 水質測定記録票を検査ごとに提出する。
(記録票は、下水道法施行規則に定められた様式による。)
- ⅱ) 廉房排水の水質検査を下記の要領で行う。
- a) 検査回数 年間26回(2週間に1回)
- b) 検査項目 ①水素イオン濃度(pH)、②生物化学的酸素要求量(BOD)、③浮遊物質量(SS)、④ノルマルヘキサン抽出物質
- c) 検査方法 廉房排水系統の排水栓より採水して検査する。
(計量方法はJIS K 0102及び環境庁告示による。)
- d) 検査報告 水質測定記録票を検査ごとに提出する。
(記録票は、下水道法施行規則に定められた様式による。)
- 3) その他
- ・採水場所、採水日、採水時間等については、予め施設管理担当者と協議して決定すると共に、年間工程表を作成して提出すること。
 - ・各検査終了後、速やかに検査結果報告書を提出すること。

⑬受水槽点検清掃

1) 点検対象

	種別	容量(約)	材質	台数	設置場所	備考
①	受水タンク	100m ³	鋼板製一体型	1	屋外	上水系統
②	高置タンク	25m ³	鋼板製パネル型	3	屋上	上水系統
③	高置タンク	17m ³	鋼板製一体型	2	屋上	雑用水系統

2) 点検内容

共通仕様書第2編4.5.1受水タンク・高置タンクの各点検を行う。4.5.2受水タンク・高置タンクの清掃に従い、清掃を行う。

3) 点検清掃周期

点検清掃回数は年1回とする。

4) その他

点検及び清掃は水槽を切り替えながら実施し、庁舎内にて断水するがないように、休日に作業を行うこと。

⑭地下水槽等の点検清掃

1) 点検対象

	種別	容量(約)	単位容量×槽数	場所	備考
①	消防用水槽	508.2m ³	46.2m ³ ×11槽	B2F	衛生ポンプ室・中央監視室下
②	雑用水受水槽	225.8m ³	23.0m ³ ×6槽+43.9m ³ ×2槽	B2F	冷温水機室・衛生ポンプ室
③	汚水槽	6.8m ³	6.8m ³ ×1槽	B2F	浴室更衣室
④	汚水槽	3.0m ³	3.0m ³ ×1槽	B2F	無線実験室
⑤	雑排水槽	75.6m ³	37.8m ³ ×2槽	B2F	無線実験室
⑥	雑排水槽	87.8m ³	43.9m ³ ×2槽	B2F	空調機械室
⑦	雑排水槽	40.3m ³	40.3m ³ ×1槽	B2F	倉庫A
⑧	雑排水槽	153.4m ³	76.7m ³ ×2槽	B2F	貯湯槽室
⑨	雑排水槽	32.6m ³	16.3m ³ ×1槽	B2F	ボイラ室
⑩	雑排水槽	48.6m ³	48.6m ³ ×1槽	B2F	スロープ下倉庫

⑪	雑排水槽	322.2m ³	48.6m ³ ×5槽+ 39.6m ³ ×2槽	B2F	空調ボンベ室
⑫	雑排水槽	47.2m ³	47.2m ³ ×1槽	B2F	焼却室
⑬	雑排水槽	80.0m ³	80.0m ³ ×1槽	屋外	厨房排水系統
⑭	グリーストラップ	5.0m ³	5.0m ³	屋外	

2) 点検清掃内容

共通仕様書第2編4.5.5汚水槽・雑排水槽による点検を行う。「共通仕様書」第2編4.5.6汚水槽・雑排水槽の清掃に従い、清掃を行う。

ただし、清掃によって生じた汚泥等産業廃棄物の収集・運搬及び処理は、別途とする。

3) 点検周期

点検回数は年1回とする。

4) 清掃周期

- ・消火用水槽・雑用水受水槽の清掃回数は年1回とする。
- ・汚水槽の清掃回数は年3回とする。
- ・雑排水槽の清掃回数は年2回とする。
- ・厨房系統雑排水槽及びグリーストラップの清掃回数は年6回とする。

5) その他

- ・消火用水槽の清掃は、他の水槽に水を移しながら行うなどして、常に必要な最小保有水量を確保すること。
- ・汚水槽及び雑排水槽については、清掃終了後、害虫駆除用薬剤の散布を行う。
- ・作業は原則として休日に行うこと。また、作業行程及び作業方法等については、事前に施設管理担当者と十分な協議を行い承諾を得ること。
- ・作業回数に記載されている実施時期等に変更が生じる場合は、監督職員との協議により決定する。

⑯厨房系統排水管他の高圧洗浄

1) 洗浄対象

- ・高圧洗浄機による下記の排水配管内の洗浄を行う。
- ①和洋食堂系統排水管（125A×約38m）
- ②食堂系統排水管（125A×約5m）
- ③軽食堂系統排水管（65A×約10m）
- ④そば食堂系統排水管（125A×約16m）
- ⑤各食堂内排水枝管（シンク～側溝まで）

和洋食堂15カ所、食堂16カ所、軽食堂4カ所、そば食堂8カ所

2) 作業周期

作業回数は1回とする。（3月）

3) その他

- ・作業は原則として休日に行うこと。また、作業行程及び作業方法等については、事前に施設管理担当者と十分な協議を行い承諾を得ること。
- ・作業回数に記載されている実施時期等に変更が生じる場合は、監督職員との協議により決定する。

⑰ファンコイルユニット

1) 点検対象

「別紙1」に示すファンコイルユニット（全101台）とする。

2) 点検内容

共通仕様書第2編4.4.6ファンコイルユニット・ファンコンベクターの項によるシーズンイン点検を行う。(年2回)また、冷房運転中にドレンパンの排水確認及び必要に応じ清掃を行う。(年2回)

⑯電気湯沸器

1) 点検対象

給湯室(南・北、B1F~11F)に設置している貯湯式電気湯沸器(全24台)とする。

2) 点検内容

共通仕様書第2編4.5.9電気温水器の項による。

3) 点検周期

点検周期は周期Ⅱを適用する。

4) その他

点検作業は、休日に実施する。

⑰「建築基準法」に基づく定期点検

1) 「建築基準法」第12条第2項及び第4項に基づいた定期点検を行う。

2) 点検は一級建築士若しくは二級建築士又は特殊建築物調査資格者(建築物の敷地及び構造の点検の場合に限る)の資格を有したものが行う。

⑯危険物施設の定期点検

1) 点検対象

地下タンク貯蔵所、一般取扱所(ボイラー等、発電機等)及び危険物貯蔵所(特別高圧電気室)とする。

2) 点検内容

「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」(平成3年5月28日付け消防危第48号消防危険物規則課長通知)による点検を「危険物取扱者」が行う。

3) 点検周期

点検回数は年6回とする。

5. その他

- (1) 設備機器に故障等が発生した場合は、直ちに監督職員と調整を図り、必要な措置を講じること。
- (2) 作業の実施に当たっては、施設、第三者、備品等に対し、損害を与えないよう必要な措置を行うこと。
- (3) 点検中に誤操作や過失により、施設等に損害を与えた場合は、落札事業者の責任において速やかに復旧させること。
- (4) 業務の実施に伴い発生した廃棄物については適切に処理を行うこと。
- (5) 首都直下地震などの大規模な災害が勤務時間中に発生した場合は、監督職員より予め指示されている災害対応業務に従事する。
また、勤務時間外に発生した場合は、被災状況に応じて安全性等が確保できていれば出勤し、災害対応業務に従事する。
なお、原則実施にあたって契約金額の変更は行わないものとする。
- (6) その他、本資料に記載ない事項又は疑義を生じた場合は、監督職員と協議してこれを定める。

1. 業務件名：受電設備等運転監視・点検保守

2. 業務概要

本業務は3号館に設置してある受電設備等の運転・監視、定期、日常点検保守を行うものである。

3. 対象機器 別紙1のとおり。(詳細は別添参考資料による。)

4. 業務内容

(1) 本資料に記載されていない事項は共通仕様書によるものとし重複した項目については原則本稿が優先する。

(2) 業務一般

1) 業務の種別

業務の実施は、次の各種別により業務担当者が実施するものとする。

①運転・監視業務

この業務は、履行期間内の毎日、実施するものとし、中央監視室に常駐（設備の巡回時を除く。）し、各種監視盤の監視及び諸設備の巡回を行うほか、設備の異常又は事故等による緊急時に対処できるよう、保安上の操作準備を行う等の待機業務を行うものをいう。

②日常点検業務

この業務は、履行期間内の月曜日から金曜日（休日を除く。）に点検対象設備の保守点検業務を行うことをいい、保安上及び作業の安全性から複数の業務担当者により、実施するものとする。

③宿直業務

この業務は、①の運転・監視業務と同様な業務をいい、履行期間内の毎日、実施するものとする。

④定期点検業務（年、半年）

履行期間内で業務責任者と監督職員が協議し、決定した日（1年に1回の年点検時とする。

毎年11月中旬）に実施する保守点検業務をいう。（発電設備関係は半年毎に実施し、1回は年点検に合わせる）

⑤店舗等の検針（検針・報告）

2) 履行項目

共通仕様書第2編定期点検等及び保守、第3編運転・監視及び日常点検・保守並びに本仕様書に記載された事項によるものとしこれによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 作業管理

1) 業務責任者は、この業務の実施にあたり、常に作業の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

2) 業務責任者は、台風、豪雨及び地震等その他の天災に対しては、平素から予報等に充分な注意を払い、常にこれに対処できるよう準備しておくものとする。なお、災害の発生若しくは発生のおそれがある場合には、監督職員の指示により、本業務の工程を変更することがある。

3) 業務責任者及び副責任者は、設備の系統及び状況について既存図面並びに過去の報告書により常に把握しトラブルに備えるものとする。

(4) 各業務の補足事項

1) 運転・監視業務

受配電設備、予備発電設備及び高圧負荷設備等の監視、点検、操作及び記録を行うものとし、保安を確保するとともに、受電日誌に指定時間ごとの状態を正確に記録整理するものとする。

2) 日常点検業務

①月点検周期以内の業務を月内に実施できるよう、計画表を作成し、次に掲げる業務を実施するものとする。

②予備発電設備

予備発電装置の定期試運転、各部の点検記録及び清掃

- ③低圧配電盤からの幹線、各階分電盤及び負荷設備の点検記録並びに各階配線室の清掃
- ④照明器具等のランプ、安定器等の部品交換、器具清掃（部品交換時とする。）及び記録
- ⑤事務室及び共用部（各階の廊下、エレベータホール等）の照度測定及び記録
(監督職員が指示する場所を年2回実施する)
- ⑥庁舎内外の共用部を毎月1回定期巡回し、照明施設等の不点その他障害箇所の発見及び記録。
- ⑦動力設備の低圧配電盤から負荷設備（制御盤を含む）までの配線の点検、測定及び記録、制御盤の点検清掃
- ⑧直流電源設備の点検、電圧電流測定、記録及び清掃
- ⑨構内（屋外）監視カメラ各部の切換操作、制御動作の確認及び点検清掃

3) 定期点検業務（年点検）

- ①年1回実施する受配電設備の全停電を伴う点検整備時においては、次に掲げる業務を実施するものとする。
- ②東京電力パワーグリッド㈱銀座支社配電部 22KV配電グループとの連絡及び確認作業
- ③受電設備の停止及び運転操作作業
- ④当庁舎の仮設電源の切換え等の連絡及び確認作業
- ⑤庁舎管理上の各室（中央監視室、守衛室及び電話交換機室等）の仮設電源確保のための作業
- ⑥分電盤、配電盤及び動力盤等の低圧回路の絶縁測定及び記録
- ⑦点検完了後に施設ごとのデータ等を検討解析し、技術的な所見、提言等の報告書作成作業
- ⑧受配電設備の年点検（半年点検含む）においては、納入メーカー若しくは納入メーカーと同等の検査能力を有すると認定された者により行うものとする。
- ⑨業務の履行中又は履行後発生した不良箇所で明らかに履行者の責に起因すると認められるものについては、落札事業者の責に於いて速やかに処置するものとする。
- ⑩点検の実施に当たっては停電を伴うので、停電に対する重要箇所への仮設電源設備（300KVA以上）を別途設けて、重要施設及び作業箇所の照明、非常用設備並びに通信設備等の電源を確保するものとする。
- ⑪消防設備の点検は該当する消防設備士又は消防設備点検資格者免許の交付を受けているものが行うものとする。
- ⑫直流電源装置及び蓄電池の点検にあたっては、蓄電池の内部抵抗測定等を行い蓄電池の劣化を確認するものとする。
- ⑬高圧配電室内、接地端子盤の接地抵抗を測定する。
- ⑭照明制御設備について、機能点検・外観点検・電源電圧測定、動作確認を実施するものとする。
- ⑮中央監視盤（電力）において、各機器の警報や状態表示及び中央監視盤（電力）からの遠方制御が正常に動作することを確認する。

4) 定期点検業務（半年）

- ①半年点検整備においては、受配電設備点検整備と連携し実施することとし、停復電時及び点検中の事象に備えることを目的として、技術者を配置するものとする。
- ②設備機器に不良が生じた時は、直ちに技術者を派遣して点検、調整等必要な措置を講ずるものとする。
- ③発電設備の年点検（半年点検含む）においては、納入メーカー若しくは納入メーカーと同等の検査能力を有すると認定された者により行うものとする。
- ④交換部品（下表参照）の交換を本（年）点検に併せ実施するものとする。

部品名	数量	備考
燃料油フィルターエレメント	2個	
潤滑油フィルターエレメント	2個	
潤滑油	4缶	

5) 宿直業務

受配電設備、予備発電設備及び高圧負荷設備等の監視、点検、操作及び記録を行うものとし、

保安を確保するとともに、受電日誌に指定時間ごとの状態を正確に記録整理するものとする。

ただし、23時00分から翌日の6時00分までの間は記録を省略することができる。

(5) 他の年点検業務

1) 車路警報装置

- ①車路警報装置の動作機能確認
- ②電源回路の絶縁測定及び記録

2) 避雷針及び接地極

- ①避雷針突針部、支柱及び導体並びに軸体溶接箇所の点検、取付けボルト類の増締め
- ②接地極表示票等の確認及び接地抵抗の測定及び記録

3) OA用分岐盤（各階資料室内等）

- ①分岐盤及び分電盤回路の絶縁測定、接地点検、端子の取付、端子増締め記録
- ②分岐盤及び分電盤周辺環境点検確認

4) 消防設備（非常用コンセント設備）の点検

- ①消防設備の点検は該当する消防設備士又は消防設備点検資格者免許の交付を受けているものが行うものとする。
- ②消防設備等の点検結果を昭和50年消防庁告示第14号に定める消防用設備等点検結果報告書に添付する点検表に記載し3部提出するものとする。

(6) 自動ドア設備

1) 作業概要

3号館に設置されている自動扉11箇所（B1F：ホットラインステーション、玄関、多機能トイレ、1F：玄関2箇所、ロビー喫煙コーナー、多機能トイレ、4F：多機能トイレ2箇所、7F：多機能トイレ、10F：多機能トイレ、構内：保育園）の性能及び機能が常に良好な状態に作動、維持されるよう点検保守を行う。

2) 業務仕様

- ・点検は3ヶ月に1回（年間4回実施する。）
- ・点検項目は、建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)によるものとする。
- ・技術員（自動ドア施工技能士の有資格者）を派遣し、点検保守を行うものとし、自動ドア安全ガイドライン（スライド式自動ドア編）を遵守する。
- ・点検においては現状の使用状況（開閉回数・開閉速度）を確認すること。
- ・点検終了後報告書を提出すること。
- ・保守点検に必要な各種測定器、工具、消耗品は落札事業者の負担とする。
- ・障害が生じたときは、直ちに技術員を派遣して点検、調整、軽微な修理、試験等必要な措置を講ずるものとする。

(7) 受電設備等の操作

1) 受電設備の操作は、監督職員の指示がなければ操作してはならない。ただし、事故等による緊急時は東京電力パワーグリッド㈱銀座支社配電部22KV配電グループと打合せのうえ、直ちに保安上必要な処置をとるとともに原因等を除去し、安全を確認した後に速やかに操作するものとする。

2) 配電設備の操作は、監督職員の指示がなければ操作してはならない。

ただし、事故等による緊急時は、直ちに保安上必要な処置をとるとともに原因等を除去し、安全を確認した後に速やかに操作するものとする。

また、夏季において契約電力を超過しないよう必要に応じて監督職員管理のもと操作を行う。（デマンドコントロール：契約後1ヶ月以内に要領書を作成のうえ提出すること。）

3) 予備発電装置の操作

予備発電装置は、通常自動起動できる体制にして待機させるものとする。

4) 各設備の操作に関する処置及び記録

業務担当者は、受電設備等の操作を行った場合には操作後、直ちにその理由及び処置の内容等を監督職員に報告するものとする。ただし、予備発電設備の定期操作は除くものとする。

①事故発生日時及び操作日時

②事故発生場所

- ③動作継電器の名称及び計器の指示
- ④機器等の動作状況及び操作した機器名
- ⑤東京電力パワーグリッド㈱銀座支社配電部 22KV 配電グループへの連絡者及び受信者
氏名及び時間
- ⑥監督職員の指示事項
- ⑦その他参考事項

(8) 障害等の調査等

保守点検の結果、設備（部品）の故障（老朽、破損及び腐食を含む。）及び保全管理上等の問題点があった場合には速やかに報告するとともに、場所、箇所、設備（部品名）、不良内容（原因、状態）及び処理方法等を報告するものとする。

また、電気設備の障害対応のうち急を要するものについては、保全管理上支障がないよう対策を施すものとし、処理内容、作業時間等を報告するものとする。

5. その他

(1) 関係法令等

- ①電気事業法及びこれに基づく諸規則
- ②電気通信事業法及びこれに基づく諸規則
- ③消防法及びこれに基づく諸規則
- ④日本工業規格（JIS）
- ⑤電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）

(2) 本庁舎において、別途電気設備等の工事が実施される場合は、工事の内容、工事設備の機能等の把握を行い必要な対応（立会確認等）を行うものとする。

(3) 消防設備及び非常放送設備について各機能を把握し、必要に応じて操作補助を行うものとする。

(4) 空調設備及び衛生設備監視盤において業務担当者が不在の場合、各設備の異常又は事故等による緊急時の連絡を監督職員に行うものとする。

（5）業務期間中、履行者の不注意により建物、設備等に損傷その他の損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告すると共に復旧又は落札事業者の責任において補修等を行わせる場合がある。

（6）契約期間満了又は解除された場合は、監督職員立ち会いのもとに次期業務担当者等に関係資料の一切を引き継ぐものとする。

（7）保全に必要な点検及び試験の周期を励行し、障害発生を未然に防ぐとともに万一障害が発生した場合は、速やかに監督職員に報告し、その指示を受け対応するものとする。（対応とは、応急復旧、原因究明、復旧及び再発防止対策の立案とする。）

また、ブレーカトリップ等入居者からの連絡によるものも同様とする。

（8）首都直下地震などの大規模な災害が勤務時間中に発生した場合は、監督職員より予め指示されている災害対応業務に従事する。

また、勤務時間外に発生した場合は、被災状況に応じて安全性等が確保できていれば出勤し、災害対応業務に従事する。

なお、原則実施にあたって契約金額の変更は行わないものとする。

（9）その他、本資料に記載ない事項又は疑義を生じた場合は、監督職員と協議してこれを定める。

受電設備等機器一覽表

(中央合同倉庫3号館)

(参考資料)

区分	機器名	性能等	設置場所	数量単位	日常点検 3ヶ月点検 (4回)	6ヶ月点検 (2回)	12ヶ月点検 (1回)	メーカー	型式
(受電設備)									
高圧	特別高圧 特高開閉配電盤	22kVループ受電方式 DS 24kV 630A	特別高圧室	5面	○	○	○	HS-A型	三巻
	特別高圧断路器		特別高圧室	3台	○	○	○	20-DW-12	三巻
	特別高圧用変成器		特別高圧室	9個	○	○	○	GW-22A, BS-HB	三巻
	保護遮断器		特別高圧室	2台	○	○	○	CACI-A01D2	三巻
	保護遮断機		特別高圧室	3台	○	○	○	MSR-3-2030	三巻
	特別高圧遮断器		特別高圧室	4台	○	○	○	20-VPR-25C	三巻
	特別高圧遮断機		特別高圧室	2台	○	○	○	ES-B型	三巻
	特別高壓遮断盤		特別高圧室	2台	○	○	○	ZS-C1	三巻
	特別高壓遮断盤		特別高圧室	1面	○	○	○	SWITCH BOARD	三巻
	高圧消弧配電盤		高圧消弧室	45面	○	○	○	EEF	三巻
	高圧真空遮断器	VCB 3.6kV 1200A 25kA	高圧配電室	5台	○	○	○	VF-200M-CD	三巻
	高圧真空遮断器	VCB 3.6kV 600A 25kA	高圧配電室	21台	○	○	○	VF-200M-CD	三巻
	高圧負荷限界器	LBS 3.6kV 200A	高圧配電室	15台	○	○	○	SCT, SCL	三基
	計器用変成器		高圧配電室	103個	○	○	○		
	保護继電器		高圧配電室	40台	○	○	○		
	高圧変圧器	モールド型 3.6kW 3.3kV/210V 500kVA	高圧配電室	5台	○	○	○	CV-F形	三巻
	高圧変圧器	モールド型 3.6kW 3.3kV/210V 300kVA	高圧配電室	2台	○	○	○	CV-F形	三巻
	高圧変圧器	モールド型 3.6kW 3.3kV/210V 200kVA	高圧配電室	1台	○	○	○	CV-F形	三巻
	高圧変圧器	モールド型 3.6kW 3.3kV/420V 500kVA	高圧配電室	1台	○	○	○	CV-3R形	三巻
	高圧変圧器	モールド型 3.6kW 3.3kV/182.108V 500kVA	高圧配電室	2台	○	○	○	CV-FP形	三巻
	高圧変圧器	モールド型 1.Φ 3W 3.3kV/210-108V 200kVA	高圧配電室	4台	○	○	○	CV-F形	三巻
	高圧変圧器	モールド型 3.Φ 6W 3.3kV/210-108V 50kVA	高圧配電室	1台	○	○	○	MASE形	三巻
	過渡装置	4.2kV	高圧配電室	2台	○	○	○	VZ2-VL-D形	三基
	高圧真空負荷開閉器	VCS 3.6kV 200A	高圧配電室	10台	○	○	○	AMH-HB	三基
	高圧コンデンサ	蓄熱方式入出力式 35.1kV 319kvar 放電抵抗付 直列リアクタ	高圧配電室	10台	○	○	○	GN-1M	三基
	高圧配電盤	19.1kvar	高圧配電室	23面	○	○	○	FF形	三基
	高圧遮断器	非常照明用100V MSEX900Ah 54個	高圧配電室	1組	○	○	○	SCT, SCL	三基
	直流遮断器	操作用100V MSEX300Ah 52個	高圧配電室	1組	○	○	○	GS-SGF3-121-600CAP	三基
	交流遮断器	切換用24V MSEX50Ah -12V 2個	高圧配電室	1組	○	○	○	GS-BROS02030TBEP	三基
	中央監視盤	監視装置(P.C.) 液晶モニタ二台 ブリッター	中央監視室	1式	○	○	○	神奈川工業	
(PH充電気室)									
高圧	高圧開閉盤	VCB 3.6kV 600A 25kA	PH北配電室	11面	○	○	○	FF形, 白川	三基
	高圧真空遮断器	IBS 3.6kV 200A	PH北配電室	3台	○	○	○	PF・S形	三基
	計器用変成器		PH北配電室	8台	○	○	○		
	保護继電器		PH北配電室	30個	○	○	○		
	高圧変圧器	モールド型 3.6kW 3.3kV/210V 500kVA	PH北配電室	1台	○	○	○	CV-FPM形	三基
	高圧変圧器	モールド型 3.6kW 3.3kV/210V 200kVA	PH北配電室	2台	○	○	○	CV-FPM形	三基
	高圧変圧器	モールド型 3.6kW 3.3kV/210V 200kVA	PH北配電室	1台	○	○	○	RCT-N21形	三基
	高圧変圧器	モールド型 3.6kW 3.3kV/210V 75kVA	PH北配電室	1台	○	○	○	CV-FPM形	三基
	高圧変圧器	モールド型 1.Φ 3W 3.3kV/210-108V 75kVA	PH北配電室	2台	○	○	○	CV-FPM形	三基
	高圧変圧器	モールド型 1.Φ 3W 3.3kV/210-108V 50kVA	PH北配電室	1台	○	○	○	CV-FPM形	三基
	低圧配電盤	非常照明・操作用100V MSEX500Ah 54個	PH北配電室	9面	○	○	○	PF・S形	三基
	高圧配電盤	高圧開閉盤	PH北配電室	1組	○	○	○	SGF3-121-350CA	三基
(PH南電気室)									
高圧	高圧開閉盤	P.H南配電室	10面	○	○	○	○	FF形	三基

1. 業務件名 昇降機の点検保守

2. 業務概要

3号館の昇降機設備（エレベーター全14機）の定期点検・保守及び整備を行う。

3. 業務対象

号機	方式	用途	積載量 (kg)	速度 (m/分)	停止階床数	停止階	停止階設定	制御方式	戸	運転方式	地震時管制運転 (感知器)	火災時管制運転	自家発時管制運転	停電時救出運転	身体障害者用	オートアンプス	リストア機能	製造業者 ※1	設置年月日
1	ロープ式	乗用	1,000	105	12	B1~11	B1~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き	群管理 全自動	精密級 (P波)	○	○	○	○	○	オーチス	平成10年11月3日	
2	ロープ式	乗用	1,000	105	12	B1~11	B1~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成11年9月28日
3	ロープ式	乗用	1,000	105	12	B1~11	B1~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成13年10月1日
4	ロープ式	乗用	1,000	105	13	B2~11	B1~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成13年10月30日
5	ロープ式	乗用	1,000	120	13	B2~11	B2~6	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き	群管理 全自動	緊急地震 速報利用 併用	○	○	○	○	○	三菱電機	平成5年11月8日	
6	ロープ式	乗用	1,000	120	13	B2~11	B2~6	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成5年11月8日
7	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	B1~1~6~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成17年3月10日
8	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	B1~1~6~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成17年3月10日
9	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	B1~1~6~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き	群管理 全自動	同上	○	○	○	○	○	三菱電機	平成13年10月22日	
10	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	B1~1~6~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成13年12月17日
11	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	1~5	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成14年2月26日
12	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	1~4	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き										平成14年2月28日
13	ロープ式	人荷共用 ・非常用	1,150	90	13	B2~11	B2~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 中央開き	乗合 全自動	同上	○	○	○	○	○	三菱電機	平成14年12月17日	
14	ロープ式	人荷共用 ・非常用	1,150	90	14	B2~11~P	B2~11~P	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 中央開き										平成14年3月4日
※1 製造業者 オーチス…日本オーチス・エレベータ株式会社 三菱電機…三菱電機株式会社																			

4. 業務内容

(1) 業務内容

「共通仕様書」第2編7.2.5ロープ式エレベーター（マイコン制御）の項に7.2.8非常用エレベーターの項によるほか、次による。

1) フルメンテナンス契約とする。

2) 性能検査の立会を行う。

建築基準法、人事院規則に基づく性能検査に立ち会うものとし、検査に要する費用は落札事業者の負担とする。

3) 緊急時の対応を行う。

受注者は故障発生等緊急の連絡を受けた際は、業務関係者により30分以内に必要な措置に着手する。作業終了後は監督職員に報告書を提出し、承諾が得られるまで庁舎内にて正常な運行を確認する。なお、原則として24時間以内に復旧させる。また、故障等が他号機も同様に発生する恐れのある場合は、他号機も同様に部品の修理や交換等を行う。

4. その他

(1) 点検は1台ずつを行い、同時に複数台の点検は行わない。

(2) 1日の実施台数は、最大4台までとする。

(3) 点検時間は、午前が10時から11時30分、午後が13時30分から18時15分とする。また、人荷用の13・14号機は15時30分以降とする。

(4) 月例点検は全ての週に作業を行うように点検日を分散すること。

- (5) №. 12号機の点検は、当日予定変更を依頼する場合・休日点検の依頼をする場合がある。
- (6) 夜間・休日を含め24時間体制で故障発生等の連絡を受け付けすること。また、連絡後30分以内に保守等に着手すること。
- (7) 業務責任者は、緊急時等を除き、全ての作業に立ち会うこと。
- (8) 保守点検業務に使用する材料は、3号館に設置されたエレベーター製造業者の部品及びJIS等の規格品とし、良好な品質のものとすること。
- (9) 点検等により交換を行った機器及び部品等は、部品管理台帳として整備すること。
- (10) 本エレベーターに事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から施設管理者が特定行政庁に報告する上で、施設管理者の求めに応じて保守点検業者の立場から必要な協力を行うこと。
- (11) 首都直下地震などの大規模な災害が勤務時間中に発生した場合は、監督職員より予め指示されている災害対応業務に従事する。また、勤務時間外に発生した場合は、被災状況に応じて安全性等が確保できていれば出勤し、災害対応業務に従事する。
なお、原則実施にあたって契約金額の変更は行わないものとする。